

第3期 流山市 地域福祉計画

平成 29 年度→平成 33 年度



できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

地域に関わるすべての人・団体・事業者を「福祉の担い手」ととらえ
地域での助け合い・支え合いの活発化を目指します

この計画は、子ども、高齢者、障害者などの様々な福祉分野の基本となるものです

内容

第1章 第3期地域福祉計画の策定について	1
第1節 策定の背景.....	2
第2節 計画の位置付け	5
第3節 計画の期間.....	7
第4節 国・県・市の動きと取組み.....	9
第5節 第1期・第2期計画のふりかえり	14
第6節 第3期地域福祉計画の基本理念・施策の方針	15
第7節 地域のチカラ ～ソーシャルキャピタル～	17
第8節 圏域の設定.....	20
第9節 計画の策定体制	22
第2章 流山市の現状.....	23
第1節 流山市の現状.....	24
第2節 第3期に向けたニーズ・課題	30
第3章 施策の方針・推進体系	34
第1節 基本目標1 地域福祉を推進する担い手	36
1-1-（1）地域福祉の理解	
1-1-（2）福祉教育・学ぶ場	
1-2-（1）地域福祉活動への参加	
1-2-（2）NPOやボランティアへの参加	
1-2-（3）自治会活動への参加	
1-2-（4）健康づくり・介護予防活動への参加	

第2節 基本目標2 地域福祉を推進するつながり	43
2-1-（1）ボランティア・NPOとの連携	
2-1-（2）民生委員・児童委員との連携	
2-1-（3）社会福祉協議会との連携	
2-2-（1）地域包括ケアシステムの構築	
2-2-（2）地域コミュニティ・自治会の活性化	
2-2-（3）地域支え合い活動の活性化	
第3節 基本目標3 地域福祉を推進するまちづくり	50
3-1-（1）情報提供体制の充実	
3-1-（2）相談体制の充実	
3-1-（3）福祉サービスの質の向上	
3-1-（4）福祉サービスによる支援	
3-2-（1）多様な人・生き方の理解と受容	
3-2-（2）権利擁護	
3-3-（1）福祉拠点の充実・サービス基盤の整備	
3-3-（2）バリアフリー・安心安全の取組み	
3-3-（3）地域の移動手段の確保	
3-3-（4）避難行動要支援者の対応	
第4章 計画を推進するために	66
第1節 それぞれの役割	66
第2節 計画の推進および進行管理	68
付属資料 市民アンケート結果（抜粋）	71
付属資料 用語集	103

第1章

第3期地域福祉計画の 策定について



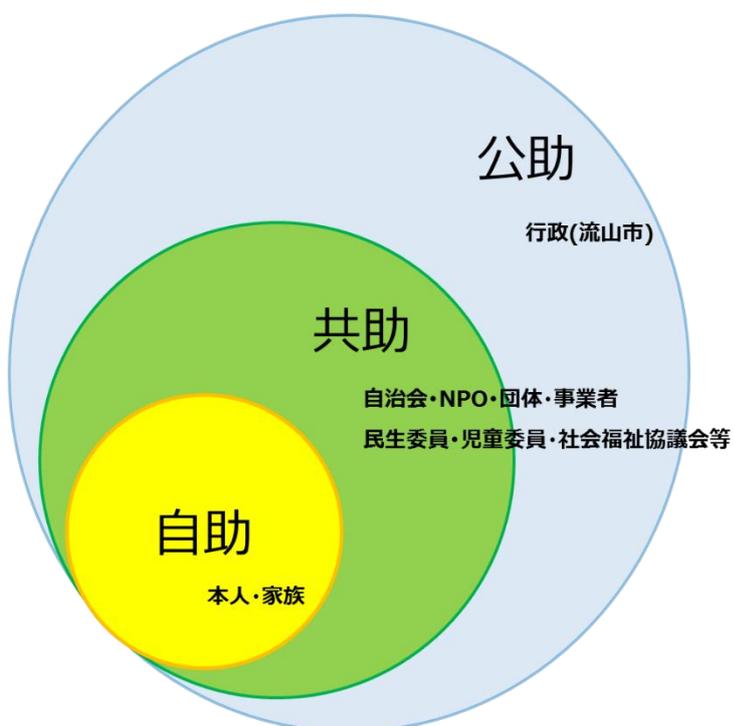
第1章 第3期地域福祉計画の策定について

第1節 策定の背景

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべての人を「福祉の担い手」ととらえ、地域での助け合いを活発化させるための取り組みのことです。個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、地域の手カヲを高めることによって、解決の可能性が大きく広がります。

地域の福祉活動の担い手は、市民一人ひとり、地域、行政など、活動の内容や規模により様々です。この地域福祉計画では、地域の皆さんそれぞれが、役割・できることを認識し、積極的に活動に参加できるよう、「自助(じじょ)」、「共助(きょうじょ)」、「公助(こうじょ)」という考え方を推進していきます。

図表1 自助・共助・公助の担い手



1人ひとりができることから
地域のチカラを高めよう



身近な地域で解決する福祉のニーズ

- 家族、地域、生活の在り方が変化し、福祉のニーズは多様化しています。
- 普段の活動の積み重ね・災害時の経験から、地域の重要性が高まっています。
- 多様化する福祉ニーズには、地域のチカラを高めることが効果的です。

急速に進む高齢化、生活習慣やライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。個人の価値観や意志が尊重される多様な社会が形成されたことで、これまでの地域や住民同士のつながりは希薄になっています。

多様な社会の実現は、福祉のニーズの複雑化にもつながっています。孤独死、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺、ホームレスなど、これまでの高齢者、障害者、児童など分野別公共サービスでは対応できない福祉課題が増加しています。

一方で、頻発する災害や社会参加の多様化が契機となって、ボランティア、NPO *用語集、自治会など、地域のチカラ（地域で活動する個人や団体などの地域資源、地域に根ざした活動等によって形成される関係性）が重視されています。流山市では、教育、子育て、街づくり、防犯、防災など様々な分野において、地域のチカラに支えられています。

地域で起きている課題や福祉のニーズは、地域で活動する個人や団体が一番早くに気づき、一番多くの事を知っています。複雑化する福祉のニーズを解決するためには、地域で活動している個人や団体・民間事業者・行政などが一体となって、地域のチカラを高めていくことが必要です。

高齢化への対応、多様な働き方の実現など、様々な課題に対してすべての人がこれまで以上に向き合っていくことが求められています。地域のチカラを高め、少しでも多くの課題を解決するために、地域に関わるすべての人が「福祉の担い手」となって、主体的に行動していくことが求められています。

地域活動で健康に～人も都市も健康に～

- ・2025年には5人に1人が75歳以上の高齢者になります。
- ・住み慣れた地域での暮らしを続けるためには、地域ぐるみの活動が重要です。
- ・地域活動により、支える人・支えられる人どちらも、そして都市も健康に。

急速な高齢化や福祉のニーズの多様化により、公共の福祉サービスの充実は質量ともに限界を迎えつつあります。団塊の世代が75歳を迎える2025年（平成37年）には、5人に1人が後期高齢者となる¹など、医療給付・介護給付費の増額は避けられません。給付額の伸びに比例して増額する社会保険料など、負担と給付のバランスをどう維持していくのかは、我々一人ひとりにとっても大きな課題です。

将来にわたって持続可能な制度を維持するためには、福祉のニーズすべてを公共の福祉サービスで賄うことは、もはや不可能と言わざるをえません。こうした中で、地域に根ざした様々な活動、介護予防、健康増進など、地域のチカラを高める取組みが注目されています。

地域でのボランティア活動、支え合いや見守りでは、ほんの少しの異変に最も早く気づくことができます。より身近な地域で、病気や困りごとの早期発見、早期対応が可能になれば、住み慣れた地域での生活を一日でも長く続けることができます。日頃からの地域のつながりが機能すれば、災害が起きたときにも、早期支援が期待できます。

地域のチカラは、支えられる人だけでなく、支える人の健康にもつながります。地域の活動に参加することで、自身の生活にも生きがいができ、健康維持や健康増進、介護予防にも大きな効果があります²。何より地域のチカラを大きく育むためには、一人ひとりが心身ともに健康であることが最も重要です。

地域の人すべてが住み慣れた地域で暮らせることはもちろん、自分自身が健康で生きがいのある生活を送るためにも、「福祉の担い手」として、できることから始めてみませんか。

¹ 平成28年版高齢社会白書（内閣府）人口1億2,066万人のうち、65歳以上の高齢者は3,658万人（約30.3%）、75歳以上の後期高齢者は2,179万人（約18.1%）となる見込みである。

² 斉藤 雅茂，近藤 克則，尾島 俊之 [他]，「健康指標との関連からみた高齢者の社会的孤立基準の検討 10年間の AGES コホートより」日本公衆衛生雑誌 62(3), 95-105, 2015

第2節 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定される計画です。また、流山市で策定している総合計画や各福祉分野の施策を具体化する計画との整合を図り策定される計画です。

社会福祉法による根拠～地域福祉の推進～

社会福祉法（平成12年）とは、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定めた、社会福祉分野の骨格となる法律です。その第4条において、地域福祉の推進が明確に位置付けられています。地域社会を構成する一人ひとりの市民、ボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、それぞれに望まれる役割に基づき、これからの地域社会づくりを進めていくことが必要です。

「社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）」

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

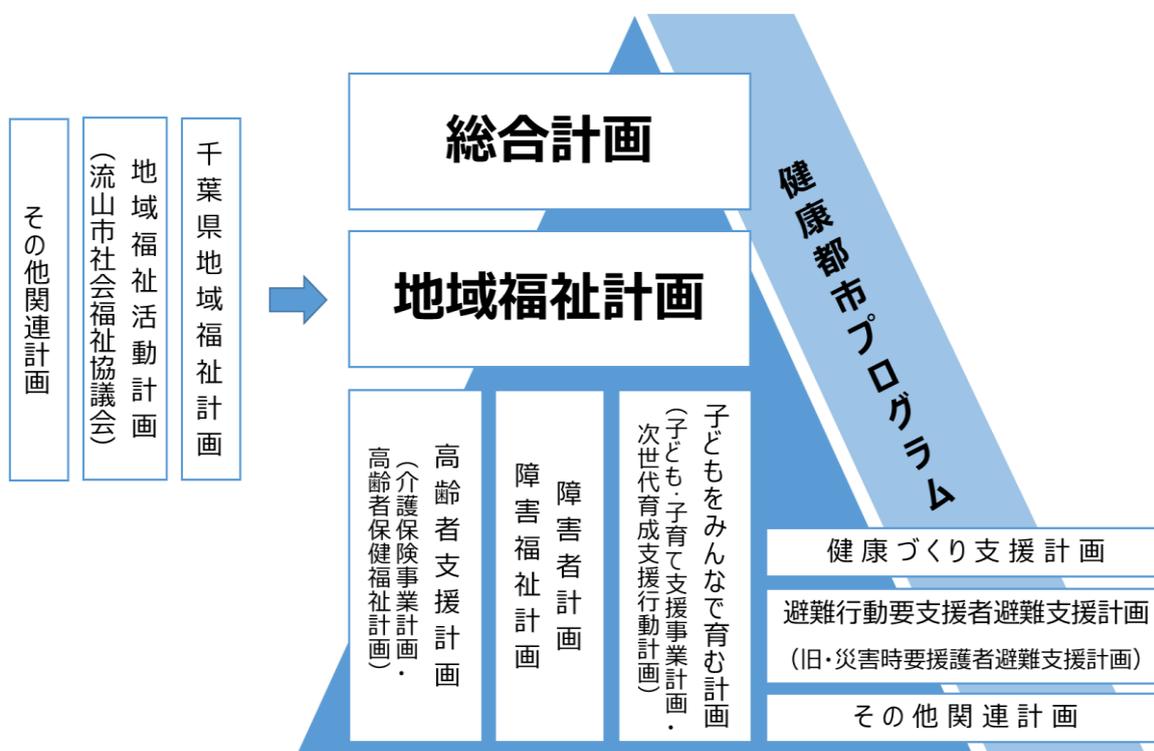
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、流山市の最上位計画である総合計画（基本構想）に基づき、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示すものです。事業の実効性・具体像は、内包する高齢者や障害などの個別計画に委ねることになりますが、各分野に共通する課題を横断的につなげ、地域福祉の推進を図っていきます。

また流山市の行政計画のみにとどまらず、千葉県が策定する千葉県地域福祉支援計画、流山市社会福祉協議会 *用語集 が策定する地域福祉活動計画等とも連携させ、総合的な地域福祉システムの運営を図っていきます。



第3節 計画の期間

第3期の地域福祉計画は、平成29年度から平成33年度までの5か年が計画期間となります。

☆ 地域福祉計画

19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度
← 第1期計画 →					← 第2期計画 →					← 第3期計画 →				

● 総合計画（基本構想 平成12年度～平成31年度）

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
前期基本計画			後期基本計画									
			上期実施計画			中期実施計画				下期実施計画		

● 高齢者支援計画

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第3期		第4期			第5期			第6期			第7期		

● 障害者計画

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第3次		第4次						第5次					

● 障害福祉計画

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
第1期		第2期			第3期			第4期			第5期		

● 子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画

19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
次世代育成支援行動計画								第1期				
前期計画				後期計画								

関連する福祉計画について

高齢者支援計画

老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」、老人保健法の規定に基づく「老人保健計画」及び介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した高齢者施策全般に関わる計画です。「地域ぐるみの支え合いでつくる元気で生き生き安心 流山」の理念を掲げ、介護保険事業や高齢者福祉事業からなる高齢者保健福祉施策を整理しています。

現在の計画は平成27年度から平成29年度までの3か年の計画期間となっており、平成29年度中に次期計画を策定する予定です。

障害者計画・障害福祉計画

障害者計画は障害者基本法に基づき策定され、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき策定されるものです。計画の基本理念は、「ノーマライゼーション」 *用語集 の理念のもと障害者の「完全参加と平等」をめざしています。

障害者計画は6か年（平成27年度から平成32年度まで）、障害福祉計画はその半分の3か年（平成27年度から29年度まで）で、年次を合わせて策定しています。障害福祉計画は、平成29年度中に次期計画を策定する予定です。

子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画

これまでの次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」と、平成27年度から施行された子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」との一体的な計画として策定しています。子どもたちが健やかに成長し、親が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくための指針が示されています。

流山市では、これまで最重点施策として実行してきた保育所の整備や、児童発達支援施設「つばさ学園」の機能拡充を通じて、子育て世代の支援を図ってきました。今後も人口増加が続くと想定されているため、保育需要・学童クラブ需要への対応、児童福祉法の改正による障害児に対する支援強化等を図っています。

第4節 国・県・市の動きと取り組み

国の動き

平成12年、社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。個人の尊厳を尊重することが福祉制度すべての基本的な考え方となり、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で生活が続けられるような環境づくりが進められてきました。

介護分野では、平成12年に社会全体で介護を支える制度として、介護保険制度が施行されました。これまで地域包括支援センター **※用語集** の設置など地域包括ケア **※用語集** の体制づくりが進められ、平成27年以降には、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、総合事業の実施など、さらなる地域包括ケアシステムの構築が進められています。

障害者分野では、平成18年に施行された障害者自立支援法が平成25年に障害者総合支援法に改称され、障害福祉サービスの充実や難病を障害者の範囲に加えるなど、地域社会における共生の実現に向けた取り組みが行われています。同時に、障害を理由とする差別の解消を推進するための障害者差別解消法も施行され、総合的な支援体制が講じられています。

子ども・子育て分野では、平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「社会全体で子育てを支える」という基本的な考えが提唱されました。平成24年には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月より子ども・子育て支援に関する新制度が開始されています。

各個別の福祉制度以外にも、地域や事業者間のネットワーク構築や分野横断的な制度・取り組みが進められています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることの無いよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。多様で複合的な課題を抱える生活困窮者 **※用語集** への対応としては、生活保護に至る前段階で自立支援策を行うため、平成27年には生活困窮者自立支援法が施行されています。

災害時に孤立しやすい高齢者や障害者などの避難行動要支援者（これまでの災害時要援護者） **※用語集** については、避難支援を円滑に行うため、災害対策基本法によって対象者の名簿情報作成が義務化されました。この名簿情報を、本人の同意を得たうえで、自治会・警察・消防・地域包括支援センターなどの地域のネットワーク間で、災害時に有効に機能するよう平常時から共有する自治体も増えてきています。

図表2 国の制度等の主な動き

平成12年 (2000年)	<p>☆社会福祉事業法が社会福祉法へと改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の立場に立った社会福祉の仕組みの確立 <p>☆介護保険制度の施行</p>
平成15年	<p>☆次世代育成支援対策推進法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代の社会を担う子どもの育成支援を推進
平成17年 (2005年)	<p>○「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に特に支援が必要な高齢者、障害者等の情報を事前に共有
平成18年	<p>☆介護保険法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防を重視する仕組みや新サービスを導入 ・地域包括ケア体制を支える地域包括支援センターを設置 <p>☆障害者自立支援法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の種別によらない、一元的な福祉サービスの提供 ・入所施設から地域生活への移行や一般就労に向けた支援
平成20年	<p>☆後期高齢者医療制度の創設</p>
平成22年 (2010年)	<p>☆「子ども・子育てビジョン」閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと子育てを応援する社会の実現
平成24年	<p>☆介護保険法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回、複合型サービス等の創設 <p>☆「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法の制定</p>
平成25年	<p>○災害対策基本法の改正(内閣府)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に関する名簿の作成が市町村長に義務付けされる <p>☆障害者自立支援法の改正(障害者総合支援法に改称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の範囲に難病等を加える <p>☆障害者差別解消法の制定、障害者優先調達推進法の施行</p>
平成26年	<p>☆子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策に関する大綱」の閣議決定
平成27年 (2015年)	<p>☆生活困窮者自立支援法の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護に至る前段階での分野横断的な対応で自立支援を強化 <p>☆介護保険法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療と介護連携の推進、地域包括ケアシステム、総合事業の実施 <p>☆子ども・子育て支援新制度 ＊用語集 の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育ての両立支援、サービスの質の向上・量の拡充

千葉県の動き

千葉県地域福祉支援計画

平成27年3月には、社会福祉法第108条に規定された事項に基づき、「第三次千葉県地域福祉支援計画～『互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会』の構築を目指して～」（平成27年度～平成32年度）が策定されました。

この計画は、近年の地域福祉関連施策の動向を踏まえ、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度等の内容を新たに盛り込んで作成されています。福祉関係団体のみならず、若い人も高齢者も、障害のある人もない人も、また、子どもから大人まで、多くの地域住民が知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材の育成や基盤づくりの推進が掲げられています。

地域・市町村を支援するための施策

- ◆ 互いに支え合う地域コミュニティの再生
- ◆ 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成
- ◆ 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化
- ◆ 支援が必要な人ひとり一人を支える相談支援体制の充実・強化

千葉県子どもの貧困対策推進計画

平成27年12月には、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、「千葉県子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指して～」（平成27年度～平成31年度）が策定されました。

4つの重点支援施策

- ◆ 教育の支援
- ◆ 生活の支援
- ◆ 保護者に対する就労の支援
- ◆ 経済的支援

流山市の動き

総合計画 ・ 下期実施計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）の策定

流山市の最上位計画である総合計画（平成12年度～平成31年度）では、前・後期の10年間に区切って施策の展開を体系別に整理し、さらに10年間で3～4年に細分化して具体的に実施する事業を実施計画として位置付けています。

平成28年度～31年度の4か年における下期実施計画は、平成26年11月以降、市町村での策定が努力義務となっている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に策定され、人口減少克服・地方創生を踏まえた内容となっています。

人も都市も健康に - 健康都市連合日本支部大会の開催

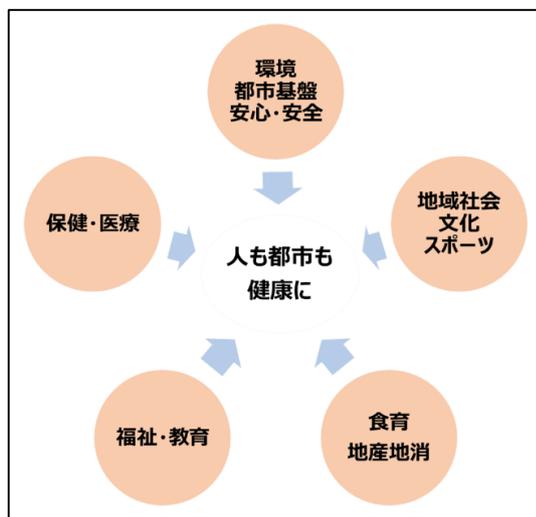
平成28年7月、市制施行40周年を記念した健康都市宣言（平成19年）から10周年の節目と市制施行50周年を迎え、新たにオープンしたキッコーマンアリーナにて、第12回健康都市連合日本支部大会が開催されました。

健康都市の考え方は、WHO（世界保健機関）の「健康都市プログラム」に基づき、今までのように保健医療分野だけで個人の健康増進を図るのではなく、環境や地域、学校や企業など、都市のあらゆる分野を視野に総合的な取り組みを行うものです。

平成20年・平成27年には、「流山市健康都市プログラム」を策定し、市の取り組みと市民との協働を両輪にした活動が展開されています。

図表3 流山市健康都市プログラム 5つのリーディングプラン

第12回健康都市連合日本支部大会開催の様子（平成28年7月26日・27日）

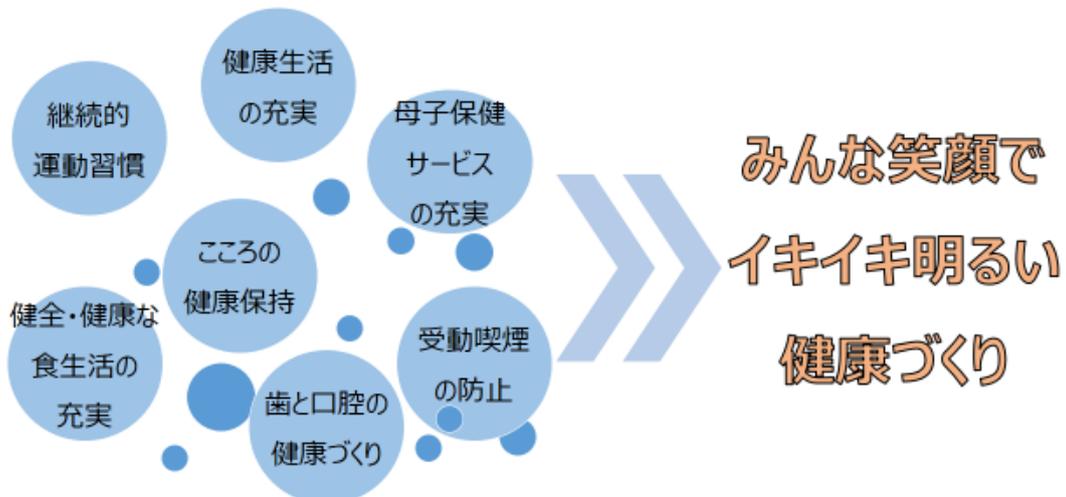


健康づくり支援計画

「いつまでも健康で生活したい」という願いを実現するには、乳幼児期から高齢期までの一生涯を通じた健康づくりへの取組みが必要となっています。そこで、平成27年の第2次健康都市プログラムの策定にあわせて、より具体的な健康施策を推進するための「健康づくり支援計画」（平成27年度～平成31年度）を策定しました。

この計画は、各法令・条例に基づく「健康増進計画」、「食育推進計画」、「母子保健計画」、「歯と口腔の健康づくりのための基本計画」の4つを一体化した計画です。「みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり」を基本理念とし、7つの基本目標と5つのライフステージ（高齢期・壮年期・青年期・学齢期・乳幼児期）により、すべての市民を対象に健康施策を推進しています。

図表4 健康づくり支援計画の7つの基本目標と展開イメージ



第5節 第1期・第2期計画のふりかえり

これまでの第1期、第2期計画の推進により、地域福祉の担い手・ネットワークの一員として、多くの個人、自治会や福祉事業者などの団体が活動しています。第3期計画では、急速な高齢化や子育て世代の増加が進む中で、今後、より多くの方に担い手として参加してもらうことを意識しました。

第1期計画・第2期計画について

第1期、第2期計画では、「誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山」の理念を継続して掲げ、連帯・協働による地域内のパートナーシップ、ネットワークの構築を進めてきました。この間、地域包括ケアシステム、介護支援サポーター、地域支え合い活動など、様々なパートナーシップやネットワークなどの地域福祉の取組みは定着しつつあります。

【第1期計画の概要・平成19年度から平成23年度】

基本理念	誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山
施策の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人が適切なサービスを受けられるしくみをつくる ・適切なサービスを提供するためにパートナーシップに基づいた協働を図る ・総合的な効果的な事業推進体制をつくる

【第2期計画の概要・平成24年度から平成28年度】

基本理念	誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山
施策の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を推進する人づくり ・情報提供・相談体制の充実とサービス利用の促進 ・地域福祉推進のための仕組みづくり（ネットワークの構築） ・誰もが安心して暮らせるまちづくり

第6節 第3期地域福祉計画の基本理念・施策の方針

基本理念

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

~みんながずっと住みたいまち ながれやま~

これまでの第1期計画・第2期計画のふりかえり、第3期地域福祉計画の策定に向けて実施した市民アンケートからは、多様なニーズ・課題が寄せられました。個々の力だけでは解決が難しい多様化した課題であっても、地域のチカラ（地域で活動する個人や団体などの地域資源、地域に根ざした活動等によって形成される関係性）を高めることで、解決の可能性が大きく広がります。

地域のチカラを高めて、解決の可能性を大きくするためには、少しでも多くの皆さんに参加してもらうことが何より必要です。地域で求められる活動は、その内容や規模など様々です。地域に住む皆が、他人事にするのではなく、ライフスタイルやライフステージにあわせて、「できること」を少しずつから始めるだけでも大きなチカラになります。

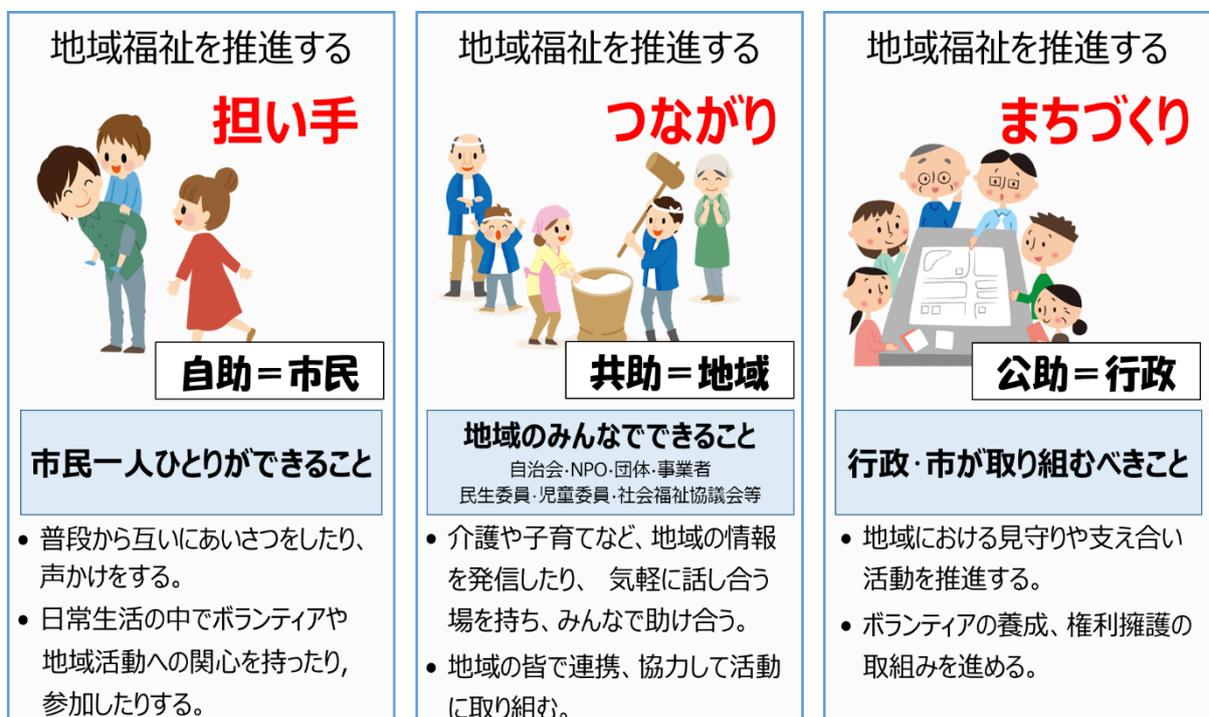
流山市が、「ずっと住みたいまち」になるよう、みんなで「できることから始めて」いきましよう。

施策の方針 ～自助・共助・公助～

地域活動への積極的な参加を増やしていくには、「できることから始めてみる」というきっかけづくりが重要です。しかし、地域で求められている課題（ニーズ）は、規模や内容も様々です。一方、活動に参加する人・団体、活動に充てることのできる時間、エネルギーといった「できること」も様々となっているため、相互のマッチングが必要です。

そこで第3期地域福祉計画では、「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示して、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくり、地域の子カラの底上げを目指します。

図表5 自助・共助・公助の担い手と役割分担



第7節 地域のチカラ ～ソーシャルキャピタル～

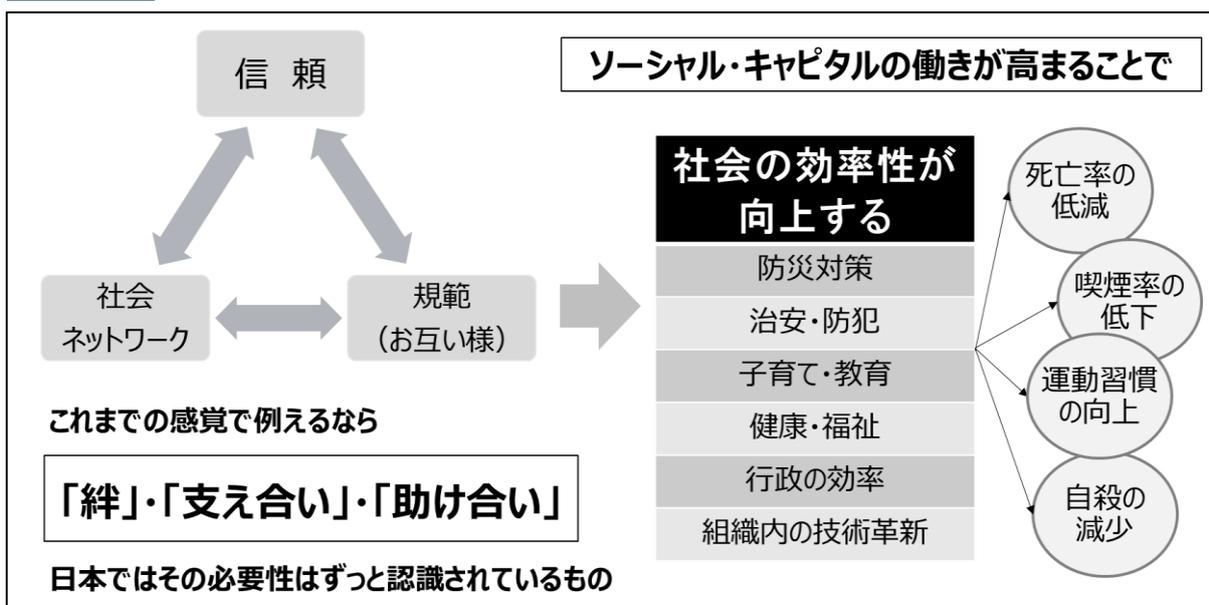
ソーシャルキャピタルという言葉、知っていますか？¹

ソーシャルキャピタル（Social Capital）は、近年、コミュニティ、地域保健、防犯・防災、行政課題など様々な分野で多用されている言葉です。社会の効率性（プラスの効果）を高めることができる関係性・資本を意味しており、従来までの物的資本や人的資本等と並ぶ新しい概念として社会関係資本とも呼ばれています。

構成要素として、主に「信頼」・「規範（お互い様）」・「社会ネットワーク」の3つの協調行動が相互に関連して成り立っているとされます。物的資本や人的資本とは異なり可視化することはできませんが、これまで浸透している「絆・支え合い・助け合い」といった感覚に似たものです。

地域の人々に対する信頼が厚く、お互い様という社会規範が醸成され、人と人とのネットワークが豊かであればある程、皆が住みよい社会になるという事が実感できる筈です。健康福祉の分野では、住民同士の信頼関係が高ければ高いほど、喫煙率の低下や運動習慣の向上などの効果があること等が報告されています²。

図表6 ソーシャルキャピタルの概念と効用



¹ 平成26年度厚生労働科学研究「地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のあり方に関する研究」をもとに作成

² 政治学者Rパットナムの研究において、イタリア北部の都市の方が、南部の都市に比べて、行政サービスに対する市民の満足度が高く、その背景として、ソーシャルキャピタルの存在を指摘している。

地域の子カラ = ソーシャルキャピタル

今回の地域福祉計画では自助・共助・公助という役割分担を進めますが、その目標・方向性はソーシャルキャピタルを高める（豊かにする）ことです。

地域福祉計画でのソーシャルキャピタルは、「地域で活動する個人や団体などの地域資源、地域に根ざした活動等によって形成される関係性」と考えます。この関係性が良好で活発になっていくことが地域福祉の向上につながっていきます。ネットワーク（つながり）を通じて、人と人との信頼や規範（お互い様の意識）が生まれ、地域がより活性化していくことが必要です。

ただしソーシャルキャピタルという言葉は、まだまだ地域の中で浸透はしていません。多くの人や団体が活動に参加できるよう、老若男女すべての人が理解できるような工夫が必要となっています。そこで、ソーシャルキャピタルをもっとわかりやすく地域に浸透するような言葉、「地域の子カラ」と呼び換えます。

「子カラ」は、「力（ちから・パワー）」という意味も含んでいます。地域の子カラを高めるためには、地域の資源、個人・団体、地域に根ざした活動など様々な担い手の力をネットワーク化・結集させることが必要です。また、東京都心からのアクセスも良く人口増加が続く流山市では、より高度な専門機関や教育機関、転入前後の新たな市民、定年退職後の世代など、これまでに無い様々な担い手の参画を促していく必要があります。

地域のチカラ ～流山市のいま～

地域のチカラ（ソーシャルキャピタル）は目に見えない関係性ですが、これまで内閣府による調査^{1・2}など特定の指標により実情を評価する取組みがあります。今回の地域福祉計画策定に向けた市民アンケートでも、同様の指標を活用して流山市の現状調査を試みました。

図表8 ソーシャルキャピタルに関する流山市と他調査による比較結果

調査名 (調査年)	設問	近所の人々 への信頼	近所づきあいの 程度	社会参加		
	回答数 発送数			地域活動	スポーツ・趣味 娯楽活動	ボランティア NPO活動
		信頼できる	協力・対話	参加している	参加している	参加している
内閣府調査 (2003)	1,878 3,800	36.8%	70.1%	35.5%	30.9%	16.8%
稲葉らによる 全国調査(2010)	1,599 4,000	40.5%	60.4%	46.1%	46.7%	25.3%
流山市 地域福祉計画 アンケート (2016)	1,479 3,000	↑ 46.7%	↓ 55.4%	↑ 87.4%	↑ 49.6%	↑ 35.2%
		上位2段階/全5段階 「とてもそう思う」 「ややそう思う」	上位2段階/全4段階 「困った時に相談できる」 「会えば話をする」	「週に2、3回」～「年に数回」まで5段階 ※「参加経験なし」を除く		

※ 濃色部分は他の調査と比較して、良好な数値が得られたソーシャルキャピタル関連項目

※ 地域福祉計画アンケートの調査結果は付属資料アンケート結果に記載しています。

調査結果から ～できる範囲・できることから大切～

他の調査に比べ、「近所の人々への信頼」は高くなっている一方で、「近所づきあいの程度」は、やや低い結果となっています。社会参加は全ての項目で高く、特に地域活動は著しく良好でした。この結果から「現役世代や子育て世代が増加している流山市では、普段からのご近所づきあいの頻度を高めることは難しいが、地域活動等への参加意欲の高い市民が多い」と考えることもできます。

ソーシャルキャピタルの結束が強すぎる場合、よそ者を排除してしまう・参加を強制してしまう（病気や子育て中の世代などの特別の事情のある人にも強制）といった負の側面もあります。地域には、高齢者、障害者、現役世代、子育て世代など、様々な人がいます。地域のチカラを良い方向へ高めていくには、それぞれがお互いの生活や実情を理解して、できる範囲・できることから参加する意識づくり、受け入れる環境づくりが大切です。

¹ 内閣府国民生活局「平成14年度 ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」

平成26年度厚生労働科学研究「地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のあり方に関する研究」、Portes A: Social capital: Its origins and applications in modern sociology. Annual Review of Sociology, 24: 1-24, 1998.

² 稲葉陽二（2012）厚生労働科学研究費補助金分担研究報告書「格差の是正及びソーシャル・キャピタルと健康の関連」

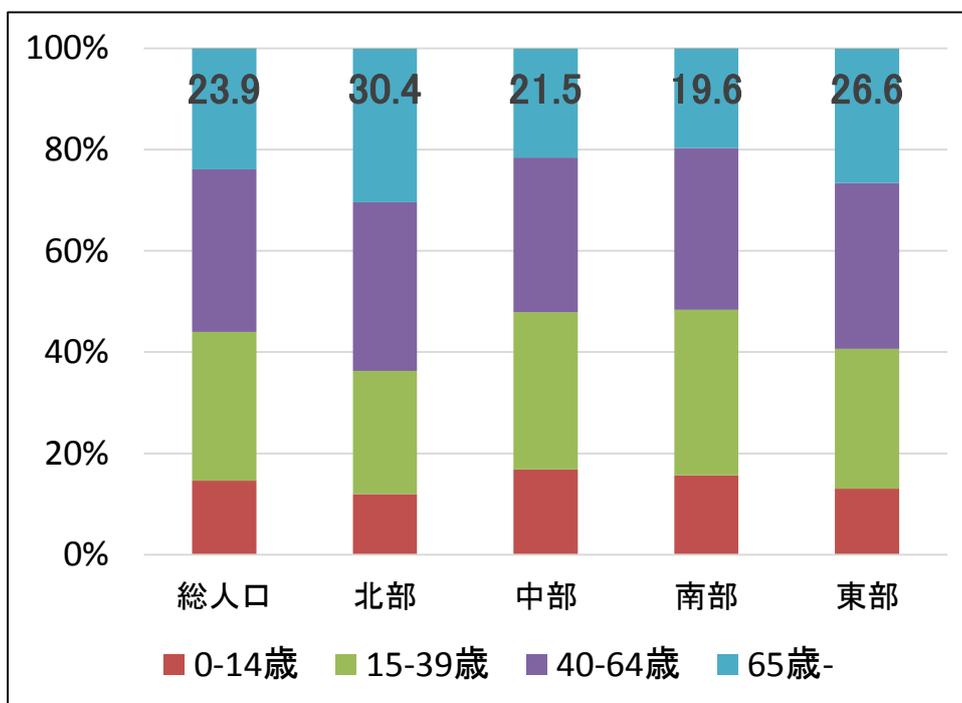
第8節 圏域の設定

地域福祉計画における「地域」は、流山市全体を示しています。しかし市内各地域により人口分布の異なりや地域活動の進展が異なるため、地域の実情に応じた取組みを進めるためには、より細かな区域設定が必要です。そこで、これまでの第1期・第2期計画では、平成26年度に新設された「おおたかの森中学校」を除く、市内の8中学校区をそれぞれ2つずつに分けた4つの圏域を採用しました。

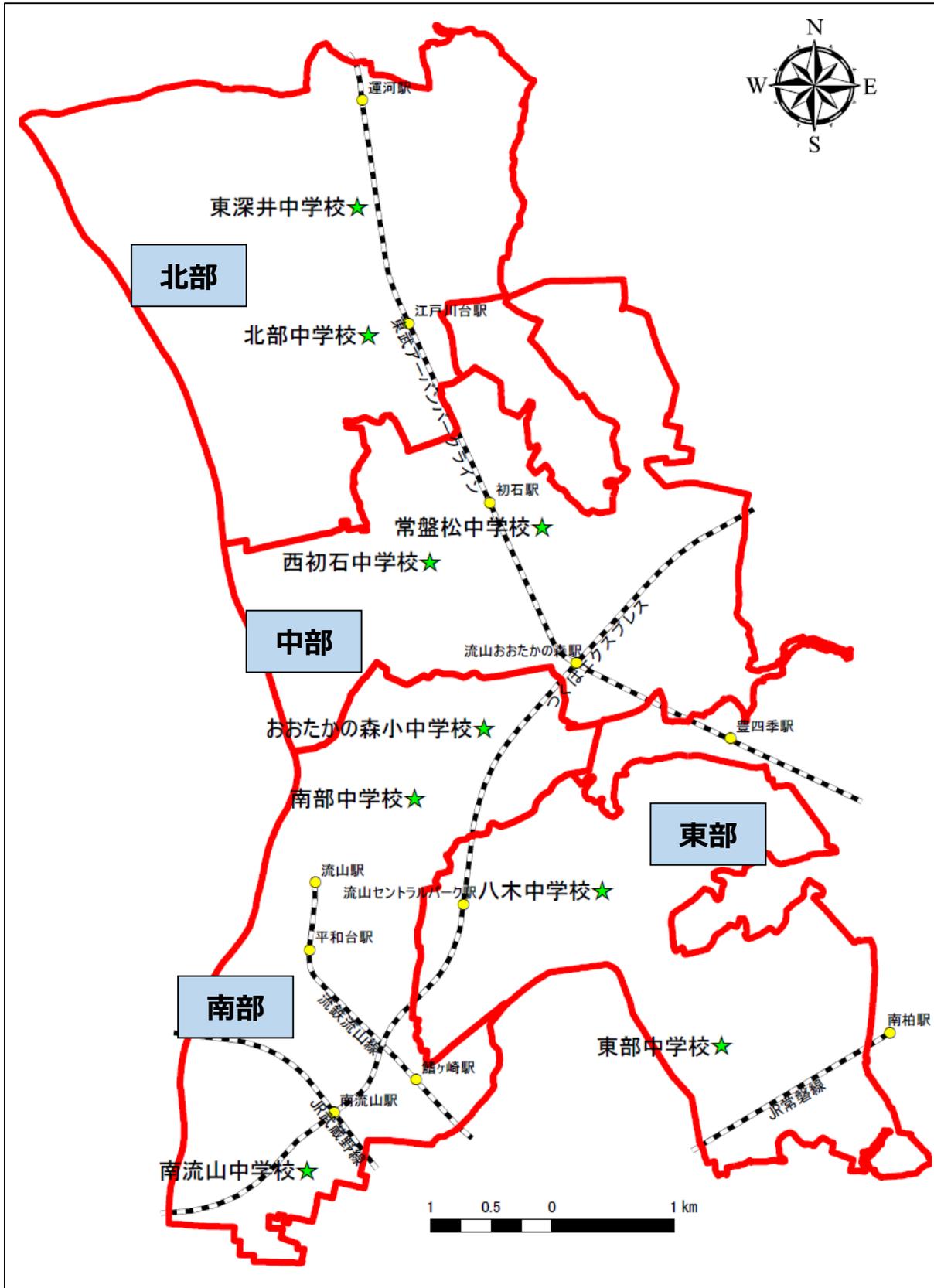
市の最上位計画である後期基本計画下期実施計画においても、この4圏域に分けて事業を整理しています。また地域福祉分野においては、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの取組みが進んでいることから、本計画でもこの4つの圏域を継続して採用します。

4つの圏域ごとに年齢階層比率を比較すると、各圏域で大きなバラつきが見られます。また各圏域に内包される小学校区や自治会単位でも、その現状は異なります。今後の地域福祉計画の推進においては、このような地域の実情をより考慮していく必要があります。

図表9 圏域別年齢階層比率（高齢化率・平成28年4月1日現在）



図表 10 流山市圏域地図



第9節 計画の策定体制

流山市福祉施策審議会

計画の策定にあたっては、市民や事業者の積極的な参加と行動が重要となることから、市民の代表、福祉サービスの提供を受ける者の代表、ボランティア団体の代表、社会福祉法人の代表、民生委員・児童委員 *用語集、医師会の代表、歯科医師会の代表、学識経験者、関係行政機関の職員を加えた18人で組織された「流山市福祉施策審議会」において既存計画の評価、基本理念、計画内容など計画策定に関する事項の審議を行いました。

また、計画策定過程を広く市民へ周知するため、審議会を公開とし、議事録をその都度ホームページに公開するとともに、パブリックコメント（意見公募手続き）により、広く市民の意見募集も行いました。

庁内における政策合意

本計画の内容は、総合計画をはじめ、既存の行政計画との整合性を図るものとなっています。そのため、関連部局との間で、調整及び周知を図り、適切な情報共有、理解のもとに策定作業を進めました。

ニーズ把握

市民の意見を広く計画に反映するため、平成28年5~6月にかけて無作為抽出による市民3,000人を対象に、市民アンケートを実施しました。このほか、毎年度行っている「ながれやま まちづくり達成度アンケート」や平成26年度に行った「子ども・子育て支援総合計画」、「健康づくり支援計画」、「高齢者等実態調査」等の結果を参考としました。

流山市社会福祉協議会・地域福祉活動計画との連携

流山市社会福祉協議会は、ボランティア活動や福祉教育の推進、住民参加による福祉ネットワークづくりなど、地域福祉の推進について様々な実績と経験を有しています。そのため、流山市社会福祉協議会において同時期に作成された「地域福祉活動計画」との整合性に配慮しました。

第2章

流山市の現状



第2章 流山市の現状

第1節 流山市の現状

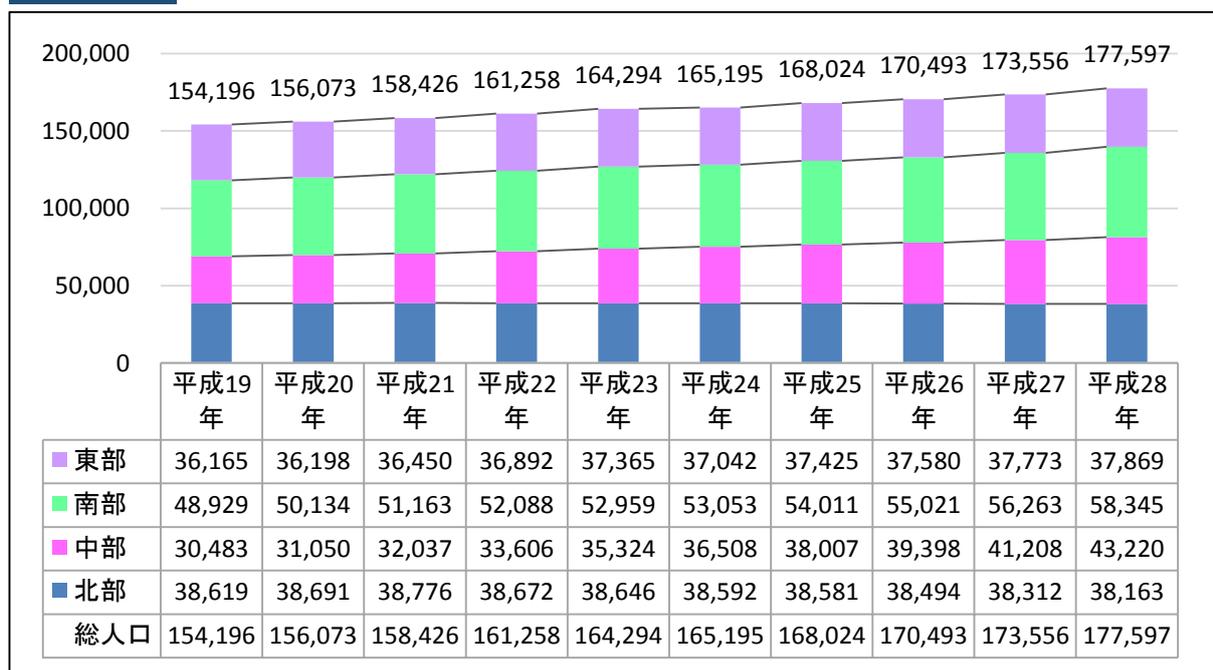
流山市は、つくばエクスプレスの開通により、東京都心の秋葉原と約20分で結ばれ交通アクセスは飛躍的に向上しました。自然豊かな環境と優れた交通アクセスを活かして、「都心から一番近い森のまち」をキーワードに良質なまちづくりや子育て支援策を進めています。平成28年8月1日現在の人口は17万8534人で、現在も人口の増加が続いています。

(1) 人口の推移・見通し

第1期地域福祉計画策定時の人口15万4196人（平成19年）から、平成28年人口17万7597人と約2万人の人口増加となっています。ただし、宅地開発が進む南部地区や中部地区で大きく人口が増える一方で、東部地区や北部地区の人口はほぼ横ばいとなっており、圏域ごとに状況が異なります。人口の推移を年代別にみると、全国同様に高齢化率は高まっていますが、年少人口比率についても人口増加の影響で高まっています。

総合計画・下期実施計画における将来見通しでは、人口の増加が続いている状況を踏まえ、平成37年までは緩やかに増加が続くと想定されます。その後は人口の減少が想定されますが、子育て施策の充実等を通じて、平成52（2040）年時点で18万人程度を維持するよう計画されています。

図表1-1 圏域別人口推移（各年4月1日現在）

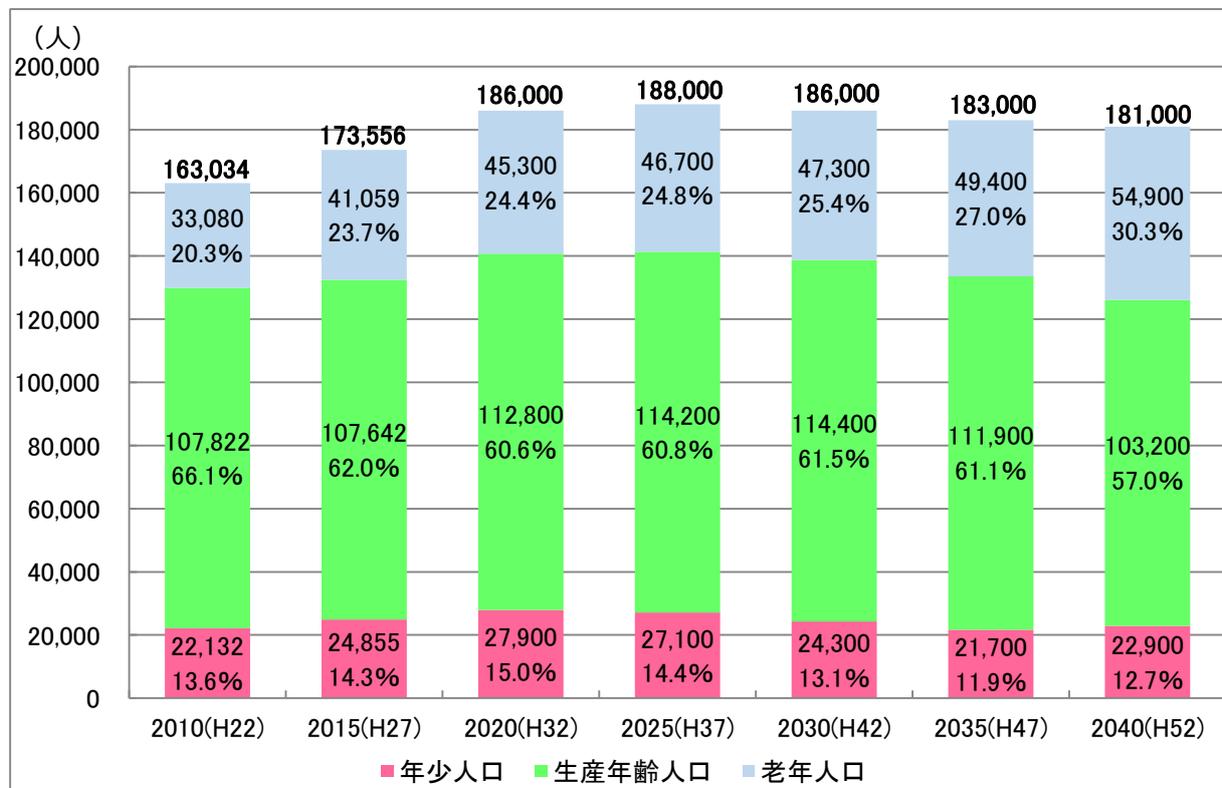


図表 1 2 年齢3区分別人口の推移（各年4月1日）

年齢	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
総人口	154,196	156,073	158,426	161,258	164,294	165,195	168,024	170,493	173,556	177,597
年少人口	20,587	20,958	21,513	22,004	22,748	23,022	23,454	24,017	24,855	25,933
同構成比(%)	13.4	13.4	13.6	13.6	13.8	13.9	14.0	14.1	14.3	14.6
生産年齢人口	105,465	105,417	105,339	106,237	107,611	106,685	106,965	107,022	107,642	109,253
同構成比(%)	68.4	67.5	66.5	65.9	65.5	64.6	63.7	62.8	62.0	61.5
老年人口	28,144	29,698	31,574	33,017	33,935	35,488	37,605	39,454	41,059	42,411
同構成比(%)	18.3	19.0	19.9	20.5	20.7	21.5	22.4	23.1	23.7	23.9

※ 住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日施行）により、平成25年以降の人口には外国人も含まれます。

図表 1 3 人口の将来展望における年齢3区分別人口構成（市独自試算）



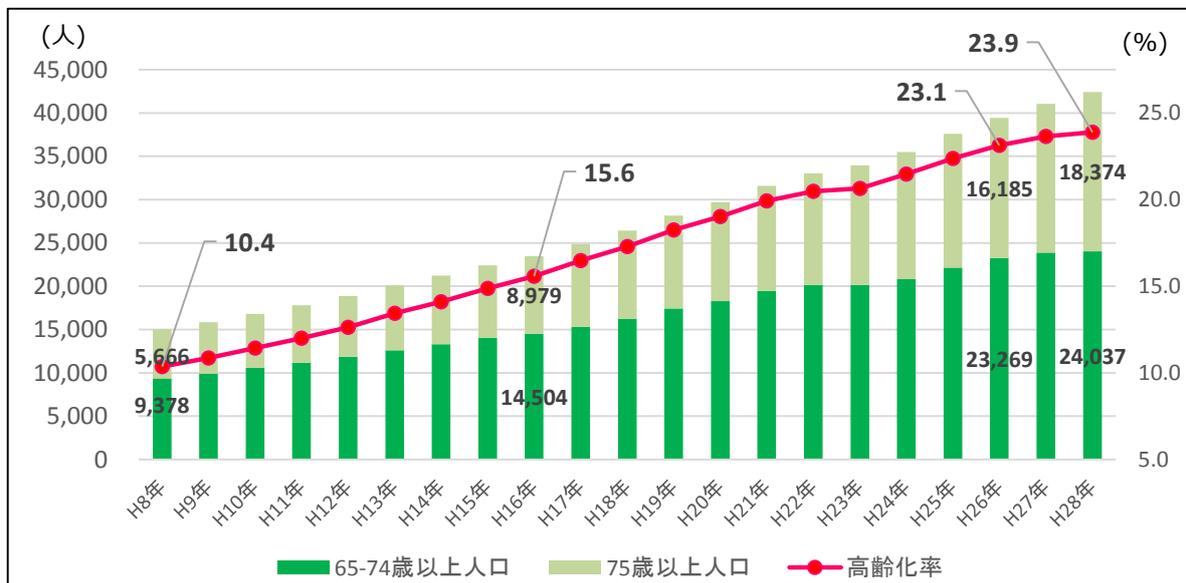
※ 平成22、27年は実績です。また、内訳は端数を調整しています。

※ 本推計は、下期実施計画の作成時点（平成27年度末）における市の独自試算です。

※ 2010（H22）の数値は外国人を含むため、図表11・図表12の数値と異なります。

(2) 高齢者の状況

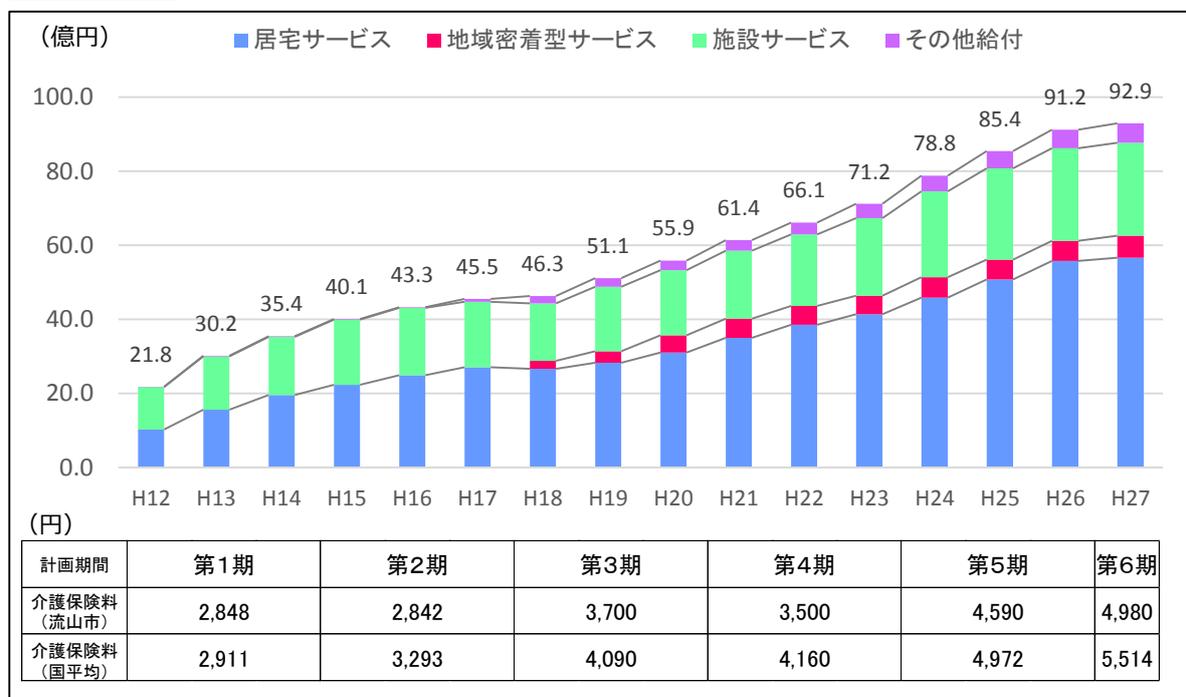
図表 1 4 老年人口と高齢化率の推移（各年4月1日）



（出典）流山市住民基本台帳人口

※ 住民基本台帳法の一部改正（平成 24 年 7 月 9 日施行）により、平成 25 年以降の人口には外国人も含まれます。

図表 1 5 介護給付費（サービス別）と介護保険料（月額）の推移

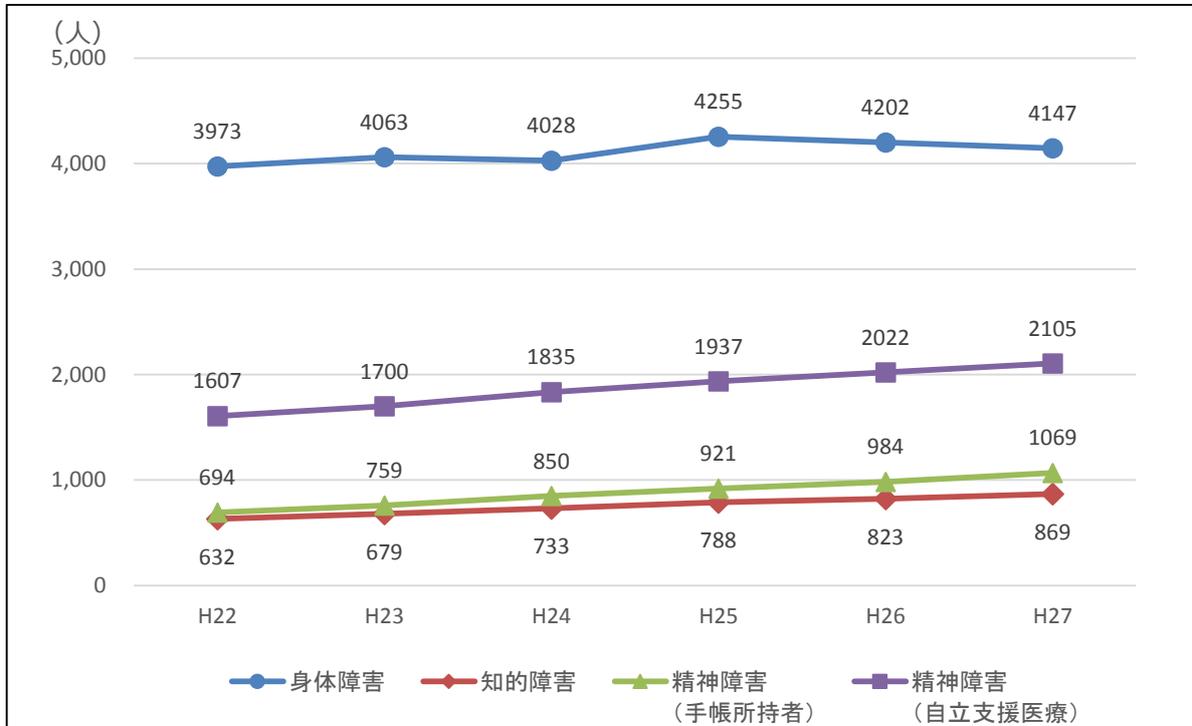


※ 介護保険施設における食事提供費用は、平成 17 年 10 月より一部自己負担となりました。同年より「その他」の費用に含めました。

※ 介護保険料（年額）は、端数調整により、介護保険料（月額）×12と異なる場合があります。

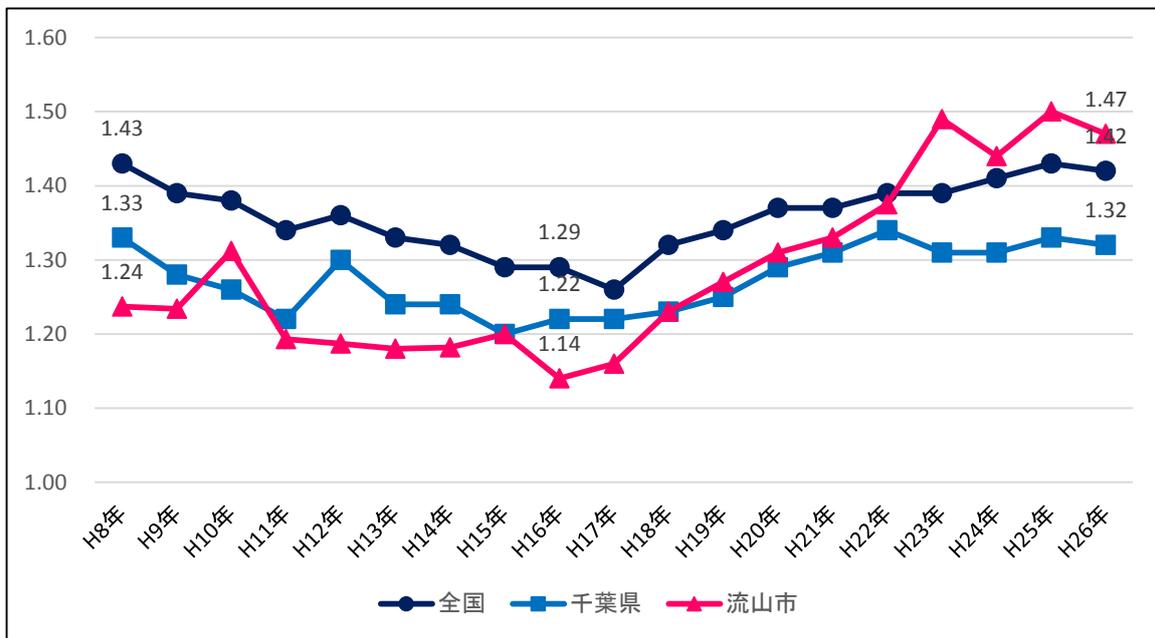
(3) 障害者の状況

図表 1 6 障害者数の年度別推移（各年度3月末）



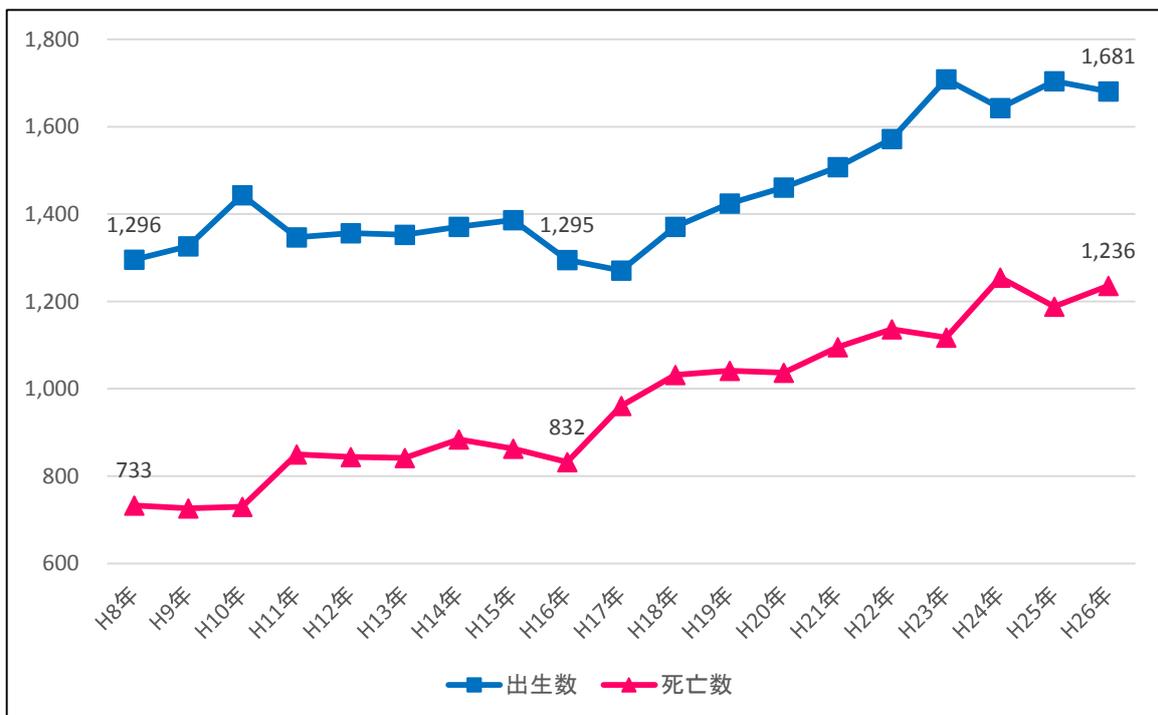
(4) 子どもの状況

図表 17 合計特殊出生率の推移・比較



(出典) 千葉県衛生統計

図表 18 出生数と死亡数の推移



(出典) 千葉県衛生統計

(5) 生活保護の状況

図表 19 被保護人員・世帯内訳の推移（各年度3月末）



第2節 第3期に向けたニーズ・課題

これまでの第2期地域福祉計画での取組み、今回行った市民アンケート等の結果から、第3期地域福祉計画の策定に向けた主なニーズ・課題を整理します。

(1) 高齢者に関するニーズ・課題

元気で健康な高齢者も多く、社会への参加と居場所づくりが課題となっています。またいつまでも健康でいたいという希望に応えるための、日頃の健康づくり活動も必要です。今はまだ健康であっても、今後の加齢に伴って生活をどう維持できるのかといった将来不安の解消、認知症への正しい理解などが求められています。

住み慣れた地域での生活を続けられる環境としては、介護サービス・施設の整備・充実、交通手段や買い物できる環境の確保等が求められています。

(2) 子ども・子育てに関するニーズ・課題

子育て世代には、開発に伴って転入してきた住民が多く、同世代での交流、地域で利用できるサービス等の充実とそのPR等、が求められています。

子育てと仕事が両立できる環境としては、保育所や学童クラブの整備充実が求められています。また、子どもが安心・安全に過ごせる環境の充実や道路の安全対策などの要望が寄せられています。

また経済的事情を抱える子どもへの早期支援について、子どもの居場所として大きな時間を占める小中学校での福祉活動も期待されています。

(3) 障害者・児に関するニーズ・課題

障害者の権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等による取組みが進み、地域での障害への理解は浸透してきましたが、今後も継続した普及・啓発や災害時等のサポート体制構築など実践的な取組みが必要です。

福祉サービスの基盤は整備されつつありますが、さらなる社会参加や地域での生活を支えるためには、教育環境や就労の場の提供が求められています。

(4) 地域に関するニーズ・課題

これまで自治会や民生委員・児童委員などの団体・個人に、地域は支えられてきました。しかし現在では、高齢化による担い手不足、生活の多様化によるコミュニケーションの変化など課題があります。また自治会や地域団体の活動を底上げする際にも、市内一律ではなく、高齢化や世帯数など各団体の状況に応じた支援が必要といえます。

現在は仕事や家庭が忙しい方であっても、退職後の将来や条件によっては、地域での活動に参加したいとの意欲も高いといえます。定型の活動だけでなく、何気ない見守りでも地域の活動の一つとなります。そのため、つくばエクスプレス沿線開発によって転入してきた子育て中の現役世代が、地域の活動に参加してもらえる環境づくりも重要です。

また外国人やLGBT *用語集 など、多様な人・生き方を理解し、地域福祉活動の担い手として受容していくことも必要となっています。

(5) 制度・行政に関するニーズ・課題

第2期地域福祉計画までと同様に、地域福祉の普及、啓発が必要となっています。その要因として、地域に関する情報の周知が不足して浸透しなかったという課題があります。

福祉制度のみならず、災害時への対応についても関心が高まっています。普段から福祉ニーズを持つ高齢者や障害者等は、災害時には特に支援を必要とする避難行動要支援者となります。住み慣れた地域での生活を続けていくためには、災害時に備えた見守り活動を推進していく必要があります。

また経済的事情を抱えた生活困窮者の方への対応については、生活保護へと至る前段階での課題対応、就労支援などの適切な対応が求められています。

第3章

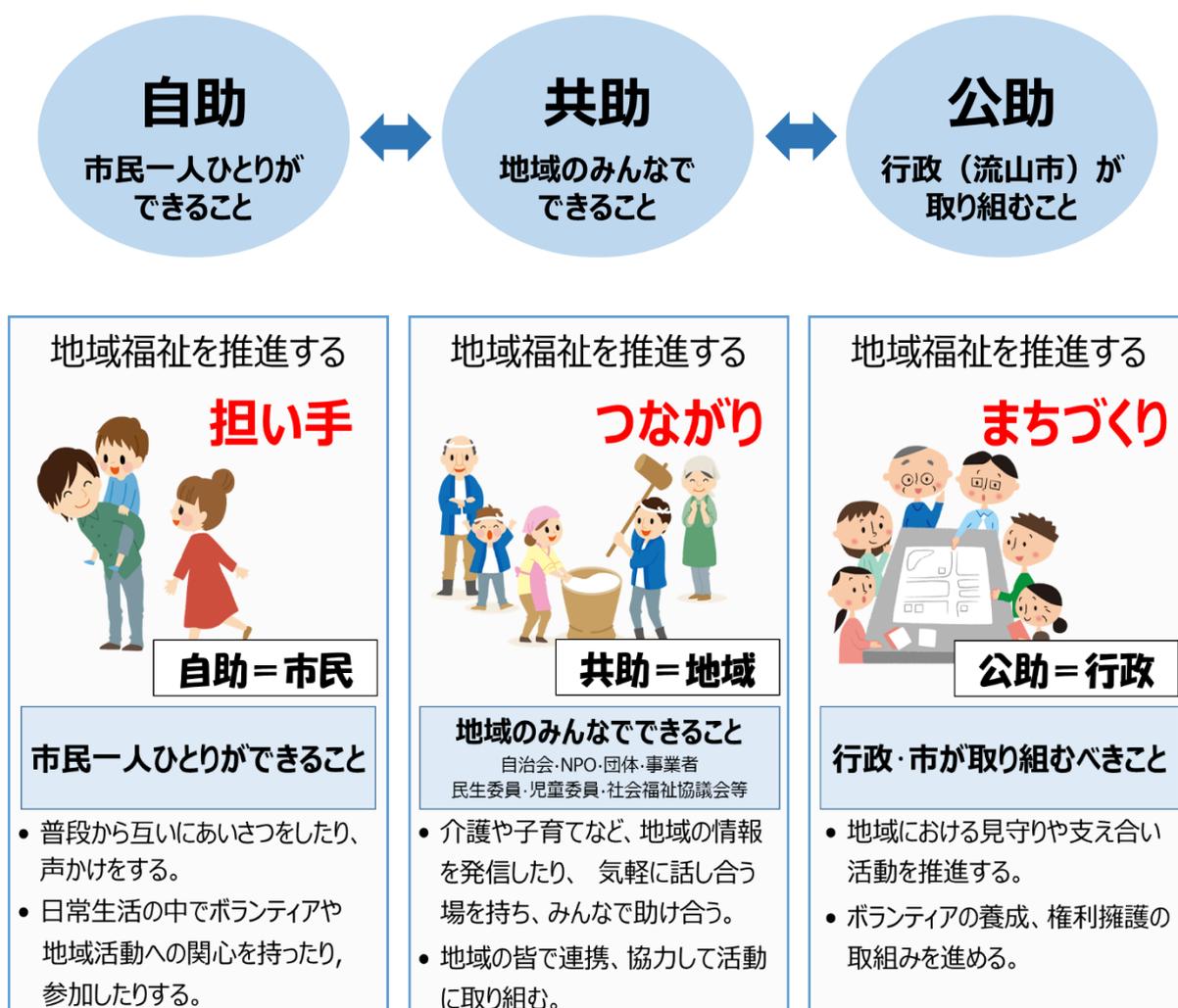
施策の方針・推進体系



第3章 施策の方針・推進体系

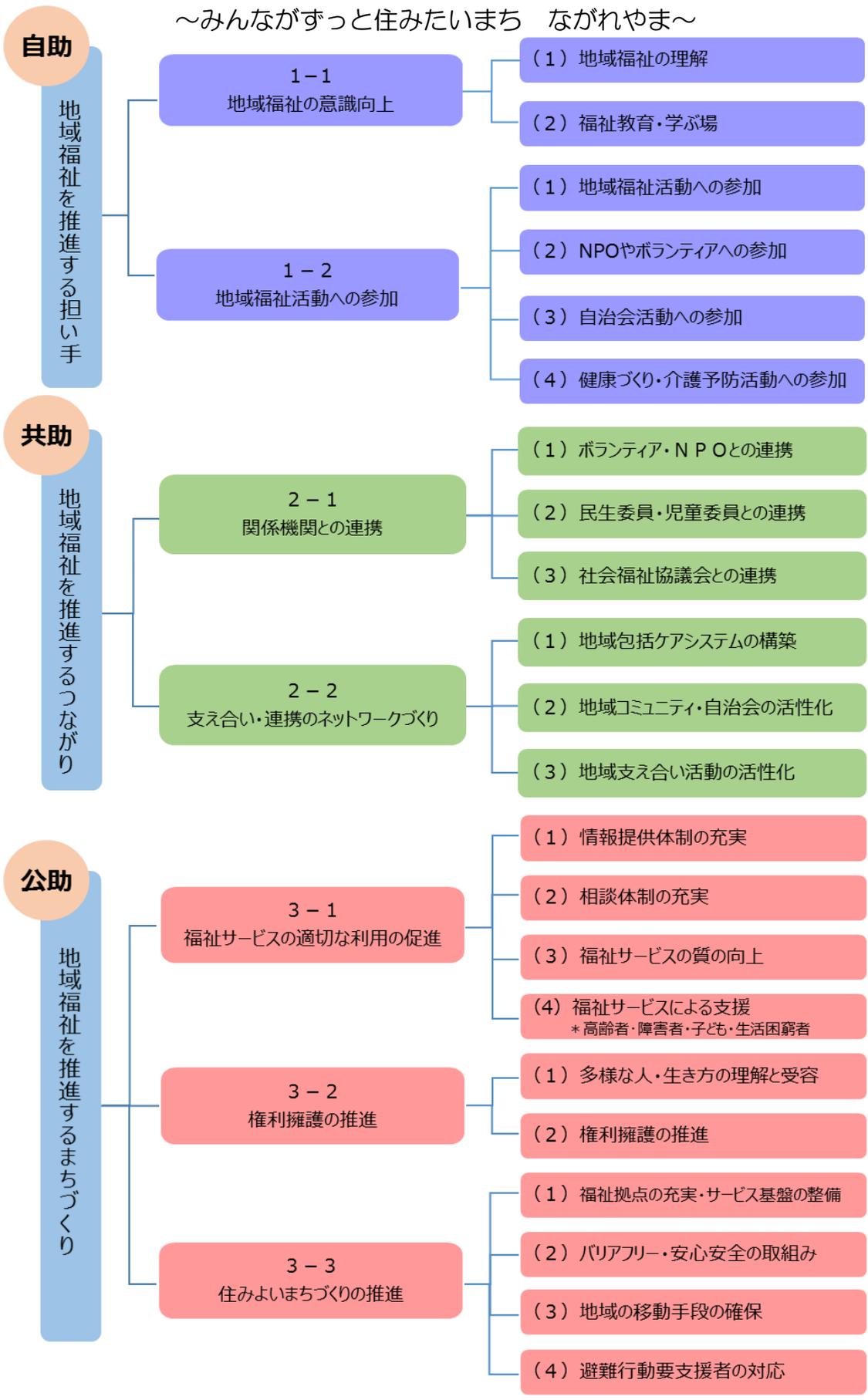
「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～」を実現するため、自助・共助・公助の3つの役割にあわせた3項目を基本目標に掲げます。

図表 20 自助・共助・公助 - それぞれの活動主体と役割分担 -

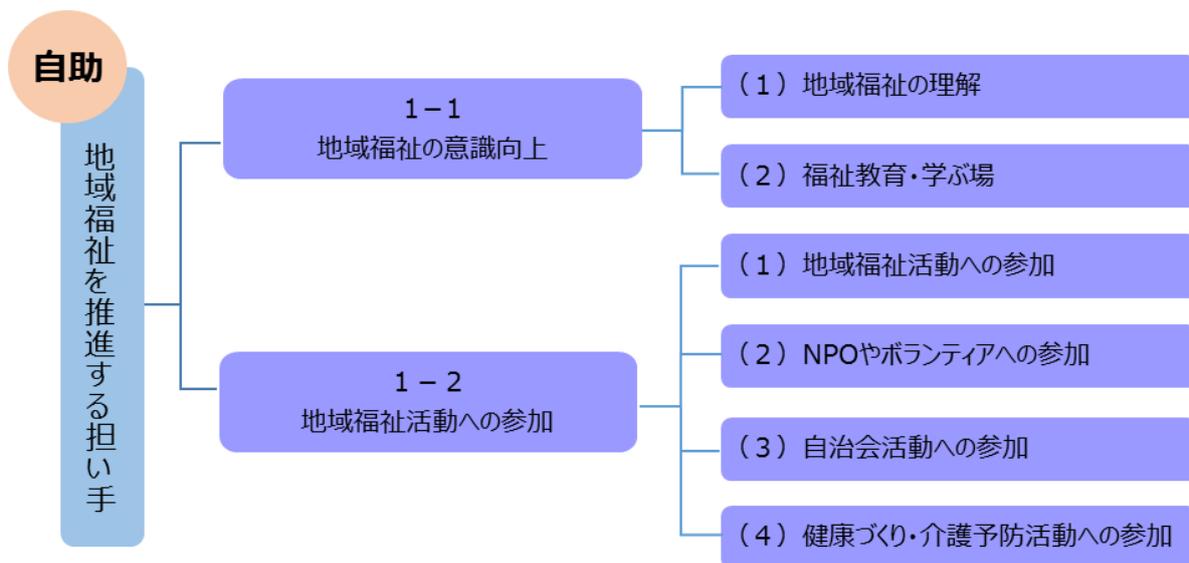


できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～



第1節 基本目標1 地域福祉を推進する担い手



1-1 地域福祉の意識向上 ・ 1-2 地域福祉活動への参加

福祉の担い手が企業、NPO、ボランティアなど多様化するなか、市民一人ひとりの参加が期待されています。今後ひとりでも多くの市民が地域福祉の担い手となって活動するためには、必要な支援と人材育成が求められます。そのため、福祉教育の推進などにより市民の地域福祉への意識の向上を図るほか、NPOやボランティアへの参加を促します。

1-2 地域福祉活動への参加

日頃の健康づくり活動や日常生活の中での見守り活動等の「できることから始める取組み」も、地域福祉の担い手へのきっかけとなります。一人ひとりの活動が地域コミュニティに伝播することで、地域の中で大きなチカラを生みます。そのため、「自分の健康」や「自分の住むまち」のための活動を促し、地域のチカラの底上げを図っていきます。

1-1-(1) 地域福祉の理解

現状・課題

地域への関心や住民同士のつながりが希薄化しているなか、地域における助け合いや支え合いの意識の醸成を図るため、地域福祉に関する啓発などを進める必要があります。その前提として、市民一人ひとりの力を引き出し、共に地域の中で暮らすために何をすべきかを学び、活動し、理解を深めることが必要です。

方向性

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助、自立を基本としながら、多くの人が自主的に協力しあい、お互いを理解しあっていくことが必要です。

地域における連帯感を育み、市民一人ひとりが助けあいの意識を高め実践することができるよう、学習の機会や情報の提供に努めます。



今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりが地域福祉を自らの問題として認識し、地域そのものや地域福祉活動への理解と関心を高めていきましょう。 ○ 地域での行事や福祉イベント等に、積極的に参加しましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉に関する講演や研修の実施をお願いします。 ○ 地域福祉活動に関する広報や普及啓発活動をお願いします。 ○ ふれあいサロン *用語集 や子育てサロン *用語集 等の積極的な広報にご協力ください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象とした地域福祉に関する学習の機会を設けるとともに、市民や団体の自主的な活動を支援します。 ○ 様々な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報を提供していきます。

1-1-(2) 福祉教育・学ぶ場

現状・課題

「ふだんの暮らし」の中に、福祉に関する学習課題はたくさんあります。福祉に関する学びは、生活課題ともつながっており、子どもから大人まですべての地域住民全体に関係するものです。性別や年齢によらず、だれでもが地域福祉について学び、参画することが必要となっています。

方向性

児童・生徒の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域、学校における福祉教育、学習活動の推進を図ります。

また、生涯学習の観点からも、福祉に関する情報提供に努め、住民の地域福祉への意識の向上に努めます。



今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する講座や研修等に積極的に参加しましょう。 ○ 地域福祉への理解や、人権に対する理解を深めましょう。 ○ 家庭の中でも、地域や福祉の事について考えましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の皆で、多くの子どもが福祉活動に参加する機会を設けましょう。 <p>(団体・事業者・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設開放や地域イベントを通じて、住民が福祉を身近に感じられる機会を設けましょう。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象とした地域福祉に関する学習の機会を設けるとともに、市民や団体の自主的な活動を支援します。 ○ 様々な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報を提供していきます。

1-2-(1) 地域福祉活動への参加

現状・課題

地域での福祉活動では、担い手の固定化や高齢化、若い世代への活動の広がり不足などの課題が挙げられ、活動を担う人材の発掘・育成への取組みが大きな課題となっています。

方向性

地域福祉活動に貢献されている民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会 *用語集、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取組みを推進します。

定年退職後の世代、子育てや介護経験のある人材、潜在保育士・看護師・介護職など、地域福祉により密接に係わることのできる人材の発掘、育成も検討していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を生かし、できることから取り組んでみましょう。 ○ これまでの経験や知識を活かせる場を積極的に探してみましょう。 ○ 民生委員・児童委員や自治会等の活動に興味関心を持って、活動に協力してみましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定年後の世代など多くの人々に働きかけ、活動に誘ってみましょう。 ○ 新たな地域人材が参加しやすいよう、温かな雰囲気づくりをお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員が、住民の立場に立って活動できるよう民生委員・児童委員協議会の活動への支援を推進します。 ○ 地域住民、ボランティア、NPO法人、事業者の資質の向上を図るとともに広域的な連携と協力体制を推進します。 ○ 地域コミュニティの持続性を維持するために、地域人材を育成します。 ○ 高齢者の社会参加や潜在保育士・看護師・介護職の発掘、育成も検討していきます。

1-2-(2) NPOやボランティアへの参加

現状・課題

ボランティアとして参加されている多くの地域住民の力によって、地域福祉活動は支えられています。ボランティア活動に参加しやすい取組み、支援を進めることが必要になっていきます。またボランティア活動は日頃からの健康づくり活動にもつながることから、団魂の世代、高齢者の参加を促す工夫が求められています。

方向性

地域人材の意欲や経験が十分に活かせるよう、多様なNPOやボランティア団体の育成を図っていきます。活動の場を十分に確保するため、社会福祉協議会ボランティアセンター・市民活動推進センター **＊用語集** 等との連携、介護保険施設等でのサポーター活動（見守り、話し相手、配膳など）を実施していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のボランティア・NPOに関心を持ち、自分の知識や経験を活かして、できることから取り組んでみましょう。 ○ 日頃からの健康づくりのためにも、ボランティア活動に積極的に参加してみましょう。
地域等の取組み	<p>（すべての地域の皆さん）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定年後の世代など参加意欲のある多くの人々に働きかけ、活動に誘ってみましょう。 <p>（団体・事業者・社会福祉協議会など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生の体験学習の場など、幅広い世代がボランティアに参加できる環境づくりをお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民、社会福祉協議会ボランティアセンター、市民活動推進センター等との連携と協力体制を推進します。 ○ 介護保険施設等での有償ボランティア制度を推進します。 ○ ボランティア、NPO団体の設立や活動の支援を行います。

1-2-(3) 自治会活動への参加

現状・課題

自治会活動をめぐる課題として、自治会加入率の低下や活動者の固定化などの課題が生じており、自治会活動への参加促進が必要となっています。なお転入者が多い地区では、自治会加入を拒否しなくとも案内が十分でなく加入に至っていないとの意見もあることから、参加促進に向けて創意工夫が必要です。

方向性

自治会活動に関するPRや居住地区の自治会案内等を行うことで、自治会加入を推進していきます。高齢者、子育て世代、学生などさまざまな世代に向けて、健康づくりや生きがいづくりの観点からも参加を呼びかけていきます。

また、事前の対策として、今後も開発が続く中部地区、南部地区においては、賃貸住宅等も含め開発事業者に向けた自治会活動への協力要請等を行っていきます。



今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自分の住むまち」について知り、自治会に加入しましょう。 ○ 新たな住民が居住された際には、近隣住民同士で温かく迎え自治会活動を呼びかけましょう。 ○ 仕事や育児で忙しい場合でも、あいさつやほんの少しの見守り活動など、できる範囲から活動に参加しましょう。
地域等の取組み	<p>(自治会・民生委員・児童委員など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゴミの出し方や自治会活動の内容等を分かりやすく伝え、自治会活動に温かく迎えます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市外からの転入者に向けて、自治会活動に参加することを呼びかけていきます。 ○ 住宅開発事業者等に自治会活動への加入・参加にむけた協力要請を図っていきます。

1-2-(4) 健康づくり・介護予防活動への参加

現状・課題

住み慣れた地域での生活を続けていくためには、何より一人ひとりが健康に過ごしていくことが重要です。一人ひとりが心身ともに健康な状態を保つことで、地域を支える人材として地域のチカラが高まっていきます。

既に健康づくり活動や介護予防活動が地域で展開されていますが、今後の少子高齢化社会に向けて更なる活性化が必要となっています。また、地域全体での健康や福祉のまちづくりを広めていくためには、地域で核となって活動を進める人材を育成する必要があります。

方向性

健康づくり活動や介護予防活動によって、正しい知識と活動への意欲を保てるよう工夫していきます。

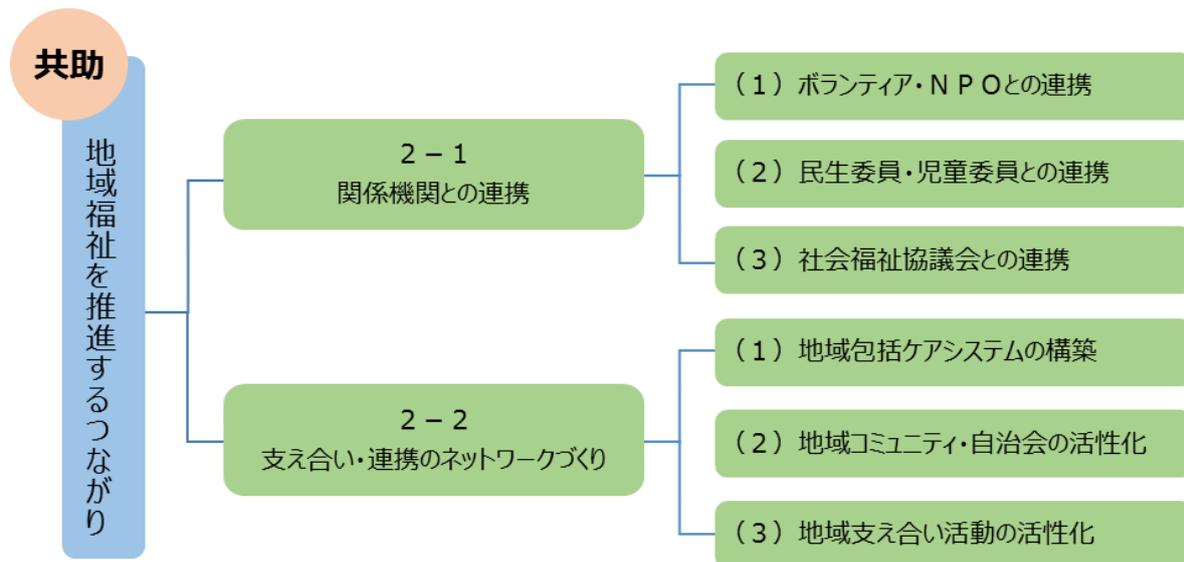
また、市の事業として実施を続けるのではなく、地域のリーダーを育て、地域での活動が継続するよう取組んでいきます。



今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ いつまでも心身ともに健康な生活を続けるために、積極的に活動に参加しましょう。 ○ 正しい知識と生活習慣を学び、日頃から健康な生活を意識しましょう。
地域等の取組み	<p>(事業者・団体・自治会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での健康活動が継続して続くよう、活動場所の提供や参加の呼びかけにご協力ください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での活動スタートから、リーダー育成、活動の定着まで、トータルで支援をしていきます。 ○ ながいき100歳体操など、楽しみながら参加できる活動を推進していきます。 ○ 持続可能な制度を維持するために、積極的に活動を展開・支援して、医療、介護給付費の抑制を目指します。

第2節 基本目標2 地域福祉を推進するつながり



2-1 関係機関との連携・2-2 支え合い・連携のネットワークづくり

地域で生活する人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、保健・医療・福祉などの連携、関係機関・関係団体との連携・ネットワークが重要な役割を担っています。福祉のニーズが多様化しているなか、地域コミュニティにおいて包括的に対応することが必要となっています。そのため現在、地域包括支援センターが中心となって行われている地域包括ケアのネットワークなどを活用して、多機関、他分野連携をさらに進めていきます。

2-2 支え合い・連携のネットワークづくり

自治会など地域で活動する団体は、担い手が集い、さらなる地域課題に対応する場としての役割を果たします。自治会活動等は、平常時の見守り活動だけでなく、災害時の支え合いにおいても大きな役割を果たします。そのため、日常からの自治会活動の支援や地域支え合い活動の推進等を図っていきます。

2-1-(1) ボランティア・NPOとの連携

現状・課題

公的制度のサポートだけでは解決できない複合的な課題も多くなっており、柔軟に対応できるボランティア・NPOによるサポートの役割は大きくなっています。これらの諸問題を解決していくためには、個人の努力や行政の施策のみによる環境整備だけでは限界があり、地域住民、関係団体・機関との連携強化を図ることが求められます。

方向性

制度や現行の支援が十分に行き届いていない対象者に対しても支援をしていくため、ボランティア・NPOなどの地域活動団体と連携を図り、幅広い支援が提供される環境づくりを目指します。



今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア・NPOの力を借りたいときに備え、地域で活動する団体について関心を持って調べてみましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での課題や取組みについて、ボランティア・NPOと情報を共有しましょう。 <p>(事業者・団体・自治会・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での連携づくりに向けて、活動場所の提供や活動への参加等をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民、社会福祉協議会ボランティアセンター、市民活動推進センターなどとの連携と協力体制を推進します。 ○ ボランティア・NPO間の連携の場を推進していきます。 ○ NPO法人などの市民活動団体が自発的に行う市民公益事業を支援して、地域で抱える社会的課題の解決を図ります。(市民活動団体公益事業補助金)

2-1-(2) 民生委員・児童委員との連携

現状・課題

民生委員・児童委員は、身近な相談役や支援者として、各種相談に応じ必要な援助を行うなど、幅広く地域福祉活動に取り組んでいます。しかし、地域のつながりの希薄化が進む中で、生活課題や問題を抱えた人が地域から孤立しやすく、また地域の課題として捉えにくくなるといった問題も発生しています。

方向性

住民の立場に立ちながら、生活のこと、子ども・障害のある人・高齢者のことなど幅広い相談を受け、問題を解決していくため、関係機関との連携や情報交換を推進していきます。

地域の人たちが安心して暮らせるように、見守りの必要な人の早期発見や災害時にひとりも見逃さない運動も支援していきます。



今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ お住まいの地域の民生委員・児童委員を知り、身近な相談相手として相談してみましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員が活動しやすいよう、積極的な支援と協力をお願いします。 <p>(民生委員・児童委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民のニーズを的確に把握し、行政、関係機関との連携をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員と関係機関との連携を推進します。 ○ 民生委員・児童委員の活動実態を広く周知し、各地域において密着した活動ができるよう環境整備に努めます。 ○ 民生委員・児童委員として必要な知識を学ぶ研修の実施など必要な支援をしていきます。 <p>※転入された方で、民生委員・児童委員との連絡を希望する方は、事務局（市役所社会福祉課又は流山市社会福祉協議会）にご連絡をいただければ、担当する民生委員・児童委員をご紹介します。</p>

2-1-(3) 社会福祉協議会との連携

現状・課題

社会福祉協議会は、市民の福祉への理解を深めるための活動呼びかけるなど、地域福祉活動において大きな役割を担っています。また地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域の関係団体や地域包括支援センター等の関係機関との連携を活かして、多様化・複合化した課題に率先して対応することが必要となっています。

方向性

増大するニーズに対応するため、事業内容の検討及び施策の推進に協働で取り組みます。また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら計画に基づく施策の実現を目指します。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会の会員となるとともに、その活動について関心を持って、できることから福祉活動に参加しましょう。
地域等の取組み (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会は、地域福祉にかかわる人材の育成と組織基盤の強化を図ります。 ○ 地域福祉のリーダー役として、関係者、地区社会福祉協議会、関係団体との連携強化と情報の共有を図ります。 ○ 地域福祉活動計画を策定し、実践していきます。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会と連携し地域福祉の普及・啓発・協働の取組みを進めます。 ○ 理事会や、評議員会に行政代表委員として参画します。 ○ 地域福祉活動計画を支援します。



2-2-(1) 地域包括ケアシステムの構築

現状・課題

高齢化の一層の進展により、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加が予想され、多様な支援を提供していくことが求められています。こうした要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築が求められています。

方向性

地域の実情や利用者の希望に沿ったサービスが提供されるよう、保健・医療・福祉事業者相互の連携、分野横断の連携を図り、包括的なケアマネジメント **【用語集】** の推進に努めます。

また、市内4箇所に設置されている地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等による専門的な知識や経験を活かし、総合相談支援、権利擁護 **【用語集】**、包括的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの業務を一体的に担っています。今後も地域包括支援センターを各地域の拠点として、多面的な機能強化を進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域には様々なサービスがあります。今後に備えて、サービスについて調べてみましょう。 ○ サービスを利用する際には、信頼できるケアマネジャーや医療機関等と相談をしてみましょう。
地域等の取組み	<p>(事業者・団体・自治会・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターを中心に、地域ケア会議を開催しています。連携体制、ネットワークへの参加をお願いします。 <p>(事業者・団体・自治会・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同一分野、同一業界だけでなく、多分野との分野横断の取組みにも積極的にご参加ください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括ケアについて調査研究、情報提供を行っていきます。 ○ 医療と介護の連携において具体的な取組みを進め、顔の見える関係づくりや、連携に向けた課題への対応を図ります。

2-2-1 (2) 地域コミュニティ・自治会の活性化

現状・課題

地域コミュニティは子育て・防災・防犯・高齢者や障害者の支援、健康づくりなど、さまざまな活動の基本となる場ですが、近年、そのつながりが希薄になっています。また、地域内で新たな住民と従来の住民との交流不足、自治会加入率の低下、役員の高齢化、役員・行事参加者の固定化の課題が生じています。

方向性

「向こう三軒両隣」という言葉があるように、「近所付き合い」が地域づくりの基本となります。家庭や地域でのあいさつや声かけ運動から始め、近所づきあいを深めることが必要です。

また、同世代の交流はもちろん多世代での交流による共生社会が実現できるよう、様々な世代に活動への参加を促す情報提供や普及啓発を行っていきます。



今後の取組み

市民の取組み	○ 自治会に加入し、できる範囲から活動に参加しましょう。
地域等の取組み	(事業者・団体・自治会・社会福祉協議会など) ○ 新しい住民やこれまで参加していない方にも参加してもらえるよう情報提供、呼びかけをお願いします。 ○ 同世代の交流だけでなく、多世代交流が可能となるよう工夫をお願いします。 ○ 民生委員・児童委員やボランティアとの連携、協働をお願いします。
市の取組み	○ 若年層や現役世代など様々な世代が自治会に加入し、活動するよう働きかけます。 ○ 自治会活動について、コミュニティ推進はもちろん、防災・環境など様々な面から支援をしていきます。 ○ 地域でのさまざまなふれあいの場をつくり、地域とのつながりや地域の絆を深めます。

2-2-(3) 地域支え合い活動の活性化

現状・課題

地域包括ケアシステムは市町村や地域包括支援センターが中心的となって構築していきませんが、複雑・複合的な課題にはより細かいところに配慮ができる地域のサポートが大きな役割を果たします。地域内での連携をさらに機能させるためには、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、地域住民などの「地域のチカラ」をより活かしていく必要があります。

方向性

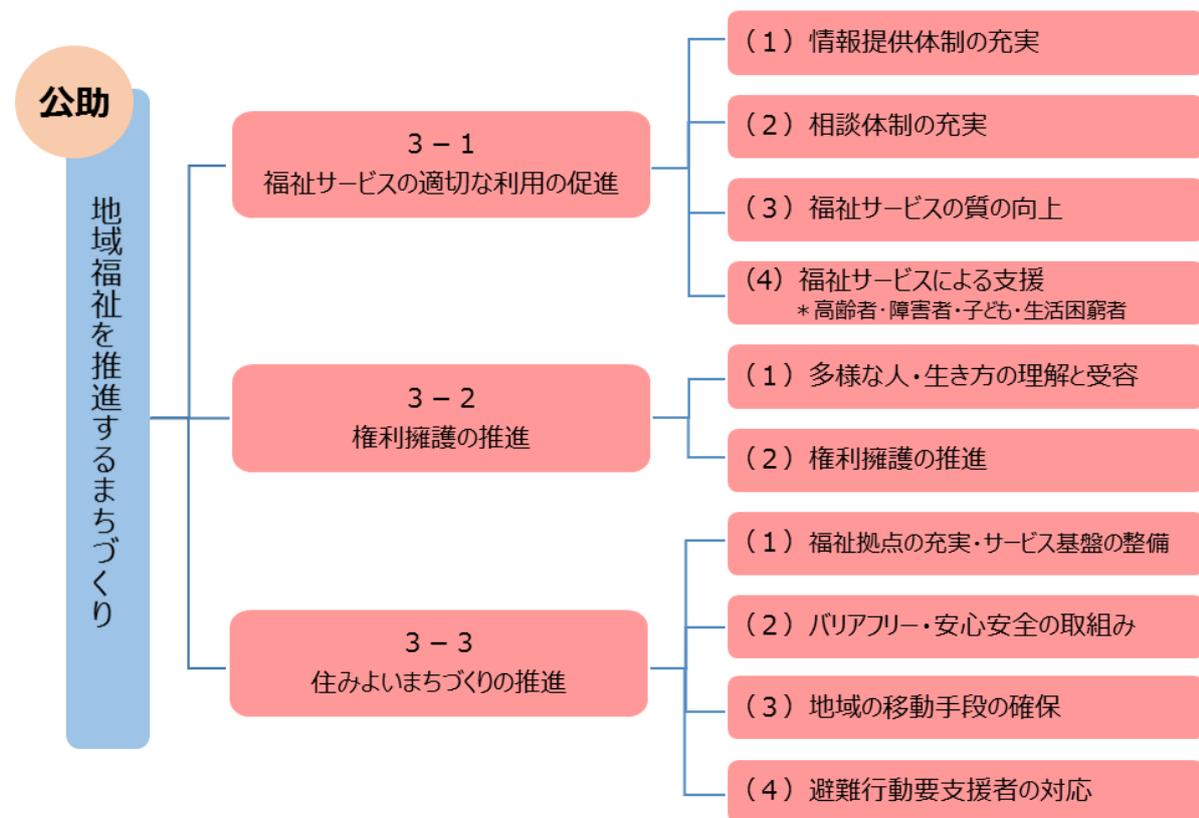
日常的な声かけや見守り、話し相手など、近所付き合いの中で助け合う、住民が主体となった共に支え合う地域づくりが重要になります。また災害時の支援が十分に展開されるよう、普段から支え合い活動や連携づくりが大切です。

高齢者、障害者など支援を必要とする方の名簿情報を活用して、民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）との人的資源との連携やネットワークづくりを進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の事に関心を持って、地域の課題を考えましょう。 ○ 地域を信頼して、お互い様・向こう三軒両隣・ご近所同士の気持ちで接してみましょう。 ○ ほんの少しの心がけも、支え合いや見守り活動につながります。見守りのポイントや工夫を知り、気を配ってみましょう。
地域等の取組み	<p>（自治会・民生委員・児童委員・社会福祉協議会など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の皆で、普段からの自治会活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを通じて、地域の見守りを行いましょう。 ○ 地域支え合い活動による、地域での見守りや支援活動の実施をお願いします。 ○ 地域包括ケアや多様な関係者との連携をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）、社会福祉協議会、消防団、ボランティアなど関係者間で見守り対象者の情報が共有できるよう、地域支え合い活動を推進します。 ○ 活動が市全体で浸透するよう、地域包括ケア会議を推進します。

第3節 基本目標3 地域福祉を推進するまちづくり



3-1 福祉サービスの適切な利用の促進

誰もが家庭や地域の中で、障害や年齢に関わらず、その人らしく、安心して自立した生活を送るには、必要な時に、必要とする適切なサービスが利用できる環境が必要です。サービスや地域を総括する立場にある行政として、気軽に相談できる相談体制づくりや、保健・医療・福祉サービスの情報提供システムを確立していきます。

自助、共助における取組みの推進においても、地域活動のPRや支援が必要不可欠になります。地域活動の優れた取組みの発信や福祉教育の推進などの支援を通じて、少しでも多くの市民に参加してもらえるよう努めていきます。

社会情勢の変化に伴って生活に困窮する人が増加しています。生活保護に至る前段階からの自立支援策により、個人の自立した生活をサポートしていく必要があります。多様で複合的な課題の解決を目指して、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築を目指します。

3-2 権利擁護

地域には、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦、難病・疾患の方、ひとり親、外国人やLGBT *用語集 など多様な人が生活しています。誰もがずっと住みたくなるまちを実現するためには、多様な人・生き方を理解し、地域の一員として、さらには地域福祉活動の担い手として受容していくことが大切です。

また、虐待、認知症など複合的なニーズや生活課題を抱える方に対しては、周囲の正しい理解と支援が必要になります。早期の発見と支援により自立した生活の実現につなげるためにも、地域ぐるみで権利擁護や理解促進の取組みを進めていきます。

2020 東京オリンピック・パラリンピックを控え、海外からの来訪者を迎えるための多文化理解、障害者のサポート・自立を実現していくことも必要です。

3-3 住みよいまちづくりの推進

各種福祉拠点の整備・充実、サービス基盤の整備は、福祉のニーズの受け皿として根幹を成すものです。また、住み慣れた地域での生活を維持するためには、バリアフリー *用語集 や安心安全の取組み、バスや福祉有償運送 *用語集 などの移動手段の確保等についても配慮が必要です。こうした施策、取組みについては行政の役割として推進するほか、地域の既存施設や各種団体の取組みも活用することで総合的な取組みを図っていきます。¹

想定される大規模地震のみならず、大雨による浸水被害など様々な自然災害への備えが必要となっています。高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦等の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時に特に支援が必要となる避難行動要支援者について、災害時の支援が地域における共助を中心に行われるよう仕組みづくりを進めていきます。

¹ 各制度に基づく福祉拠点の整備・充実は、総合計画や個別制度の計画等に基づき事業を推進していきます。

3-1-(1) 情報提供体制の充実

現状・課題

地域では、事業者、ボランティアなどにより様々な福祉サービスが提供されています。しかしその一方で、利用者側には情報が十分伝わっていないことも考えられます。特に、子育て世帯では、少子化や核家族化の影響で、身近に子育てについて協力する人がいない、相談できる人がいない、誰に相談して良いか分からない、などの不安を抱え、孤立している保護者が増加しています。このため、市民が身近に情報を得られる体制が必要となっています。

方向性

高齢者や障害者、子育て世代はもとより、今後サービスを利用することが見込まれる方にも配慮し、多様な方法による情報提供を行うよう努めます。また対象世代や対象者毎に、わかりやすいハンドブック等を作成し効率的に情報が得られるよう工夫していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の回覧、ご近所や友人同士のネットワークも貴重な情報源です。ご近所づきあいを大切にしましょう。 ○ 分からない事、知りたい事がある時は、市役所や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者などに聞いてみましょう。
地域等の取組み	<p>(自治会・民生委員・児童委員など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会活動やご近所づきあいの中で、広報活動や情報交換の機会を設けるようお願いします。 <p>(事業者・団体・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種団体や事業者からも積極的に情報発信をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報ながれやま、パンフレット等による分かりやすい情報提供に努めます。※新聞を購読していない世帯にも、「広報ながれやま」を個別に配布しています。 ○ 子育てハンドブックや介護保険ガイドなど、効率的に情報を得られる工夫をしていきます。 ○ 地域ごとの人口構成、高齢化の現状など、統計データ等を公開し、現状の理解・意識の啓発につなげていきます。 ○ 出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。

3-1-(2) 相談体制の充実

現状・課題

地域では、福祉施設、医療機関、保育所、さらには民生委員・児童委員など様々な福祉サービスの担い手が、福祉に関する身近な相談窓口としての役割も果たしています。しかし、サービスを利用していない人には相談のきっかけが得づらいこともあります。また情報提供体制と同様に、子育て世代においては地域の中で孤立している事も多く配慮が必要です。

方向性

様々な福祉の担い手、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携して身近に相談できる体制を構築します。

また、乳幼児を抱える子育て世代に向けては、個別訪問や各種教室の開催時において相談の機会を設け、悩みの解消に努めていきます。



今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困っている問題を自分自身で抱え込まないで身近な専門機関に相談しましょう。 ○ 困ったときに相談できる人や窓口を日頃から確認しておきましょう。 ○ 友人や近所の人の中で困っている人がいないかなど、ほんの少しからでも気配りをしてみましょう。
地域等の取組み	<p>(自治会・民生委員・児童委員など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門機関や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービス利用の手助けをお願いします。 <p>(事業者・団体など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業者の皆さんは、専門の知識や技術を生かした相談・支援活動をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在設置している各相談窓口の専門性の向上とともに、各窓口間の連携を図り、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図ります。 ○ 相談員の資質の向上を図ります。

3-1-(3) 福祉サービスの質の向上

現状・課題

地域における福祉サービス施設、事業者数は、年々増加しています。利用者にとって選択肢が増えることは望ましいことですが、その反面、実績や経験豊富なスタッフの不足により提供サービスの質の低下が生じることも想定されます。そのため利用者の人権・権利擁護の観点から、福祉サービスの質の向上を事業者とともに推進することが必要となっています。

方向性

サービスの自己評価を行い、その結果等を公表することを事業者に働きかけ、利用者の良質なサービス選択を支援するとともに、福祉サービスの水準・質の向上を図ります。

福祉ニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、関係機関と連携し研修会を実施するなど福祉サービス事業従事者の資質の向上に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス利用の際には、疑問点を事業者から十分に聞き取り、納得してサービスの提供を受けましょう。 ○ サービス利用における要望・苦情は、まずは事業者に申し出て、解決がつかないときは市や専門機関に相談しましょう。
地域等の取組み	<p>(事業者・団体など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者各々の内部研修はもとより、シルバーサービス連絡会等の職能団体での研修の充実に努めてください。 ○ 事業者は、自己評価の実施、第三者評価 *用語集 の活用、情報公開に努めてください。 ○ 事業者は、利用者の意見や提案を取り入れながら、利用者一人ひとりを尊重したサービスの提供を行うなど、良質な福祉サービスの提供に努めてください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護相談員制度 *用語集 などを活用して、事業者の自己改善の取組みをフォローしていきます。 ○ 関係機関と連携し研修会を実施するなど福祉サービス事業従事者の資質の向上に努めます。

3-1-(4) 福祉サービスによる支援

高齢者の支援

方向性	事業例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域包括支援センターが、地域でネットワークづくりを進められるよう支援する。 ○ 在宅生活支援のため、各種福祉サービス事業を充実させる。 ○ 介護保険のサービス事業者を含む関係機関との連携を強化し、住み慣れた地域での自立した生活を支援する。 ○ 認知症の人も周囲の人も、安心して、自分らしく暮らし続けることができる体制づくりに努める。 ○ 社会活動や地域活動に参加できる環境づくりの推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス（在宅サービス） ○ 施設サービス ○ 介護予防サービス ○ 福祉用具貸与・住宅改修 ○ 地域密着型サービス ○ 介護予防・日常生活支援総合事業 ○ 介護予防事業 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 高齢者ふれあいの家 *用語集の推進 ○ 高齢者移動支援バス・敬老バス ○ 緊急通報システム・緊急情報セット配布

障害者の支援

方向性	事業例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害への認識や障害者に対する理解を深めると、さらにノーマライゼーション意識の向上を目指して、啓発、広報活動の推進を図る。 ○ 障害者の生活支援の充実を図るため、各機関と連携し、一般就労や福祉的就労など日中活動の場づくりを進める。 ○ 障害の早期発見、早期療育や教育体制の整備を目指し、児童発達支援センターの機能充実を図る。 ○ 社会活動に参加できる環境づくりの推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅障害者福祉サービス事業 ○ 障害者自立支援総合給付事業 ○ 障害者地域生活支援事業 ○ 障害児通所支援事業 児童発達支援センター ○ つばさ学園 ○ 児童デイサービス ○ 療育相談、幼児ことばの相談室

子ども・子育て世代の支援

方向性	事業例
子育てを支援する 地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 子育て情報の提供と相談体制の充実 (子育てガイドブックの発行,おやこあんしん相談) • 地域における子育て支援サービスの充実 (保育所,地域子育て支援センター *用語集 等)
子どもと母親(保護者)の 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもと母親の健康の確保 (ハローベビー,乳幼児健康診査,母子健康相談,養育支援訪問)
子どもが健やかに成長できる 教育環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの人権の擁護 (家庭児童相談等の相談・カウンセリング) • 家庭の教育力の向上(家庭教育講座,子育てサロン)
子どもの安全を守る 生活環境・体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 安全なまちづくりの推進(公園の整備・充実) • 安心して外出できる環境の整備(安心メールの活用)
男女がともに仕事と子育てを 両立できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 保育サービスの充実と多様化 (延長保育,一時保育,病児・病後児保育,障害児保育,学童クラブ)
保護が必要な子どもへの 支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 児童虐待防止対策の充実 (家庭児童相談員による相談,要保護児童対策地域協議会の運営) • ひとり親家庭への支援の充実 (母子父子自立支援員による相談)

生活困窮者の支援

方向性	事業例
<ul style="list-style-type: none"> ○ 複合的な課題を抱えた生活困窮者の自立を促進するため、離職者や就労経験がない人への就労支援や、離職者への住居確保支援等の包括的支援を各機関と連携して行い、生活困窮状態からの脱却を図る。 ○ 生活保護に至る前の「第2のセーフティネット」として広報・周知に取り組む。 ○ ハローワークや地元事業者と連携を強化し経済的自立の支援を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援事業 ○ 就労準備支援事業 ○ 住居確保給付金支給事業

3-2-(1) 多様な人・生き方の理解と受容

現状・課題

地域には、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦、難病・疾患の方、ひとり親、外国人やLGBTなど多様な人が生活しています。誰もがずっと住みたくなるまちを実現するためには、多様な人・生き方を理解し、地域の一員として、さらには地域福祉活動の担い手として受容していくことが大切です。

2020 東京オリンピック・パラリンピックを控え、海外からの来訪者を迎えるための多文化理解、障害者のサポート・自立を実現していくことも必要です。

方向性

個人の意識や抱える問題を正しく理解し受容できるよう、正しい知識の普及啓発、積極的な交流などの取組みを進めていきます。

また、2020 東京オリンピック・パラリンピックを絶好の機会と捉え、地域の皆が前向きに参加できる工夫をしていきます。



今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、テレビなどを通じ、多様な人・生き方の姿や気持ちを知り、正しい理解に努めましょう。 ○ 多文化理解を目的としたイベントや交流会に積極的に参加してみましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい理解が進むよう普及啓発をお願いします。 ○ 様々な意見や提案を取り入れながら、地域の皆さん一人ひとりが尊重される機会を設けるよう工夫してください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発の講演を行うとともに、障害や認知症等についての理解を深めるよう情報を提供します。 ○ 2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、国際交流や障害者スポーツの認知度向上について取り組んでいきます。

3-2-(2) 権利擁護

現状・課題

虐待、認知症など複合的なニーズや生活課題を抱える方に対しては、早期の発見と支援によりできる限り自立した生活の実現につなげる必要があります。地域の多様なネットワーク機能を活かして、生活課題の発見に努め、対応していくことが求められています。

方向性

虐待や認知症について身近な問題として正しく理解できるよう、普及啓発や情報提供の取組みを進めます。

認知症や知的障害、精神障害がある方の権利や財産を守るための成年後見制度 *用語集は、住み慣れた地域での生活を支える制度として、必要性がさらに増すと考えられます。権利擁護の取組みの一つとして適切な利用が図られるよう、理解促進に努めていきます。

また、早期の支援が可能となるよう、相談体制の充実や関係機関同士のネットワークの強化、地域の見守り体制の充実を図り、迅速な対応に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近に相談できる相手をつくりましょう。 ○ 隣近所で支援が必要な人の見守りに努め、困っている人を見かけたら、民生委員・児童委員や関係機関へ相談しましょう。 ○ 虐待、認知症、成年後見等の講座や学習会に積極的に参加して、理解を深めましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域全体で正しい理解と早期の気づきができるよう、普及啓発の場を設けてみましょう。 <p>(団体・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度や自立支援制度の活用に向けた支援への協力をお願いします。 ○ 事業者間の連携や地域のネットワークへの参加をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待防止ネットワーク等の連携強化を図ります。 ○ 虐待、認知症、成年後見等の講座や学習会を通じた普及・啓発を行い、支援者の育成、ネットワークの組織化を図ります。

3-3-(1) 福祉拠点の充実・サービス基盤の整備

現状・課題

流山市では子育て世代の増加により、保育所、学童クラブの需要が急増しています。特別養護老人ホームなどの介護保険施設、障害者向けのグループホーム等、幅広い世代・分野を対象として、サービス基盤整備の需要が高まっています。

また地域福祉の拠点として、地域包括支援センター、公民館、福社会館、自治会館、地域の空き家などの既存施設・機能を活用し、情報の発信・交換、総合的な相談の場、地域交流の場を設けることが必要となっています。

方向性

福祉拠点の整備・充実、サービス基盤の整備は、福祉のニーズの受け皿として根幹を成すものです。人口動態やサービス需要を考慮しつつ、総合計画や個別制度の計画等に基づいて整備を進めていきます。

情報の発信や総合的な相談については、地域の既存施設や各種団体との連携によって総合的な取組みを図っていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館や自治会館、福社会館等を地域福祉の拠点として積極的に活用しましょう。 ○ 地域での新たなサービス基盤整備にご理解ください。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ぐるみの福祉実現に向け、福祉施設との交流の機会を設ける等の取組みをお願いします。 <p>(団体・事業者など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設や事業所は、地域福祉を担う市民が気軽に集まることができる場となるよう、地域に積極的に参加ください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口動態やニーズを考慮しつつ、各制度の計画等に基づいてサービス基盤の整備を進めていきます。 ○ 地域の空き家や自治会館を活用した「高齢者ふれあいの家」の設置を支援し、地域福祉の拠点づくりを図ります。 ○ 福社会館や公民館等の適切な管理に努めていきます。

3-3-(2) バリアフリー・安心安全の取組み

現状・課題

全ての人々が住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、公共施設・民間施設、道路、交通機関などの生活環境のバリアフリー化などユニバーサルデザインの視点に立った生活環境の整備を図ることが必要となっています。

市内では住宅開発が進む一方で、市内の自動車交通量も増加しており、安心安全に向けた取組みの重要性が高まっています。特に、高齢者や児童生徒の安心安全に配慮し、利便性と安心安全のバランスを図っていく必要があります。

方向性

公共施設、道路、公園等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅改修助成や普及啓発を通じて個人・民間事業者など街ぐるみで取組みを進めていきます。

主要道路や通学路などの危険箇所等について、地域や学校、警察など関係機関と連携して情報を共有し、安心安全に向けた整備を図っていきます。

今後の取組み

市民の取組み	○ 街なかで困っている人を見かけた時は、声をかけ手助けしましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <p>○ 地域の危険箇所の把握に努め、情報の共有や市への情報提供をお願いします。</p> <p>(団体・事業者など)</p> <p>○ 福祉施設や事業所は、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努めてください。</p>
市の取組み	<p>○ ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や道路のバリアフリー化に努めていきます。</p> <p>○ 高齢者や障害者が安心して生活できるよう住宅改修事業などを実施していきます。</p> <p>○ 通学路の危険箇所を調査し、安全対策などを進め安心安全な環境整備を進めていきます。</p>

3-3-(3) 地域の移動手段の確保

現状・課題

障害者や運転免許を返上した高齢者にとっては、外出、買い物、通院など生活の様々な部分で、公共交通など地域での移動手段を利用することになります。様々な人が住み慣れた地域で生活を続けていくために、鉄道、民間路線バス、ぐりーんバス等を効率的に組み合わせ、地域の移動手段を確保していくことが求められています。

また公共交通機関のみでは不十分と考えられる地域については、民間事業者による送迎バスや福祉事業者による福祉有償運送の活用を図っていくことが求められています。

方向性

地域の移動手段については、需給バランスやコストのなどを勘案して、持続可能な地域公共交通網の形成を目指します。

市内の医療機関においては、通院患者向けの送迎バスを運行しています。また要介護者や身体障害者の方に対しては、地域で活動しているNPO、福祉事業者が福祉有償運送のサービスを提供しています。こうした移動手段等も合わせて活用することで、公共交通機関のみでは不十分と考えられる地域を少しでも解消できるよう取り組んでいきます。

今後の取組み

市民の取組み	○ 公共交通バス路線を維持できるよう、積極的に利用しましょう。
地域等の取組み	(事業者・団体など) ○ 医療機関、事業者の方は、高齢者移動支援バス、福祉有償運送に対しての協力をお願いします。
市の取組み	○ 様々な交通施策について検討を行い、地域公共交通網の充実に努めていきます。 ○ 高齢者移動支援バス、福祉有償運送の提供事業者に対して、サポートを行っていきます。

3-3-(4) 避難行動要支援者の対応

現状・課題

首都直下地震など大規模地震のみならず、風水害、雪害など様々な自然災害への備えが必要となっています。高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦等の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時に特に支援が必要となる避難行動要支援者について、災害時の初期支援が地域における共助を中心に行われるよる仕組みづくりを進めていく必要があります。

方向性

災害時に地域での支援体制が十分に機能するためには、平常時から地域の支え合い・見守りを活性化することが重要です。自治会を中心に展開されている地域支え合い活動《2-2-(3)》では、避難行動要支援者の情報について支え合い対象者名簿として提供することで、平常時からの見守り活動を推進しています。

また災害発生時に備えて、地域防災計画や避難所運営マニュアルにおいても十分配慮がされるように取組みを進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	○ 日頃から、自治会や住民間での交流を図り、初期支援がスムーズに行われる環境づくりに努めましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <p>○ 地域における各種行事や事業を通じて要配慮者との交流を図り、普段からの見守りや声かけに努めてください。</p> <p>(自治会・民生委員・児童委員など)</p> <p>○ 自主防災組織の結成・活性化、防災訓練の実施等により、住民の防災意識啓発をお願いします。</p>
市の取組み	<p>○ 防災訓練の実施や地域住民による防災訓練の支援を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。</p> <p>○ 防災行政無線、流山市安心メール等を通じた連絡網等、適切な情報伝達に努めます。</p> <p>○ 流山市地域支え合い活動を推進していきます。</p> <p>○ 地域防災計画、避難所運営マニュアル、避難行動要支援者避難支援計画を推進します。</p>

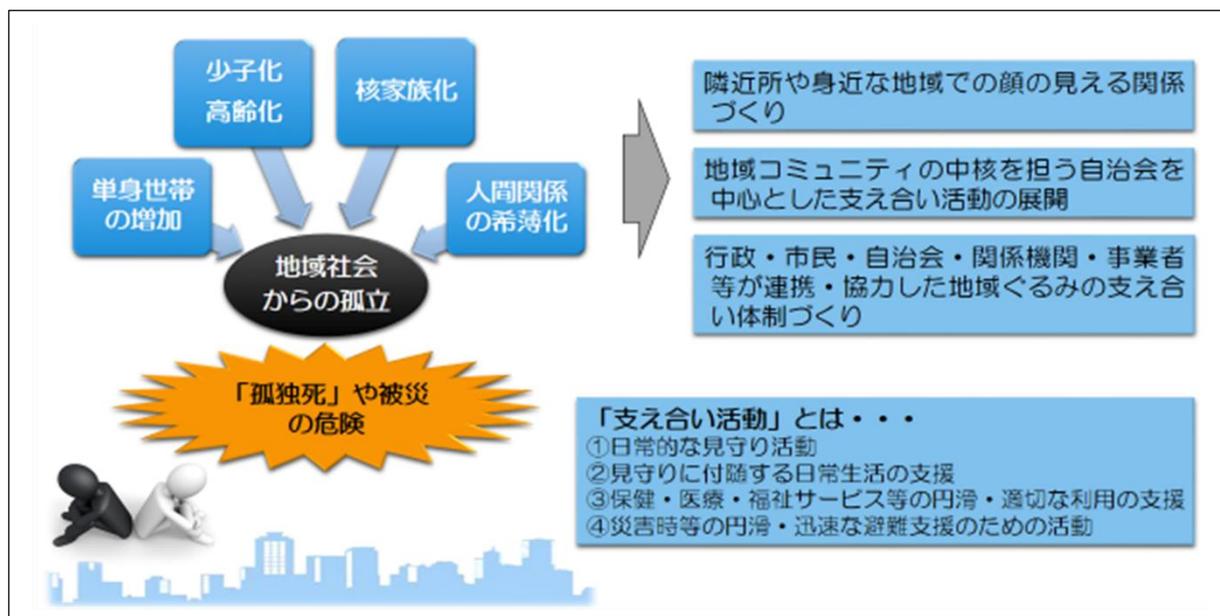
コラム 地域支え合い活動の推進

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の方、障害をお持ちの方など、日常的な見守り活動・支援を必要とし、災害時には特に支援や配慮を必要とする人が増えています。そこで、平成26年10月に「地域支え合い活動推進条例」を制定し、平成27年度から「支え合い活動対象者名簿」を、自治会・消防・警察・地域包括支援センターなどの地域に携わる皆で共有しています。地域支え合い活動の主体となる自治会では、日常の自治会活動の中での気遣い、訪問活動、サロン活動など、様々な活動が展開されつつあり地域のつながりが高まっています。

地域支え合い活動は、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を平常時から共有しようとするもので、災害時の機能はもちろん孤独死の防止や認知症等の早期発見にもつながります。

流山市地域支え合い活動の対象者（名簿に登載される方）

①	75歳以上のみの世帯に属する方で、名簿登載に対して不同意の申出がない方【逆手上げ方式】
②	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等、要介護3以上の方で、名簿登載に同意の申出があった方【同意方式】
③	その他支援を必要とする方で、名簿登載の申出があった方【手上げ方式】



第4章

計画を推進するために



第4章 計画を推進するために

第1節 それぞれの役割

地域福祉を推進するためには、人々が地域でお互いに助け合い協力し合うことが不可欠です。福祉サービスによる支援は、市や事業者が提供するものだけでは不十分です。個々の思いやりや行動、さらにはそれぞれの力を合わせ連携・協働することが地域福祉を進める大きな力となります。そこで本計画では、市民一人ひとりが取り組むべき「自助」、地域社会が協働して取り組むべき「共助」、行政として取り組むべき「公助」の三つに区分し、地域福祉の推進に向けた基本的役割を定めます。

自助（市民の役割）

地域福祉推進の主役である市民は、福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあることから、市民一人ひとりが地域福祉に対する学びと理解を深めていくとともに、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、支え合う地域社会づくりを推進する役割が期待されています。

共助（地域等の役割）

活動団体（自治会、ボランティア団体、NPO等）の役割

活動団体は、地域福祉を組織的に支えていく基盤となることから、あらゆる市民に対し、地域福祉活動への参加の機会を提供するとともに、参加の呼びかけや受け入れを促進するなど、地域に密着した活動と支援が求められます。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、市民の地域福祉活動への参加促進をはじめ、地域福祉活動に対する支援を行うとともに、多様な地域福祉活動組織との間に構築された関係性を生かし、市民と市民、市民と事業者、市民と行政などの多様な地域資源をつなぐ、ネットワーク化推進の調整役としての役割を担っています。

民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、身近な地域において、支援を要する人の発見、援助に努め、地域住民にとって最も身近な福祉に関する相談相手です。また、地域福祉の推進者として、行政や社会福祉協議会等と連携した活動を行っています。

サービス事業者の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援を促進し、サービスの質の確保をはじめ、事業内容やサービス内容に関する情報提供、その他サービスとの連携などに取り組むことが求められています。また、専門的な知識を持つ職員や施設などを生かし、市民や行政と協働しながら、地域福祉活動の活性化に向けた地域参加が求められています。

公助（行政の役割）

市は、公共サービスの担い手としてだけでなく、地域福祉団体等への支援を行うとともに、市民等と協働し、住民ニーズを十分に把握しながら、地域福祉施策を推進していく役割を担っています。特に、地域福祉を推進していく上で、誰もが尊重され、安心して生まれ育ち、いきいきと暮らせるよう、行政も含め、様々な立場の者が連携した「自助・共助・公助」が一体となった施策を展開していきます。

また、地域福祉を推進する基盤整備を図るとともに、住民による主体的な地域福祉活動を促進するため、社会福祉協議会と連携し、地域における福祉推進体制づくりや地域福祉の普及・啓発を進めます。

第2節 計画の推進および進行管理

計画の周知・啓発

地域福祉の推進のために、まずは計画自体の周知・啓発を図り、地域における主体的な活動を推進します。

(1) 計画の配布・設置による周知・啓発

市公共施設および日常的に市民の皆さんが目にする場所へ計画書を設置し、周知・啓発を図ります。

(2) さまざまな媒体による周知・啓発

広報ながれやまやホームページをはじめ、SNSなどの市の各種媒体を活用して、広く計画の周知を図ります。

(3) 出前講座による周知・啓発

市民の皆さんと行政とが一緒に地域福祉について考える講座を出前講座として登録し、市民参加型の周知を図ります。

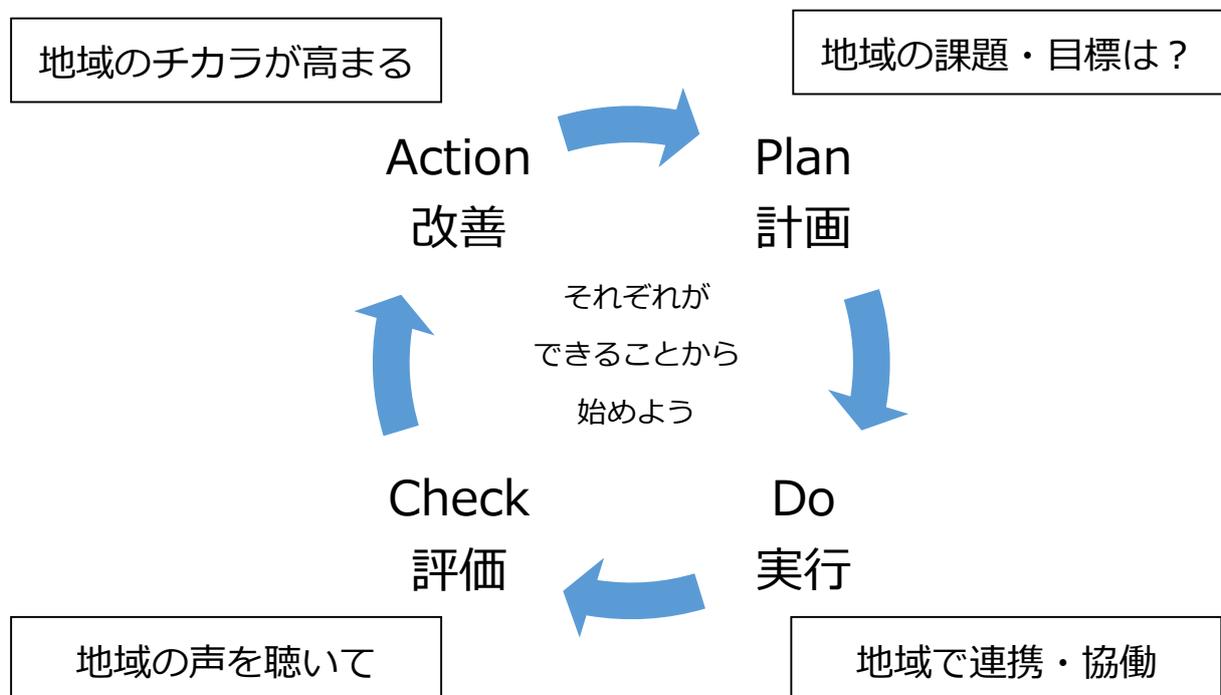
(4) 各種関係機関との連携による周知・啓発

市の保健福祉関係事業のほか、各関係機関が行う地域福祉に関連する事業や団体の活動、さらに教育機関などと連携を図り、様々な場面において、計画の周知を図ります。

計画の推進・進行管理

計画の推進や進行管理にあたっては、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）
 ＊用語集 を活かして、より実効性のある取り組みを行う必要があります。流山市の行
 財政運営における事務事業評価等の既存システムを活用し、事業計画の推進へ向けた施
 策のさらなる改善および次期計画策定へとつなげます。

※現在の総合計画が平成31年度で終了することから、今後の策定経過に合わせて地域
 福祉計画の在り方を適宜見直していきます。

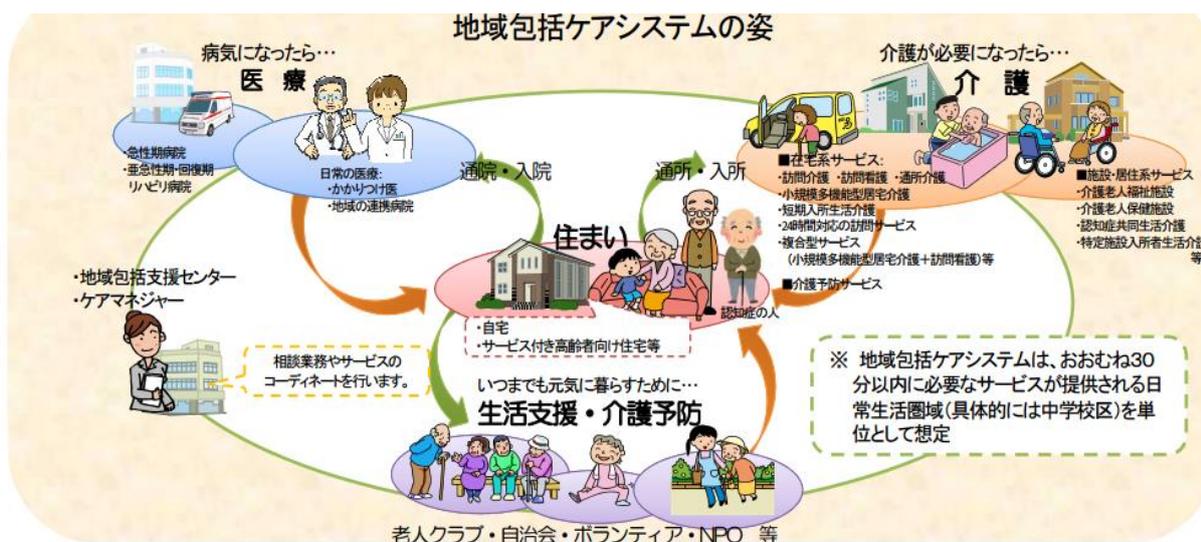


コラム 地域包括ケアシステム

2025年には団塊の世代が75歳以上となって、介護を要する方々が急増すると予測されていますが、その全てを施設や病院で受け止めることは大変難しいと指摘されています。一方で、介護が必要な方の多くは、自宅での生活の継続を望んでいます。

地域包括ケアシステム¹は、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、要介護状態が中・重度となっても、あるいは認知症が進行しても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように地域社会づくりを進めていく総体の活動です。

在宅生活者に関する情報を医療・介護職の間で共有し、本人にとって最適な医療・介護サービスの提供につなげる医療・介護の連携を進めています。また健康な生活を維持できるように、認知症への早期対応・正しい知識の普及啓発、介護予防などの取組みを重層的に進めています。



¹ 図出典：平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書

付属資料

市民アンケート結果

(抜粋)

市民アンケート結果から

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのため、市民・関係機関、団体と行政が連携し、地域住民がお互いに助け合える関係づくりを目指して、地域福祉計画を策定します。計画策定に向け、市民の声を計画に反映できるよう「流山市地域福祉に関する市民アンケート」を実施しました。

（１）アンケート調査の概要

①調査の方法及び対象者

市内在住の20歳以上の方3,000人を無作為に抽出。

郵送による配布、回収。（平成28年5月25日～平成28年6月10日）

②回収状況

配布数	回収数	回収率
3,000件	1,479件	49.3%

（性別の内訳）

カテゴリ	回収数（件）	内訳
男性	698	47.2%
女性	779	52.7%
無回答	2	0.1%
合計	1,479	100.0%

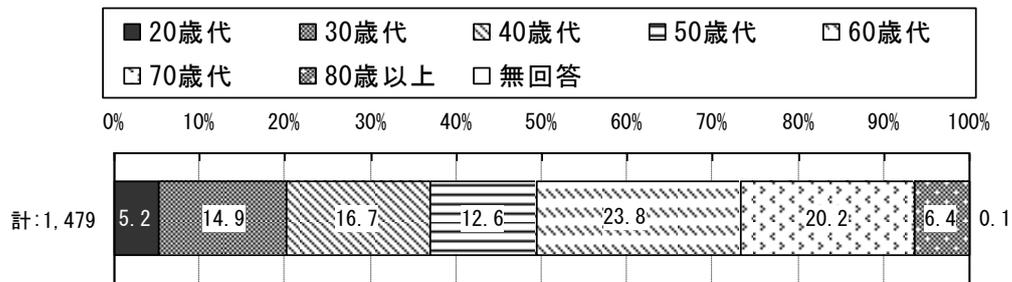
③分析・表示について

1. 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100.0%とならないこともあります。
2. 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
3. グラフ中の「計=〇〇」という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
4. クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があるため、単純集計の結果と合致しない場合があります。

（２）アンケート調査の結果

年齢

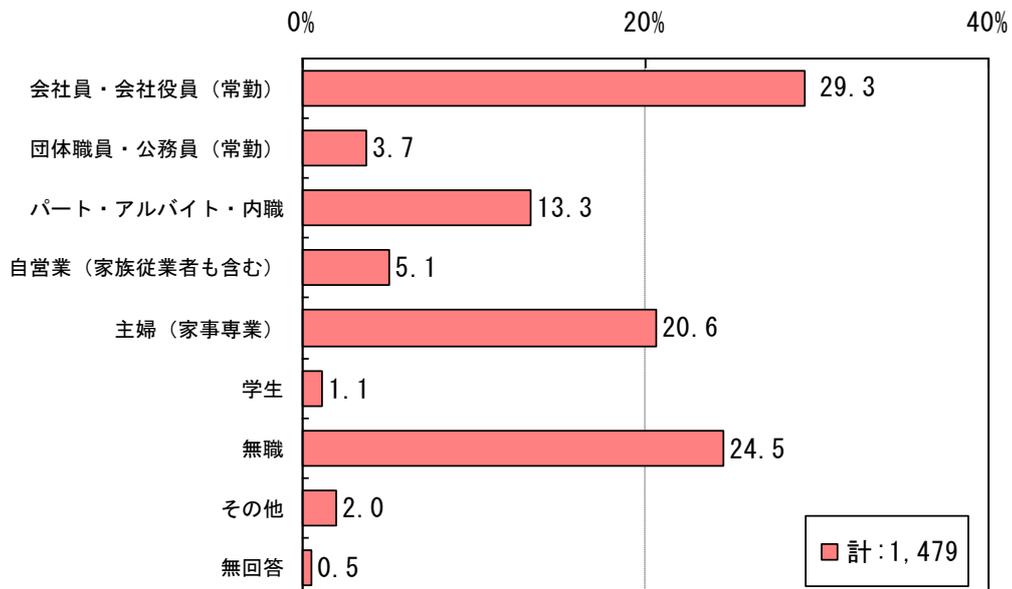
あなたの年齢は？（あてはまるもの1つに○）



回答者の年齢は、「60歳代」が23.8%と最も多く、次いで「70歳代」が20.2%、「40歳代」が16.7%となっています。

職業

あなたの職業は？（あてはまるもの1つに○）

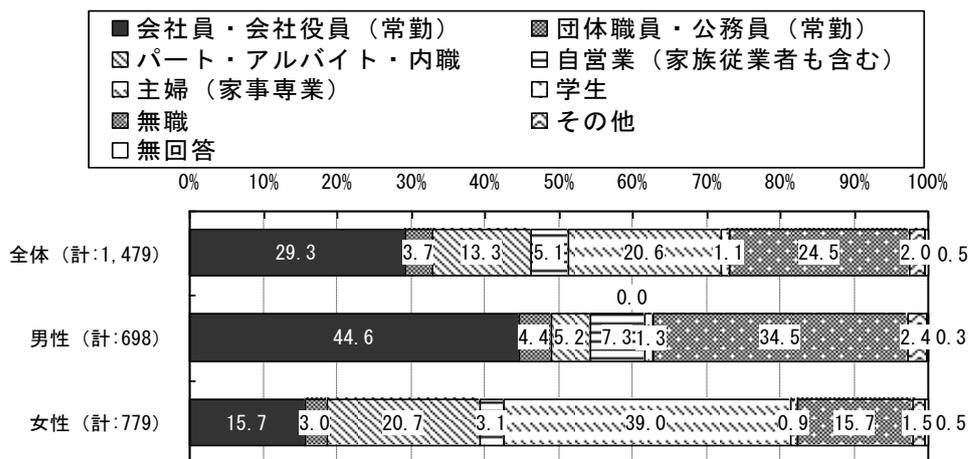


職業は、「会社員・会社役員（常勤）」が29.3%と最も多く、次いで「無職」が24.5%、「主婦（家事専業）」が20.6%となっています。

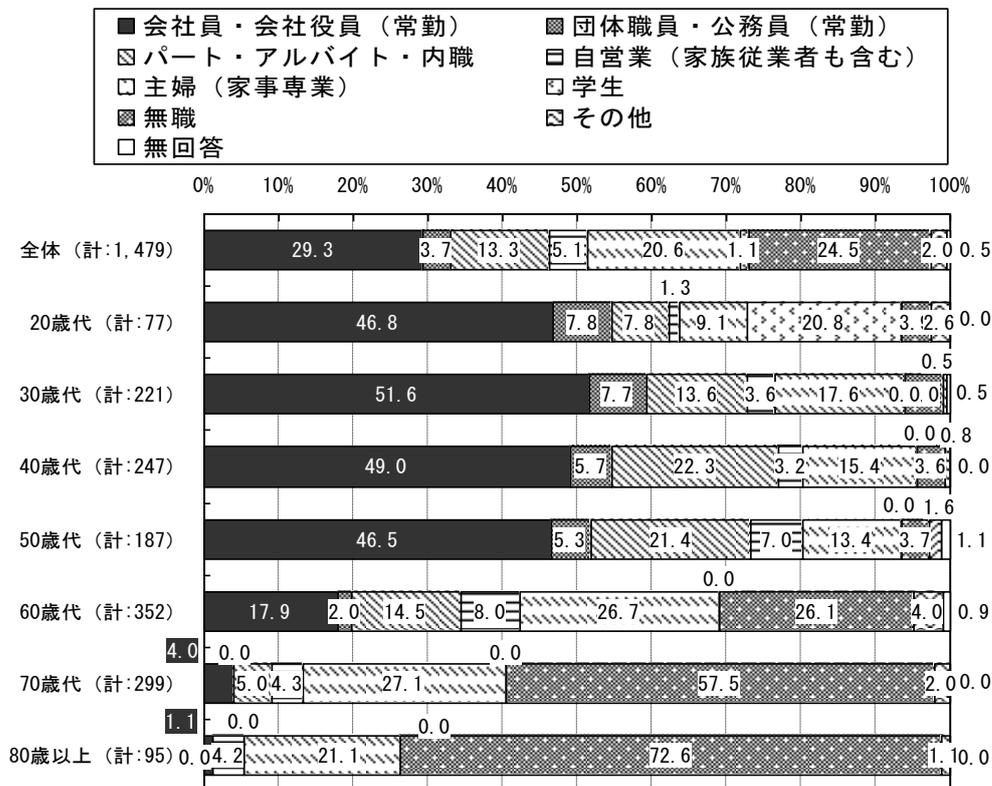
年代別で見ると、20～50 歳代で「会社員・会社役員(常勤)」や「パート・アルバイト・内職」の割合が高く、60 歳代以上では「無職」の割合が高くなっています。

男女別で見ると、男性は「会社員・会社役員(常勤)」と「無職」の割合が高く、女性は「主婦(家事専業)」と「パート・アルバイト・内職」の割合が高くなっています。

○男女別職業

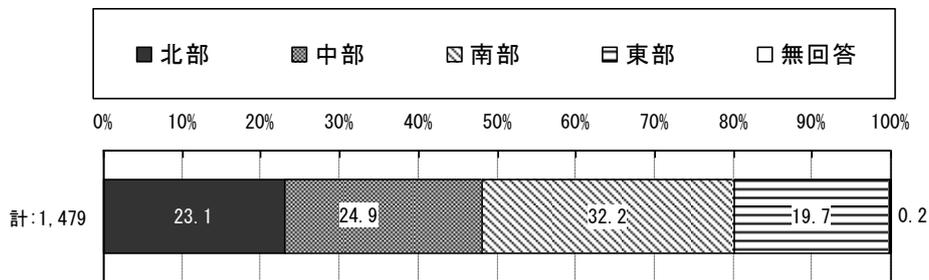


○年代別職業



居住地区

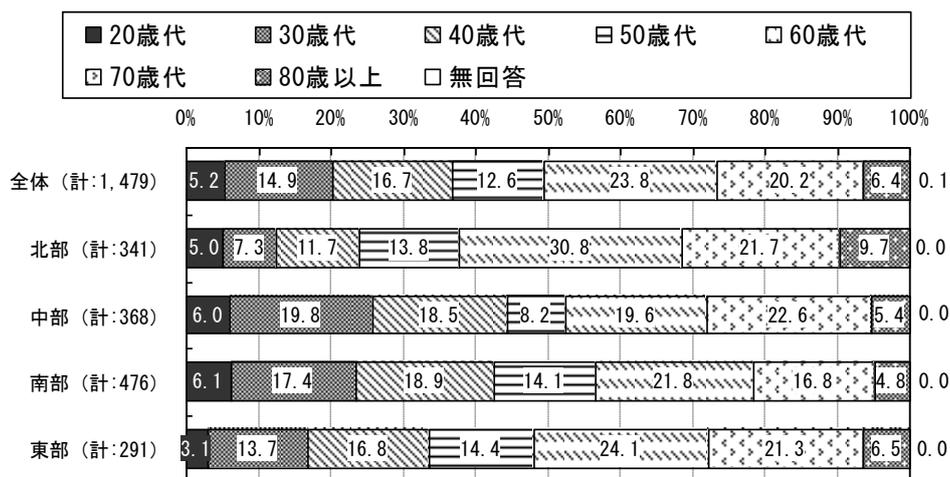
あなたが住まいの地域はどこですか。（あてはまるもの1つに○）



「南部」が32.2%と最も多く、次いで「中部」が24.9%、「北部」が23.1%、「東部」が19.7%となっています。

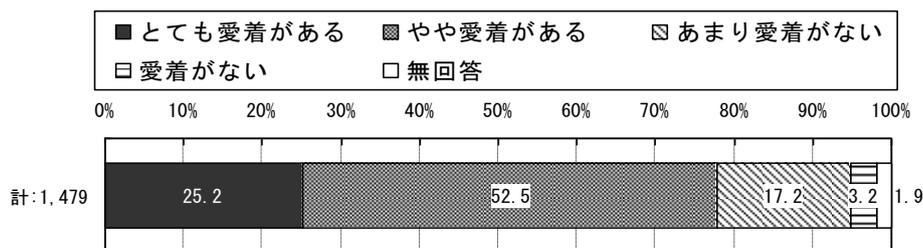
居住地区別に回答者の年代をみると、中部や南部で20～40歳代の割合が他地区より高く、北部や東部では60歳以上の割合が高いことがわかります。

○居住地区別年齢



地域や街への愛着

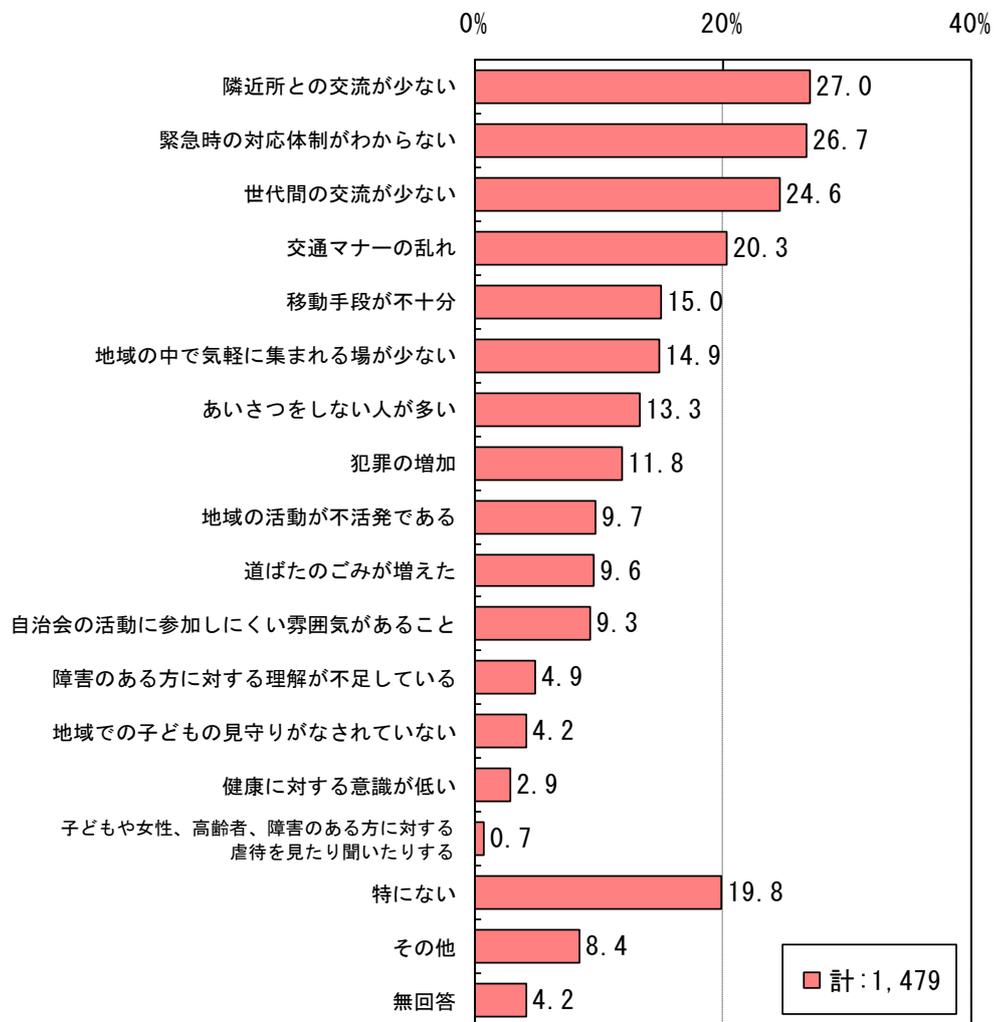
あなたは現在、地域・街に対して愛着がありますか。（あてはまるもの1つに○）



地域や街に愛着については、「とても愛着がある」（25.5%）、「やや愛着がある」（52.5%）を合わせて77.7%が「愛着がある」と回答しています。

地域の問題点

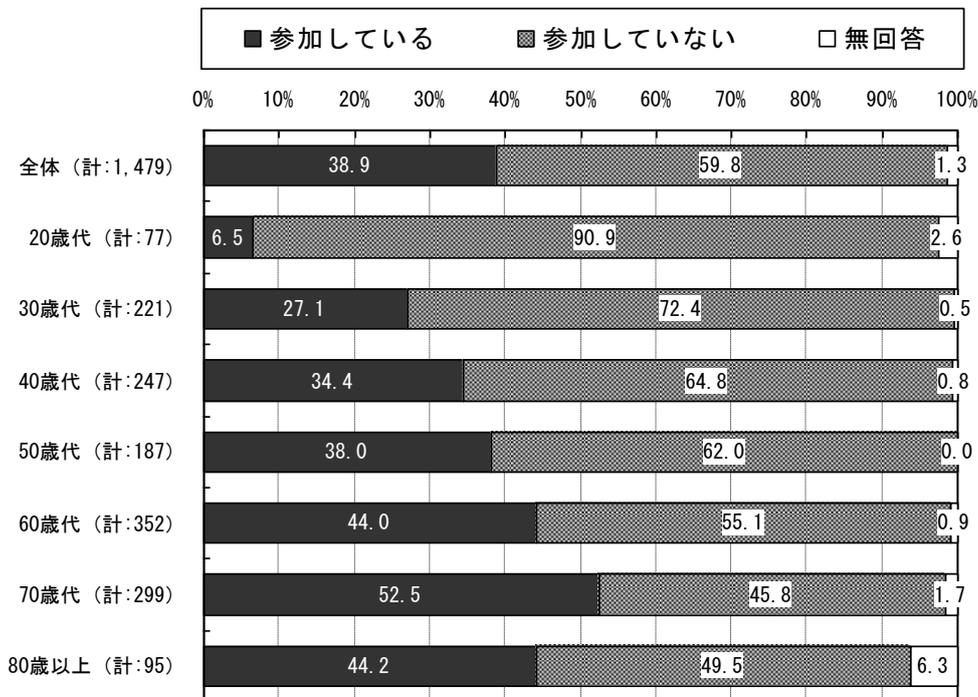
現在、あなたの住んでいる地域の中での問題点と思うものは何ですか。
（あてはまるものすべてに○）



地域の問題点は「隣近所との交流が少ない」が27.0%と最も多く、次いで「緊急時の対応体制がわからない」が26.7%、「世代間の交流が少ない」が24.6%、となっています。

地域活動等の参加状況

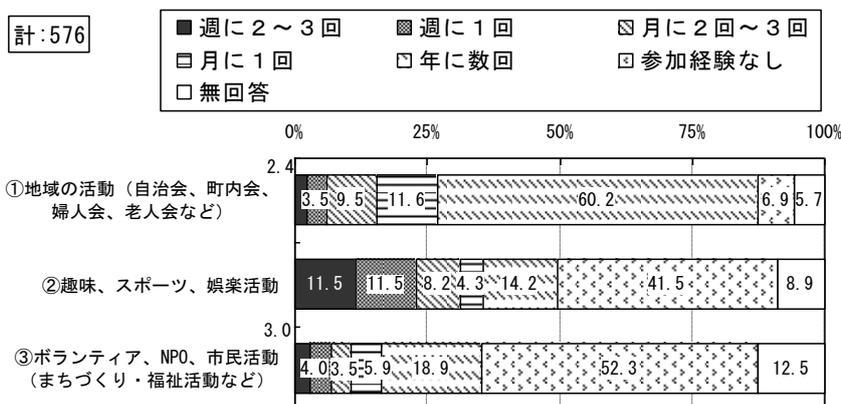
あなたは、現在、地域や社会での活動（自治会・子ども会・市民団体など、主にあなたの居住地域内を活動対象とした活動）に参加していますか。（あてはまるもの1つに○）



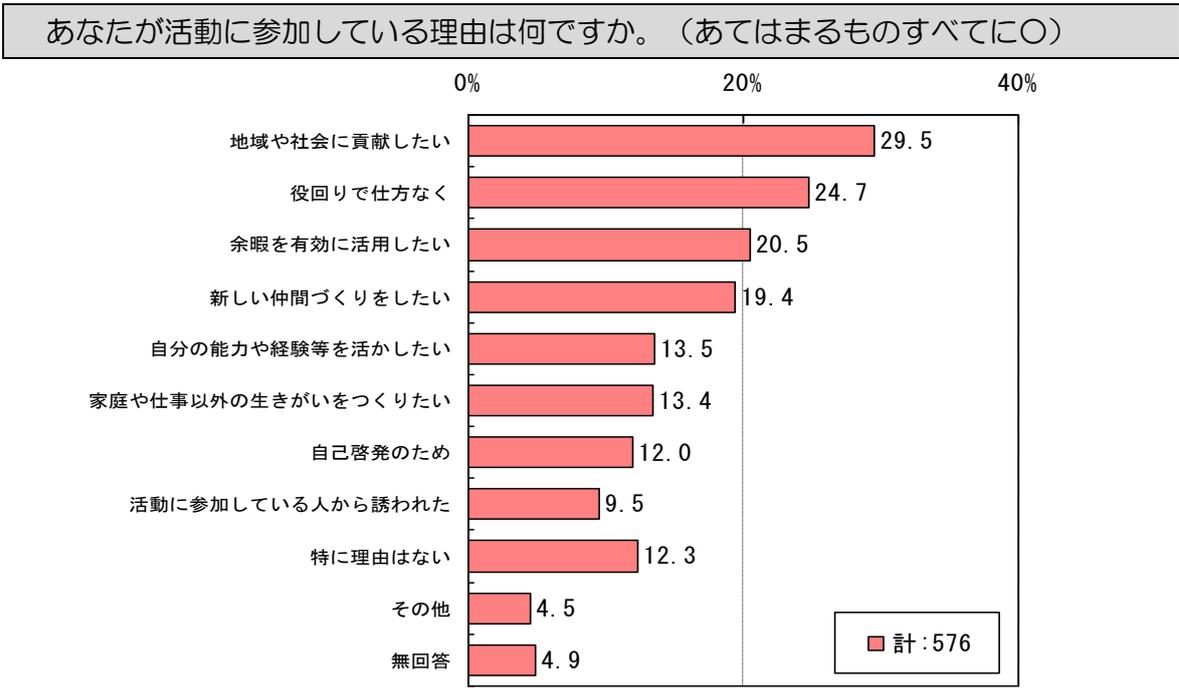
地域活動等の参加状況は「参加している」が38.9%となっています。また、「参加していない」が59.8%となっています。年代別でみると、年代があがるごとに地域活動に「参加している」割合が多くなっています。

地域活動等の参加頻度

あなたは、住んでいる地域や社会の中で、次の活動にどのくらいの頻度で参加しますか。（あてはまるもの1つに○）



地域活動等に参加している理由



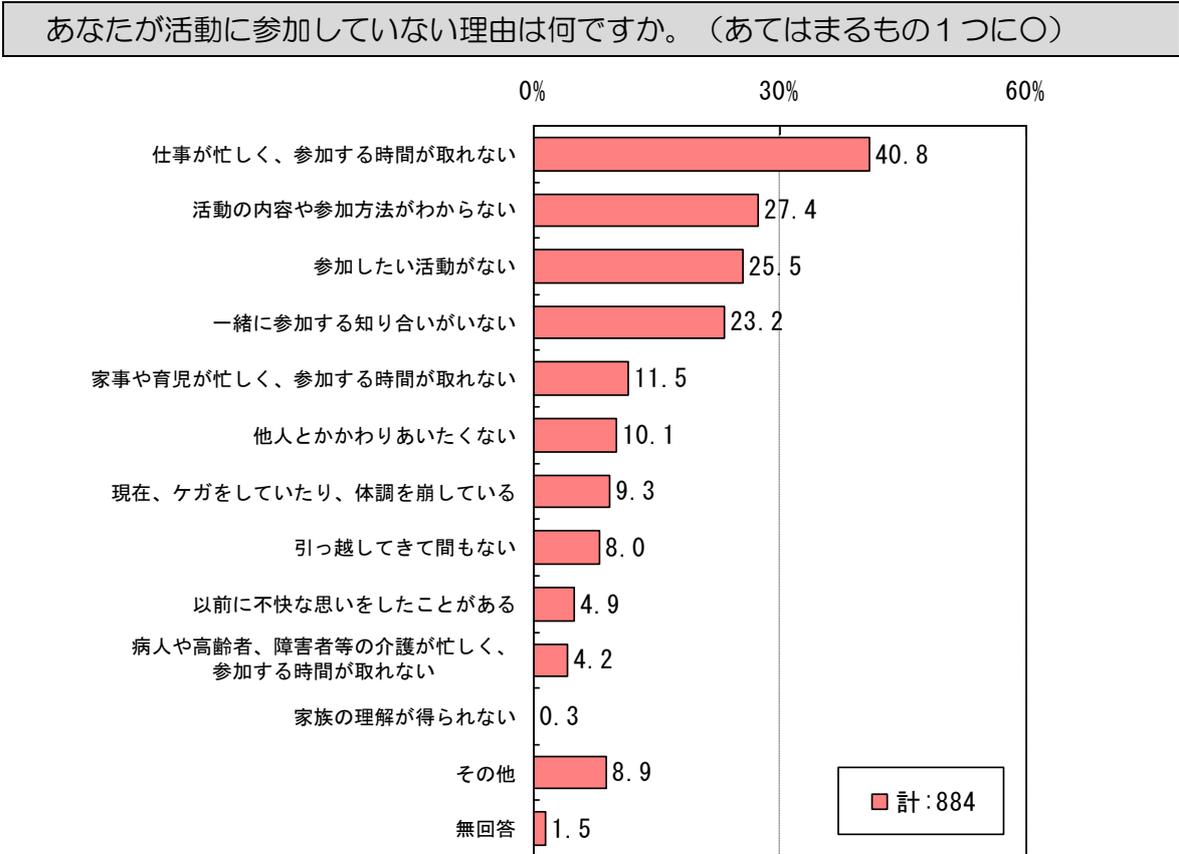
地域活動に参加している理由は「地域や社会に貢献したい」が29.5%と最も多く、次いで「役回りで仕方なく」が24.7%、「余暇を有効に活用したい」が20.5%です。

また、年代別で地域活動に参加している理由をみると、30～50歳代未満では「役回りで仕方なく」、60歳代以上では「家庭や仕事以外で生きがいをつくりたい」、「地域や社会に貢献したい」の割合が比較的其他の年代より高くなっています。

○年代別地域活動に参加している理由

年代	合計	地域や社会に貢献したい	自分の能力や経験等を活かしたい	新しい仲間づくりをしたい	余暇を有効に活用したい	家庭や仕事以外の生きがいをつくりたい	自己啓発のため	役回りで仕方なく	活動に参加している人から誘われた	特に理由はない	その他	無回答
全体	576	29.5	13.5	19.4	20.5	13.4	12.0	24.7	9.5	12.3	4.5	4.9
20歳代	5	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0	20.0
30歳代	60	18.3	5.0	16.7	16.7	1.7	8.3	28.3	0.0	28.3	5.0	1.7
40歳代	85	29.4	1.2	12.9	9.4	5.9	3.5	40.0	4.7	17.6	3.5	2.4
50歳代	71	32.4	12.7	11.3	9.9	11.3	11.3	38.0	8.5	9.9	9.9	1.4
60歳代	155	31.6	14.8	18.1	16.8	13.5	11.6	25.2	12.3	11.6	1.9	5.8
70歳代	157	35.0	21.7	28.0	36.3	21.7	17.8	12.1	13.4	5.7	5.1	4.5
80歳以上	42	14.3	19.0	23.8	21.4	16.7	16.7	11.9	11.9	7.1	4.8	16.7

地域活動等に参加していない理由



地域活動に参加していない理由は「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」が40.8%と最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからない」が27.4%、「参加したい活動がない」が25.5%となっています。

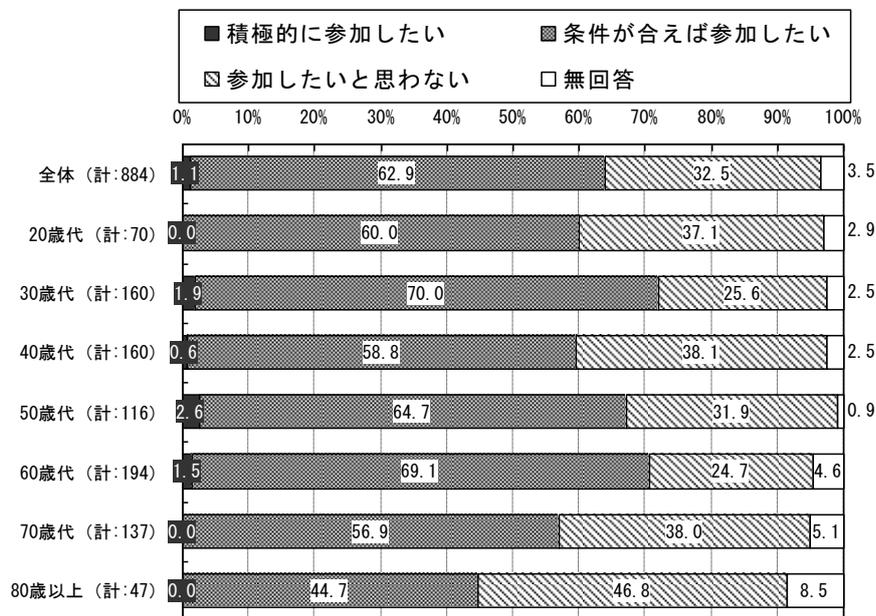
また、年代別で地域活動に参加している理由をみると、50歳代未満では「仕事が忙しく、参加する時間が取れない」、70歳代以上では「現在、ケガをしたり、体調を崩している」の割合が比較的他の年代より高くなっています。

〇年代別地域活動に参加していない理由

理由	合計	参加したい活動がない	活動の内容や参加方法がわからない	引越してきて間もない	仕事が忙しく、参加する時間が取れない	家事や育児が忙しく、参加する時間が取れない	病人や高齢者、障害者等の介護が忙しく、参加する時間が取れない	家族の理解が得られない	現在、ケガをしていたり、体調を崩している他人とかかわりあいたくない	他人とかかわりあいたくない	以前に不快な思いをしたことがある	一緒に参加する知り合いがいない	その他	無回答
全体	884	25.5	27.4	8.0	40.8	11.5	4.2	0.3	9.3	10.1	4.9	23.2	8.9	1.5
20歳代	70	32.9	27.1	18.6	58.6	14.3	1.4	0.0	2.9	8.6	1.4	24.3	10.0	0.0
30歳代	160	23.1	42.5	17.5	51.9	31.3	1.9	0.0	3.1	7.5	2.5	26.9	3.1	0.0
40歳代	160	22.5	30.0	5.6	58.1	15.6	1.3	1.3	5.0	17.5	6.3	30.0	4.4	1.3
50歳代	116	25.9	26.7	5.2	62.1	6.9	4.3	0.0	6.0	6.9	4.3	20.7	3.4	0.0
60歳代	194	31.4	25.8	6.2	29.4	1.0	7.7	0.5	9.8	8.2	6.2	24.2	10.3	1.5
70歳代	137	18.2	14.6	2.2	10.2	4.4	5.8	0.0	19.7	10.9	7.3	15.3	19.7	3.6
80歳以上	47	27.7	12.8	0.0	2.1	2.1	6.4	0.0	29.8	8.5	2.1	10.6	19.1	6.4

今後の地域活動等の参加意向

あなたは今後、地域活動に参加したいと思いますか。（あてはまるもの1つに○）



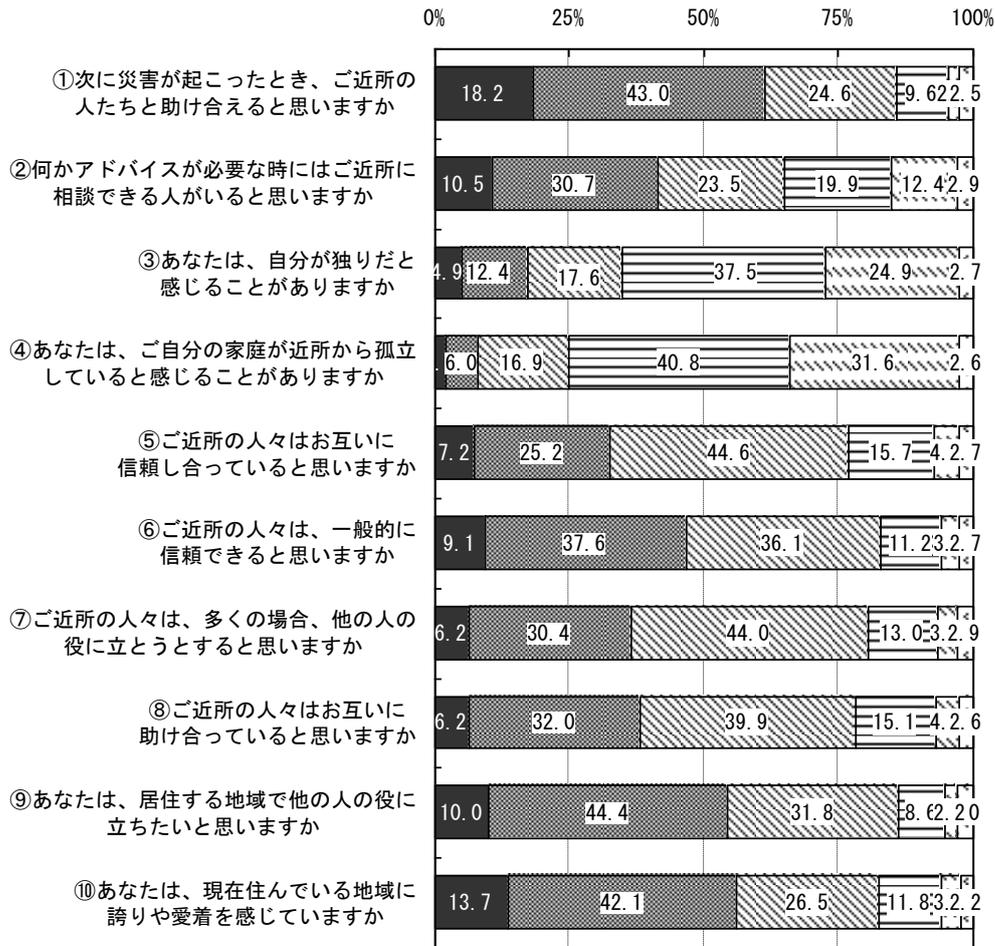
現在は地域活動に参加していない884人のうち、今後の参加意向がある人は、「条件が合えば参加したい」が62.9%と最も多くなっています。年代別では、30歳代、50歳代、60歳代で地域活動に「条件が合えば参加したい」との回答割合が高くなっており、6割を超えています。

地域の住民同士の支え合いについて

あなたは、お住まいの地域の住民同士の支え合いについて、次の1～10の項目に対してどのように感じていますか。（1から5のうち、あてはまるもの1つに○）

計：1,479

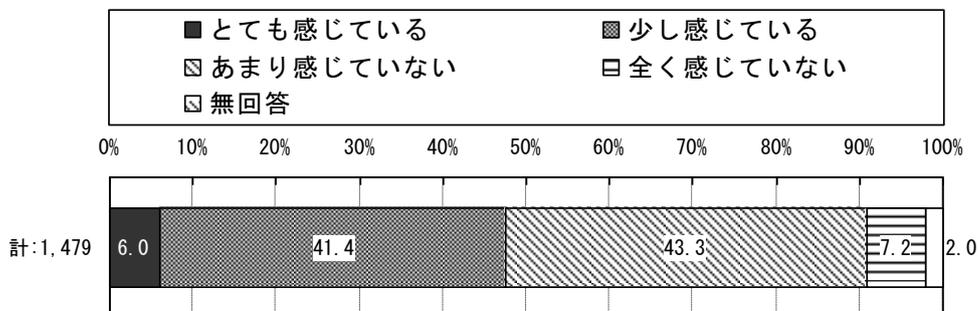
■ とてもそう思う ■ ややそう思う
 ▨ どちらとも言えない □ あまり思わない
 ▩ 全く思わない □ 無回答



地域の住民同士の支え合いについて、「とてもそう思う」、「ややそう思う」と回答したもので多い項目は、「①次に災害が起こったとき、ご近所の人たちと助け合えると思いますか」（61.2%）、「⑩あなたは、現在住んでいる地域に誇りや愛着を感じていますか」（55.8%）、「⑨あなたは、居住する地域で他の人の役に立ちたいと思いますか」（54.4%）となっています。

地域の支え合いについて

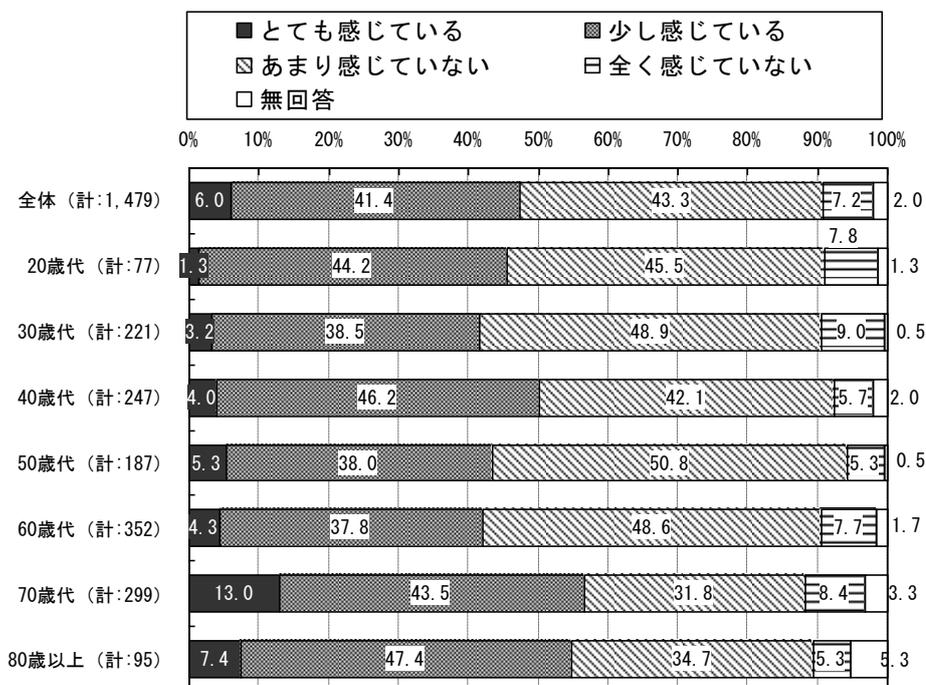
あなたのお住まいの地域では、子ども、高齢者、障害者を含めて、お互いの生活を地域全体で支えあっていると感じていますか。（あてはまるもの1つに○）



地域の支え合いについては、「とても感じている」（6.0%）、「少し感じている」（41.4%）を合わせて47.4%が「感じている」と回答しています。

また、年代別に見ると、70歳以上で「とても感じている」、「少し感じている」の割合が増えています

○年代別地域の支え合い

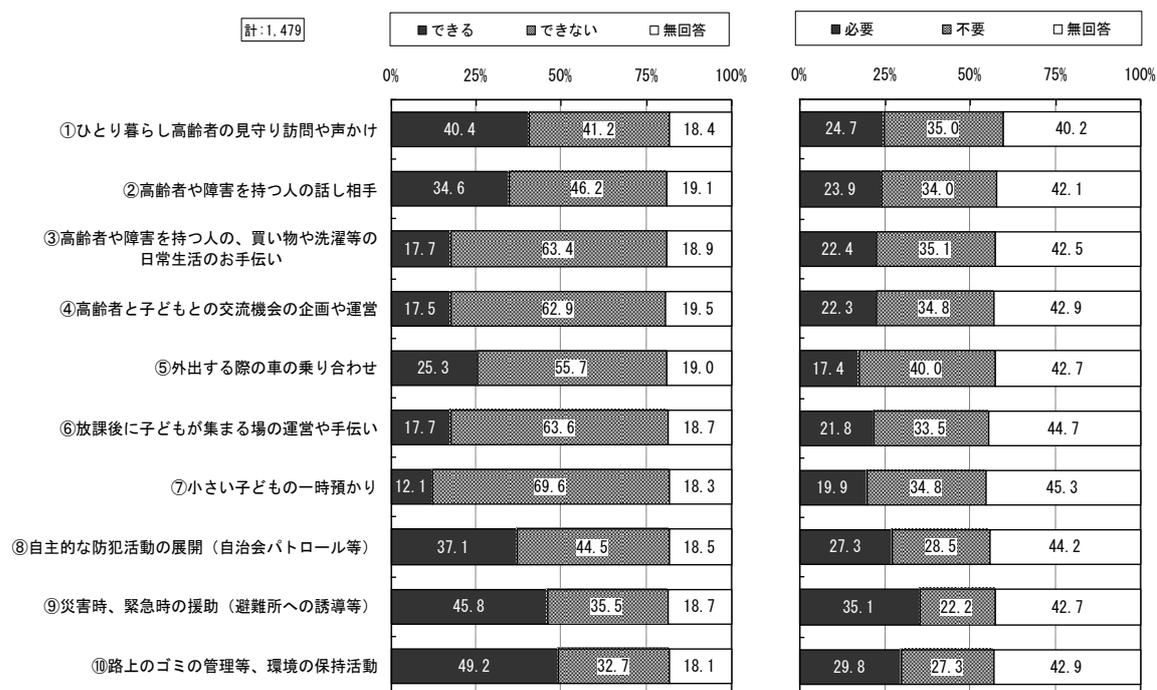


住民同士の支え合い活動でできること・してもらいたいこと

住民同士の支え合い活動として、あなたはどのようなことができると思いますか。
また、隣近所の人に手助けをしてもらうとしたらどのようなことをしてほしいですか。

(1) その活動ができますか

(2) 手助けが必要ですか

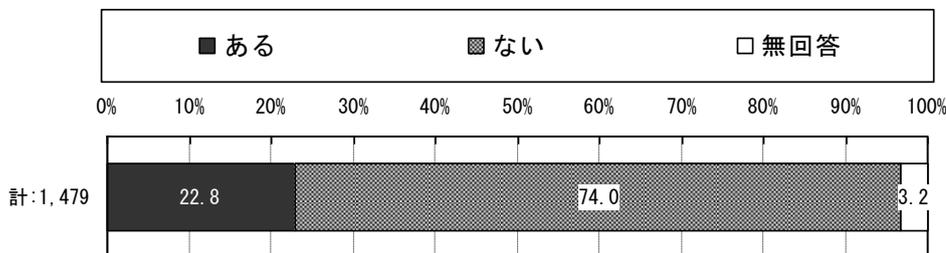


住民同士での支え合い活動として『その活動ができる』と回答したもので多い項目は、「⑩路上のゴミの管理等、環境の保持活動」（49.2%）、「⑨災害時、緊急時の援助（避難所への誘導等）」（45.8%）、「①ひとり暮らしの高齢者の見守り訪問や声かけ」（40.4%）となっています。

住民同士の支え合い活動のうち、『手助けが必要』（隣近所の人から援助を受けたい）と回答したもので多い項目は、「⑨災害時、緊急時の援助（避難所への誘導等）」（35.1%）、「⑩路上のゴミの管理等、環境の保持活動」（29.8%）、「⑧自主的な防犯活動の展開（自治会パトロール等）」（27.3%）となっており、問31（1）での結果とほぼ同じものが上位となっています。

日常生活の困りごとの有無

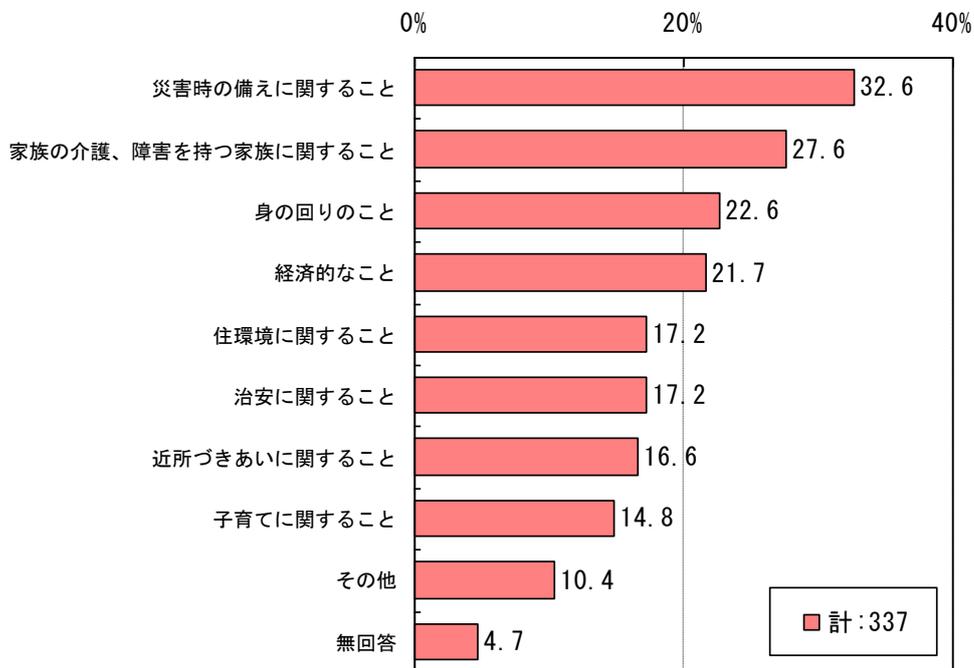
あなたやあなたの身近な人が、日常生活で何か困っていることはありますか。
（あてはまるもの1つに○）



日常生活での困りごとが「ない」と回答した人は74.0%で、「ある」（32.6%）と回答した人の3倍以上となっています。

日常生活の困りごと

あなたや身近な人が、日常生活で困っていることはどのようなことですか。
（あてはまるものすべてに○）



日常生活の困りごとは「災害時の備えに関すること」が32.6%と最も多く、次いで「家族の介護、障害を持つ家族に関すること」が27.6%、「身の回りのこと」が22.6%となっています。

また、年代別にみると、年齢が上がるに連れて「災害時の備えに関すること」が高くなり、反対に「子育てに関すること」や「経済的なこと」などでは若年者で高くなるという傾向が読み取れます。

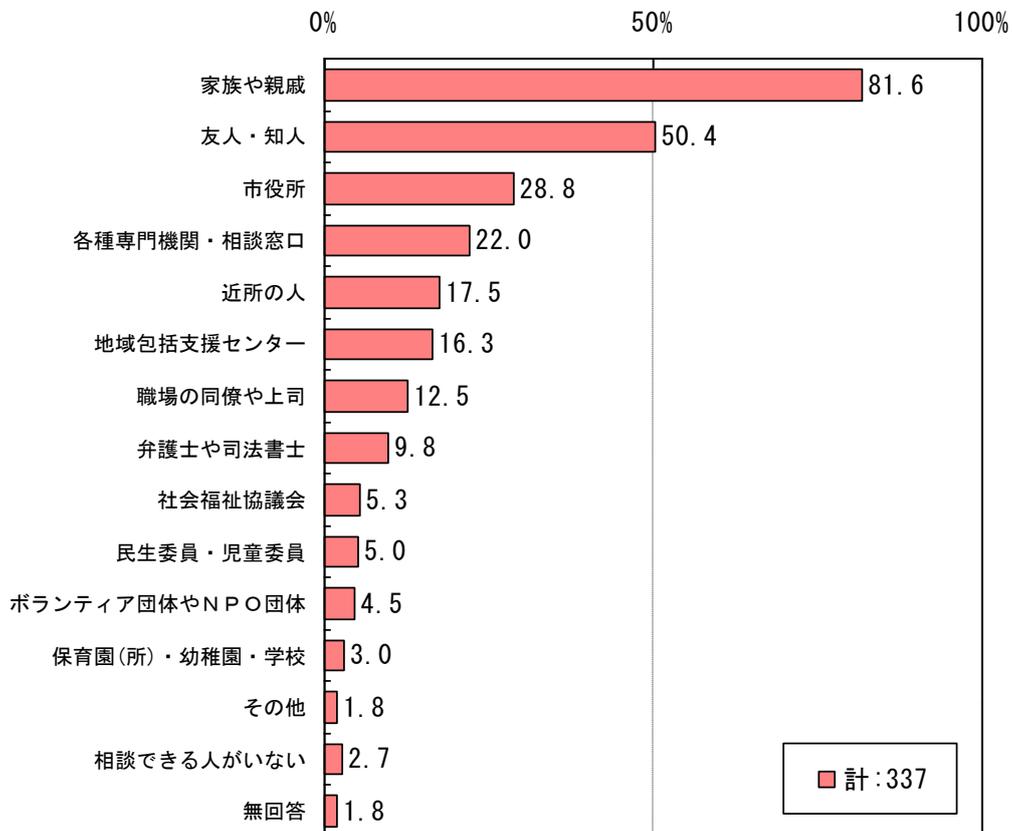
さらに、居住地区別をみると、北部、南部、東部では、「災害時の備えに関すること」、中部では「子育てに関すること」が高くなっています。

○年代別・地区別日常生活の困りごと

%		合計	身の回りのこと	子育てに関すること	家族の介護、障害を持つ家族に関すること	経済的なこと	住環境に関すること	治安に関すること	災害時の備えに関すること	近所づきあいに関すること	その他	無回答
全体		337	22.6	14.8	27.6	21.7	17.2	17.2	32.6	16.6	10.4	4.7
年代別	20歳代	15	33.3	20.0	20.0	26.7	13.3	6.7	6.7	6.7	13.3	0.0
	30歳代	57	12.3	47.4	15.8	36.8	14.0	15.8	22.8	17.5	14.0	0.0
	40歳代	58	12.1	24.1	34.5	31.0	13.8	24.1	20.7	15.5	19.0	0.0
	50歳代	44	11.4	6.8	36.4	22.7	20.5	9.1	31.8	13.6	4.5	9.1
	60歳代	54	22.2	0.0	38.9	18.5	24.1	14.8	33.3	18.5	7.4	5.6
	70歳代	79	38.0	3.8	22.8	8.9	15.2	19.0	46.8	20.3	8.9	10.1
	80歳以上	29	34.5	0.0	20.7	10.3	20.7	24.1	48.3	13.8	3.4	3.4
地区別	北部	81	30.9	8.6	34.6	22.2	24.7	16.0	38.3	7.4	8.6	4.9
	中部	93	17.2	23.7	26.9	23.7	14.0	24.7	25.8	17.2	15.1	4.3
	南部	108	23.1	15.7	24.1	21.3	13.9	16.7	36.1	17.6	8.3	1.9
	東部	53	18.9	7.5	26.4	18.9	18.9	7.5	28.3	28.3	9.4	9.4

困った時の相談相手

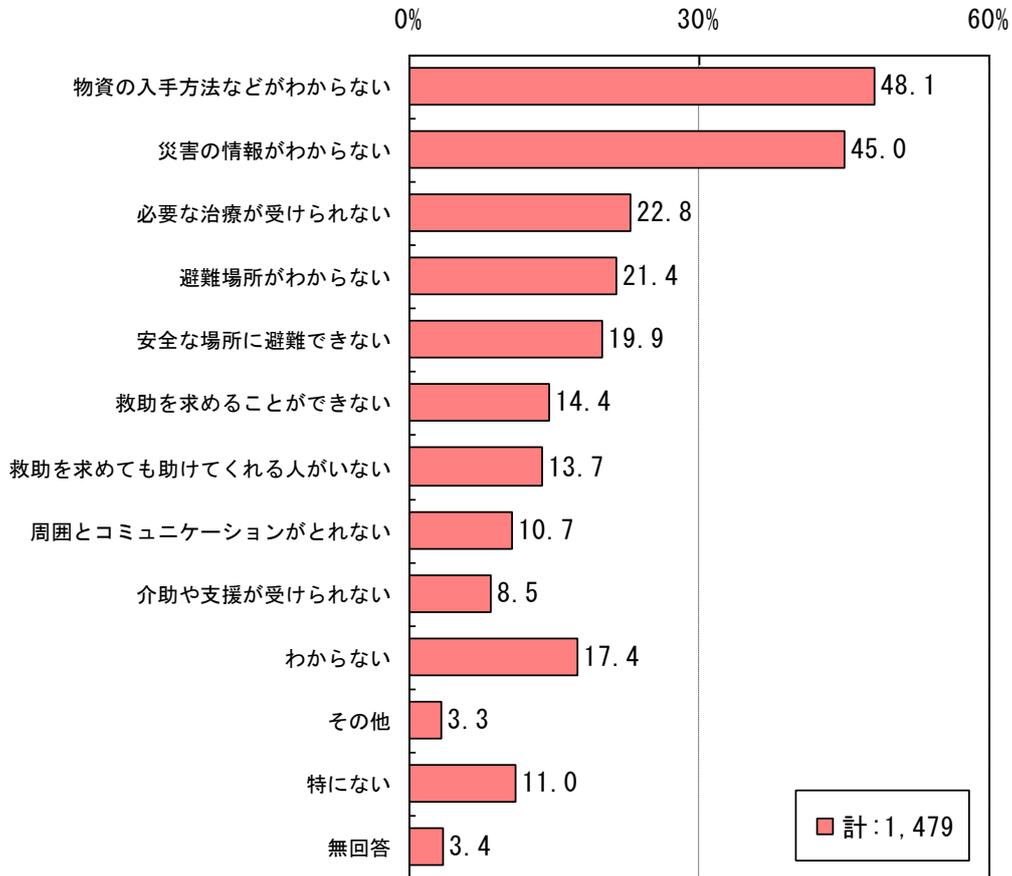
あなたや身近な人が、日常生活で困っていることはどのようなことですか。
（あてはまるものすべてに○）



困ったときの相談相手は「家族や親戚」が81.6%と最も多く、次いで「友人・知人」が50.4%、「市役所」が28.8%となっています。

災害時に困ること

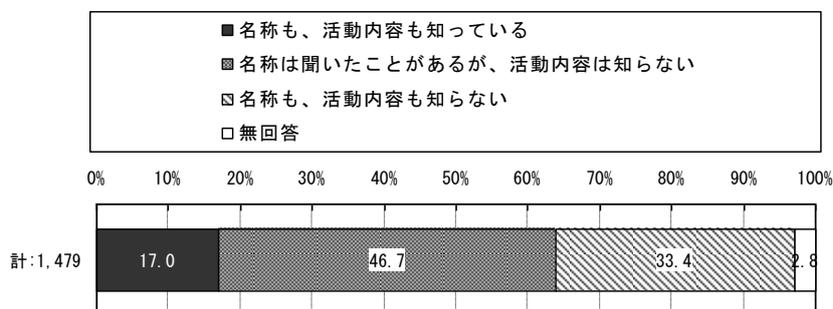
地震などの災害が発生した時に、困ることはどのようなことだと思いますか。
（あてはまるものすべてに○）



災害時に困ることは、「物資の入手方法などがわからない」が48.1%と最も多く、次いで「災害の情報がわからない」が45.0%、「必要な治療が受けられない」が22.8%となっています。

流山市社会福祉協議会の認知度

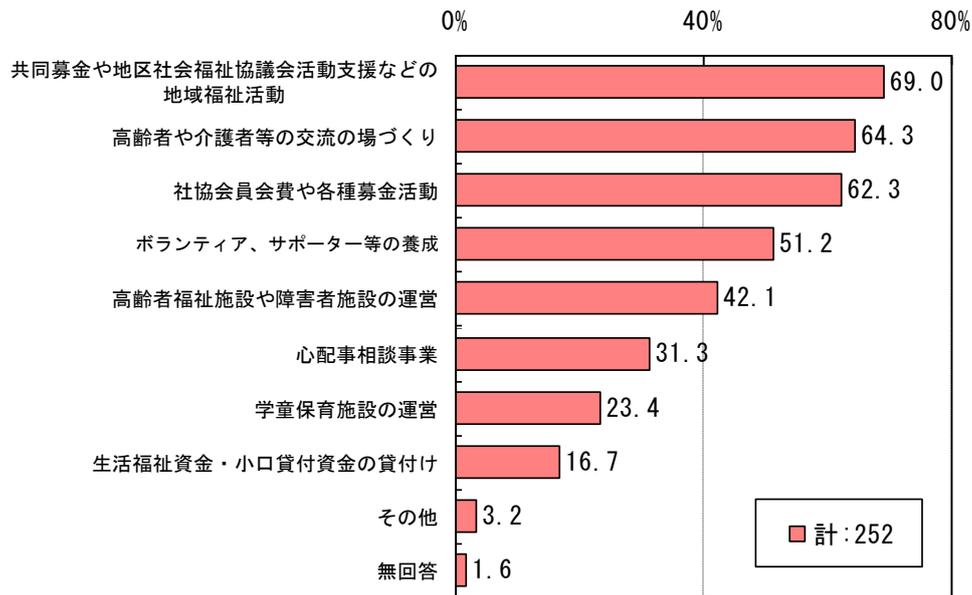
流山市社会福祉協議会についてご存知ですか。（あてはまるもの1つに○）



「流山市社会福祉協議会」は、「名称は聞いたことがあるが、どのような活動をしているかについては知らない」が46.7%と最も多く、「名称も、活動内容も知っている」は17.0%にとどまっています。「名称も、活動内容も知らない」は33.4%と社会福祉協議会を知らない方が3割程度います。

流山市社会福祉協議会の活動の認知度

活動内容として、ご存じのものをお聞かせください。（あてはまるもの1つに○）

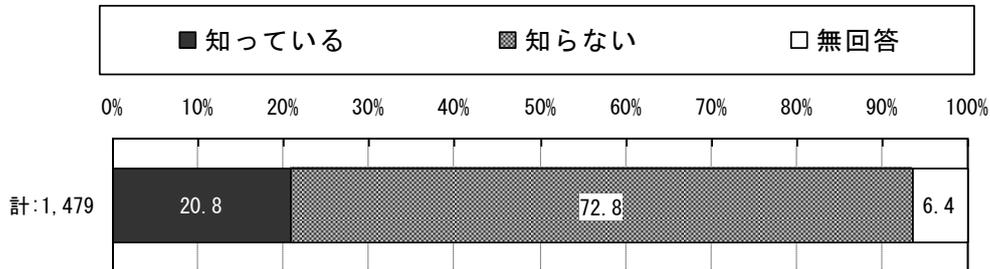


※設問項目を一部修正して記載しました

問 37-1 で、「流山市社会福祉協議会」の名称も活動も大体知っていると回答した 252 人に、社会福祉協議会の活動で知っているものについてたずねたところ、「共同募金や地区社会福祉協議会活動支援などの地域福祉活動」が 69.0%で最も多く、次いで、「高齢者や介護者等の交流の場づくり」が 64.3%、「社協会員会費や各種募金活動」が 62.3%なっています。

民生委員・児童委員の認知度

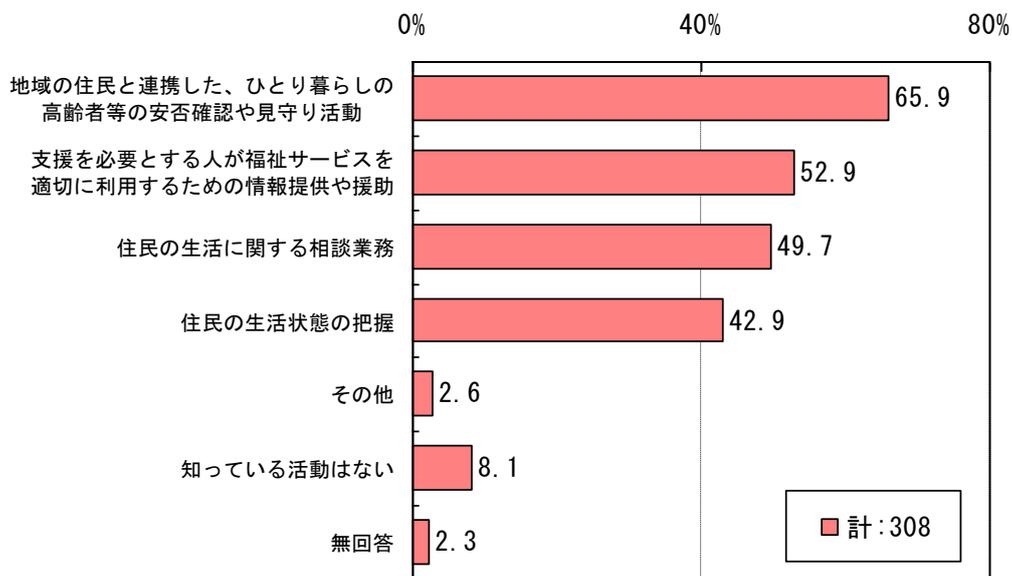
地域の民生委員・児童委員が誰かご存知ですか。（あてはまるもの1つに○）



居住地区の担当民生委員・児童委員が誰であるかの認知度では、「知らない」が72.8%と過半数を占めています。

民生委員・児童委員の活動の認知度

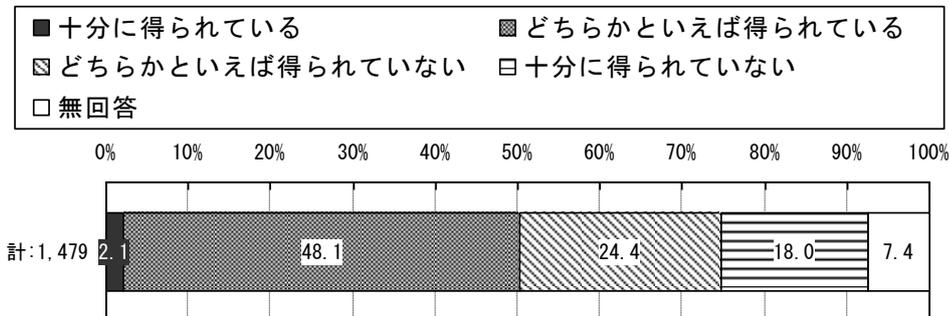
地域の民生委員・児童委員が誰かご存知ですか。（あてはまるもの1つに○）



民生委員・児童委員が行っている活動として知っているものでは、「地域の住民と連携した、ひとり暮らしの高齢者等の安否確認や見守り活動」が65.9%で最も多く、次いで「支援を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するための情報提供や援助」が52.9%、「住民の生活に関する相談業務」が49.7%となっています。一方、「知っている活動はない」は8.1%と少なからず見受けられます。

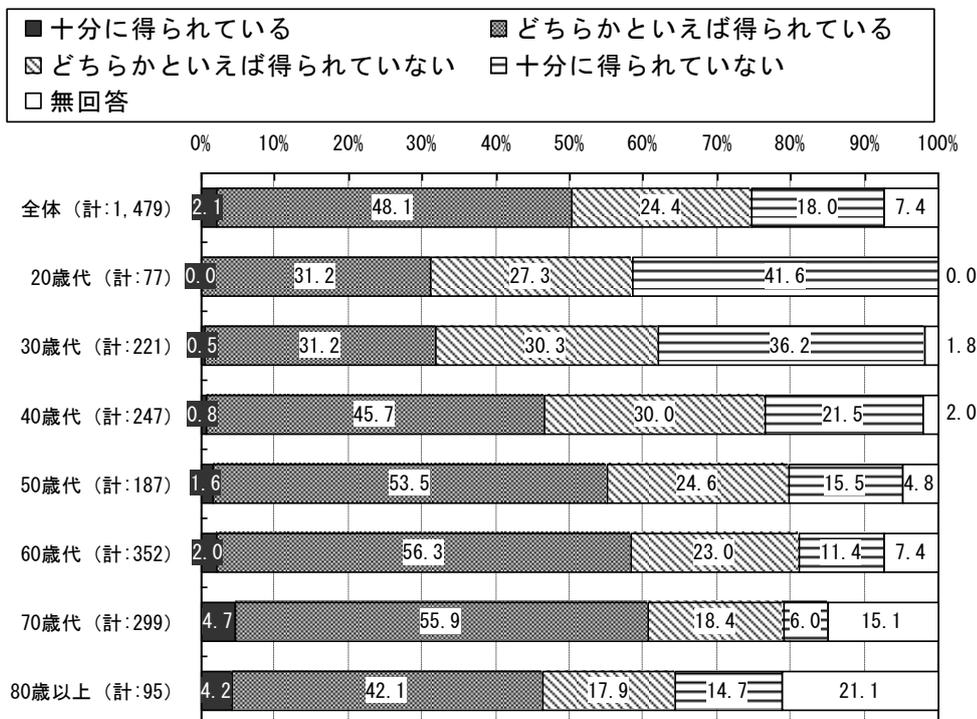
地域や生活の情報の取得状況

地域や社会に関する情報を十分に得られていると思いますか。
 （あてはまるもの1つに○）



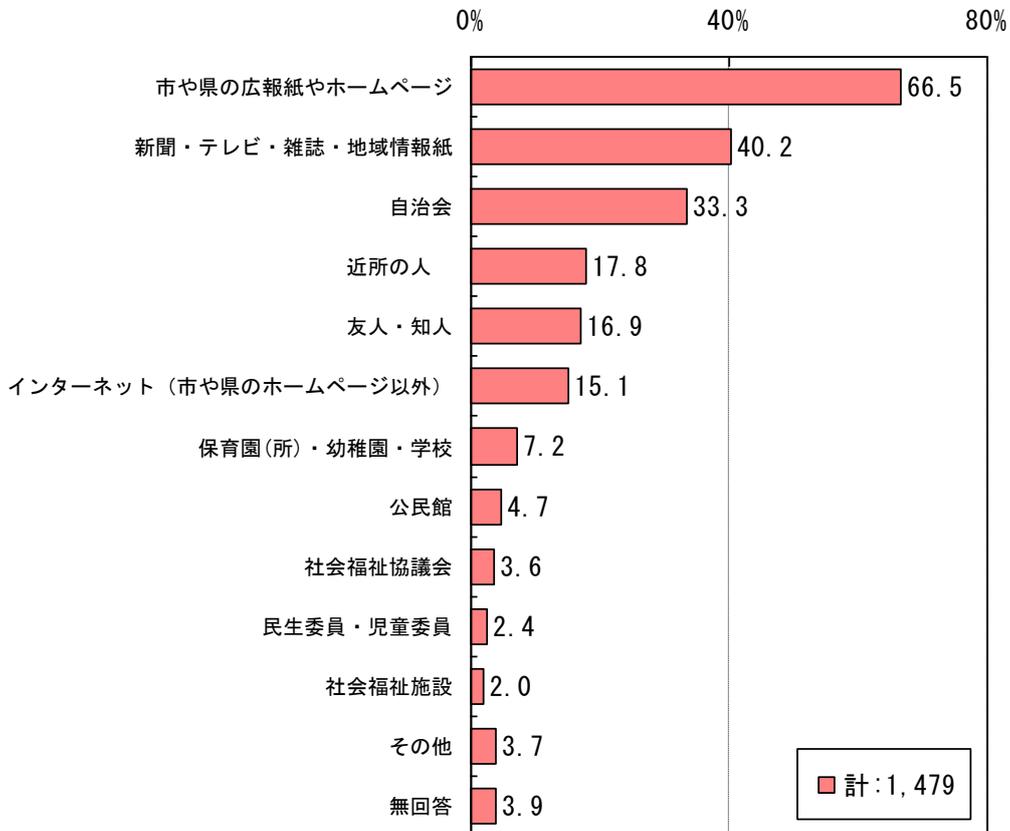
地域や社会に関する情報については、「十分に得られている」（2.1%）、「どちらかといえば得られている」（48.1%）を合わせて50.2%が情報を「得られている」と回答しています。年代別でみると十分に得られていないとする割合は、20～30歳代で多くみられます

○年代別地域や生活の情報の取得状況



地域や社会の情報の入手方法

地域や社会に関する情報をどこから入手していますか。（あてはまるものすべてに○）



地域や社会に関する情報の入手方法は「市や県の広報紙やホームページ」が66.5%と最も多く、次いで「新聞・テレビ・雑誌・地域情報紙」が40.2%、「自治会」が33.3%となっています。年代別にみると、20歳代では「インターネット（市や県のホームページ以外）」、30歳代以上では「保育園（所）・幼稚園・学校」の割合が比較的高く、年齢が上がるにつれ、「近所の人」、「新聞・テレビ・雑誌・地域情報紙」の割合が高くなっている様子が見られます。

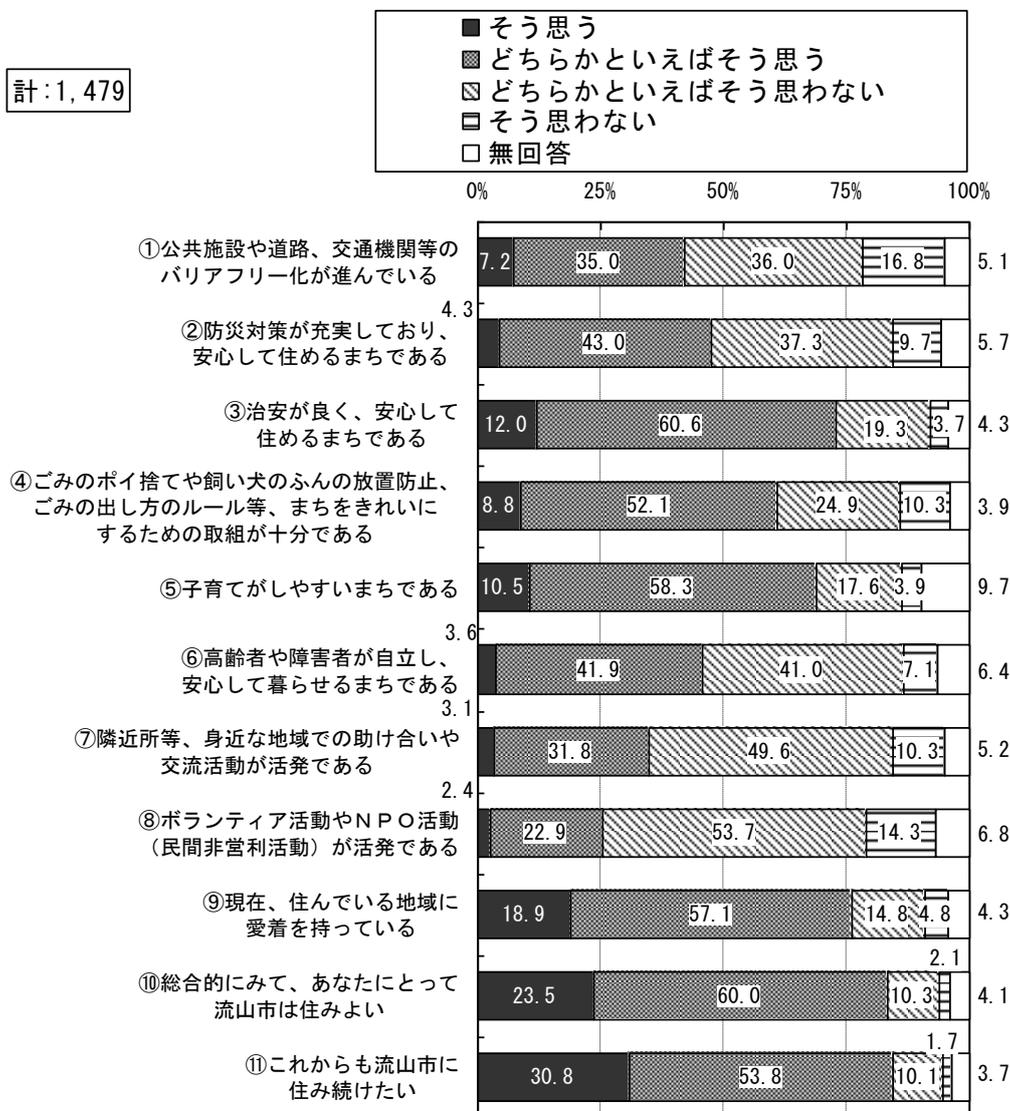
〇年代別 地域や生活の情報の入手方法

％	合計	市や県の広報紙やホームページ	公民館	社会福祉協議会	社会福祉施設	民生委員・児童委員	自治会	近所の人	友人・知人	保育園（所）・幼稚園・学校	新聞・テレビ・雑誌・地域情報紙	インターネット（市や県のホームページ以外）	その他	無回答
全体	1,479	66.5	4.7	3.6	2.0	2.4	33.3	17.8	16.9	7.2	40.2	15.1	3.7	3.9
20歳代	77	33.8	1.3	0.0	1.3	0.0	9.1	11.7	23.4	5.2	40.3	35.1	5.2	6.5
30歳代	221	57.9	2.7	0.9	1.4	0.9	17.2	11.8	16.3	20.8	21.3	22.2	3.6	4.5
40歳代	247	66.8	4.5	0.4	0.0	0.4	21.1	19.4	17.8	17.0	28.7	22.3	6.9	2.8
50歳代	187	69.0	3.7	1.6	1.1	0.5	34.8	14.4	13.4	3.2	38.5	17.1	4.8	1.1
60歳代	352	73.0	5.1	3.7	2.3	2.0	43.2	17.6	16.5	0.6	48.3	10.5	2.3	4.3
70歳代	299	72.6	6.0	9.7	3.3	6.0	46.8	24.1	17.4	1.7	52.5	6.7	2.0	4.0
80歳以上	95	64.2	9.5	5.3	5.3	7.4	40.0	20.0	17.9	1.1	49.5	3.2	3.2	6.3

お住まいや周辺環境の状況

あなたがお住まいの地域や周辺の環境について、どのように思いますか。

計：1,479

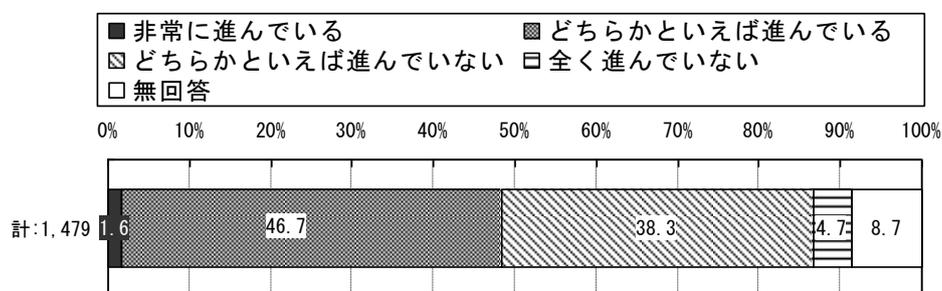


居住している地域や周辺の環境については、「⑪これからも流山市に住み続けたい」、「⑩総合的にみて、あなたにとって流山市は住みよい」、「⑨現在、住んでいる地域に愛着を持っている」などで「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合が高く、住み続けたいまちであることがわかります。

一方、「⑦隣近所等、身近な地域での助け合いや交流活動が活発である」や「⑧ボランティア活動やNPO活動が活発である」などは低く、地域福祉推進の必要性が表れています。

市民と行政の協働について

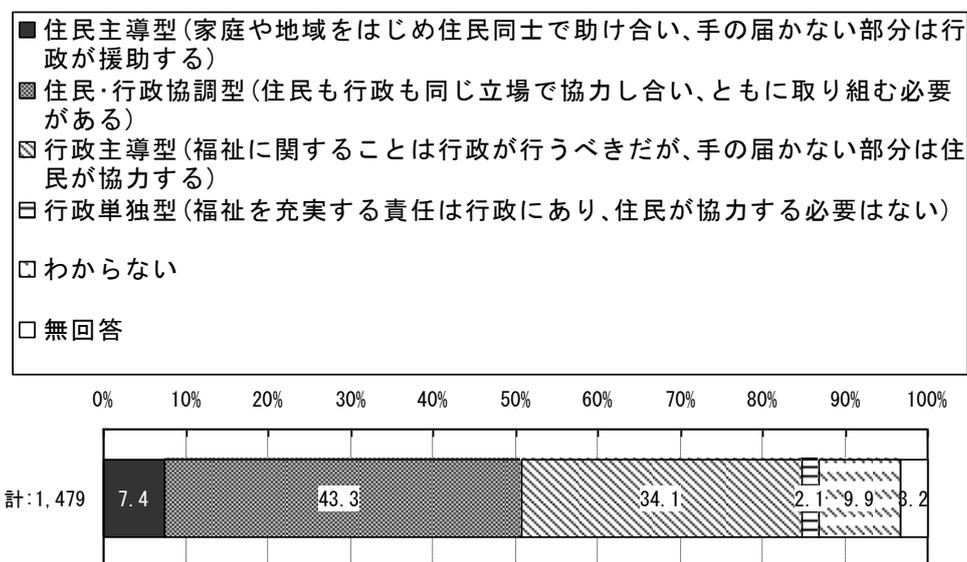
流山市の地域福祉に関する市民と行政の協働（パートナーシップ）について、どのように感じていますか。（あてはまるもの1つに○）



流山市の地域福祉に関する市民と行政の協働（パートナーシップ）については、「非常に進んでいる」（1.6%）、「どちらかといえば進んでいる」（46.7%）を合わせて48.3%が「進んでいる」と回答しています。

地域の福祉活動を充実するために望ましい市民と行政の関係

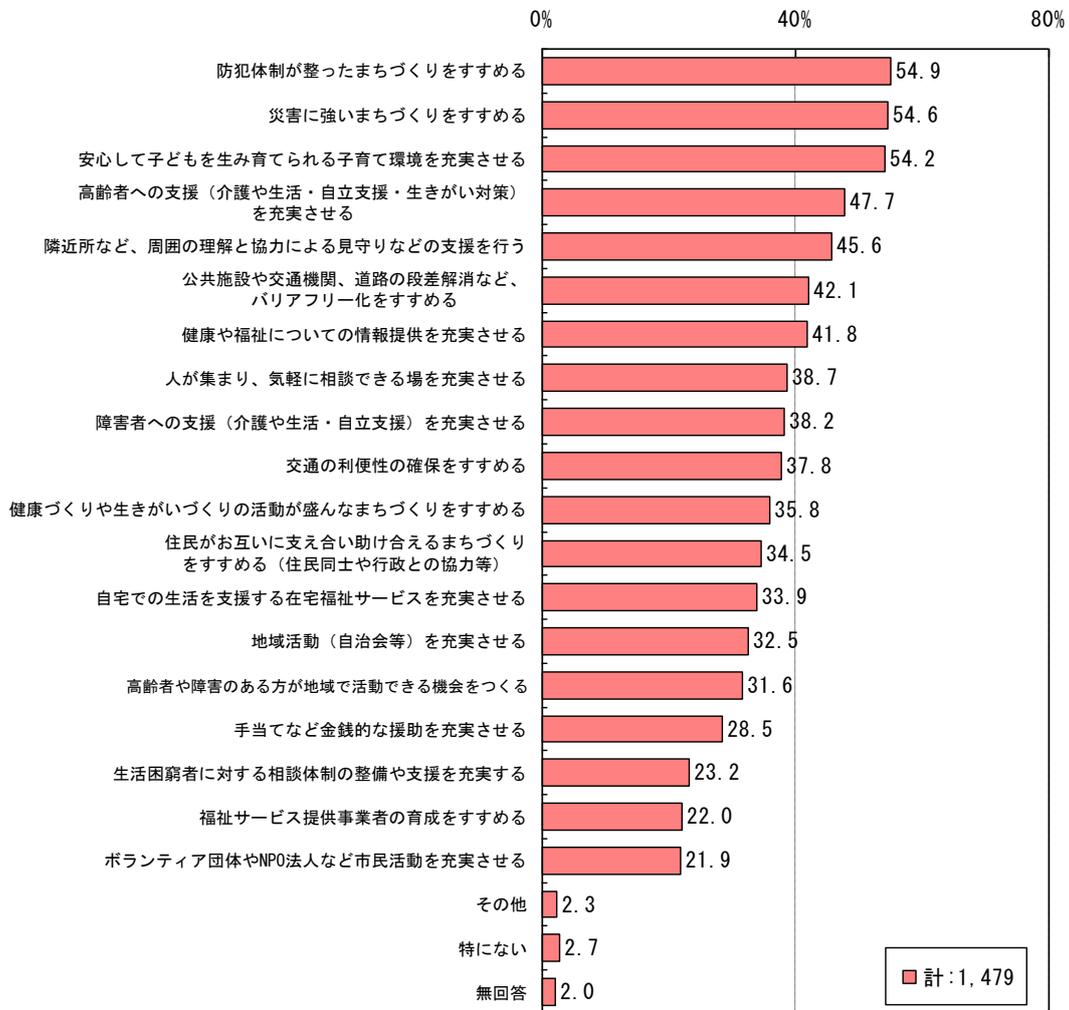
地域での福祉活動を充実させていくうえで、市民と行政との関係はどのようなかたちが望ましいと思いますか。（あてはまるもの1つに○）



市民と行政との関係については、住民も行政も同じ立場で協力し合い、ともに取り組む必要があるとする「住民・行政協調型」が43.3%を占め最も多いものの、福祉に関することは行政が行うべきだが、手の届かない部分は住民が協力するとする「行政主導型」も34.1%と多くなっています。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくため必要な取り組み

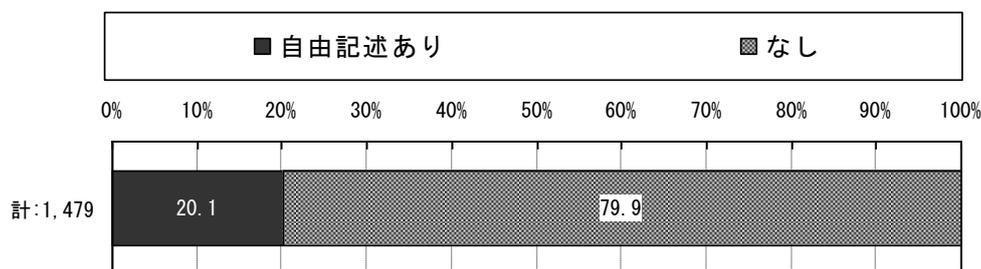
誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために、どのような取組が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、「防犯体制が整ったまちづくりをすすめる」が54.9%と最も多く、次いで、「災害に強いまちづくりをすすめる」が54.6%、「安心して子どもを生き育てられる子育て環境を充実させる」が54.2%となっています。

自由記述

地域福祉に関して、ご意見やご要望等がございましたら、ご記入ください。



自由記述は、298人（20.1%）から回答がありました。

高齢者に関すること

元気な高齢者をボランティアに活用し、生きがいを見つけてもらう。いろいろな才能を持っていると思う。（60歳代,女性,東部）

5年前に引っ越ししてきて、周りの方は若いばかりで、何となく孤立している感じがあります。地域の活動に参加したいのですが、体力的にも自信がなくて、難しい年代です。（60歳代,女性,北部）

私も含め、老人がますます増加します。夫婦でいる時はまだいいが、1人になった時、病気になった時等心細くなる。気軽に相談できるようにして欲しい。（60歳代,男性,北部）

買い物難民を作らぬよう、自立して生活できるようにしていただけたらと願います。（70歳代,女性,北部）

高齢者が多い地域に限って、バスなどの交通機関がほとんどないので、バスなどもう少し交通の便を良くするなどして欲しい。（40歳代,女性,北部）

安く入れる介護施設を作ってほしい。（60歳代,女性,中部）

子育て中の若い世代の方々への取り組みは評価できますが、高齢者の方々にも住みやすい福祉政策をお願いしたいです（介護施設やグループホームの充実など）。（40歳代,女性,南部）

地域の為に活動したいと思うお年寄りがたくさんいるので、その調整する機関があったらいいと思う。（50歳代,男性,南部）

福祉会館の設備（トイレの温暖化等）の充実、ふれあいの家への支援（施設の確保、資金等）に取り組んで欲しい（70歳代,女性,南部）

どこに高齢者、一人暮らしの方が住んでいるのか全く分からない。個人情報等の問題もあるので、難しいのでは……。 （50歳代,男性,南部）

高齢化に対応する介護職員の充足が十分ではない。高齢者の自立化を促進すると共に、他市に先駆けて実施している「介護予防日常生活支援総合事業」をさらに進め、介護職員不足に対応することが求められていると思慮する。（70歳代,男性,東部）

<p>時間を持て余している高齢者が多く、元気でもすることがない。行く所がないという声をよく耳にします。自治会や老人会等で、友達が出来、参加できる人はいいのですが、日時が決められている為、それ以外は暇になっているようです。誰でも集える開放した場の提供（管理者を置いて）、持ち込みOKのカフェ、労働できる（内職などの軽作業を集まって行う）場の提供等、市で取り組めるといいと思います。（50歳代,女性,東部）</p>
<p>自分の健康管理に必死で、スポーツクラブで体力を、脳トレで麻雀（健康）、カラオケ、そして孫達との時間に追われていました。今後真剣に地域の福祉について考えていきたいと思いません。（70歳代,女性,中部）</p>
<p>住み慣れた我が家に出来るだけ長くいたいので、訪問介護の充実を希望します。（70歳代,女性,中部）</p>
<p>障害者・児に関すること</p>
<p>障害を持つ子どもに対してOT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）等受ける所がない。医療、療育を一ヶ所で受けられる場所が欲しい。（30歳代,女性,南部）¹</p>
<p>障害児も増え、福祉サービスだけでなく、教育の充実、支援学校等が必要だと思う。（30歳代,女性,南部）</p>
<p>近所に重い障害を持つ子どものお母さんがいます。時々お話しするのですが、子どもが成長するにつれ、世話が大変だと聞きました。流山には学校の整備も整っておらず、遠方へ子どもを送り出すそうです。（40歳代,女性,南部）</p>
<p>老後の入所施設はあちこちに出来ているが、重度の障害者の入所施設が流山にはない。何とか親が死を迎える前に出来て欲しいと願っています。（70歳代,女性,中部）</p>
<p>子ども・子育てに関すること</p>
<p>近所で昔のようにボール遊びをのびのびとできる場所が少ないです。のびのびと健康的に遊べる場を作ってほしいです。（40歳代,女性,北部）</p>
<p>流山市は子育てにやさしい街とよく言っていますが、やはり地域が限られているのでは？もう少し、そういった場所を増やしていただけると嬉しいです。（30歳代,女性,北部）</p>
<p>小学校の放課後支援活動に力を入れて欲しい。校庭開放や、学習支援等。地域住民が集える学校になれば、住みやすい街になっていくと思います。（40歳代,男性,北部）</p>
<p>生活困窮者の子弟に対する学習援助を展開すること。定年の学校教員や家庭教師の十分な経験のある方に、ボランティアで援助を要請すると共に、行政としては、学習の場を（無料で）提供する活動をお願いしたい。（70歳代,男性,北部）</p>
<p>保育園の充実、学童保育の受け入れを優先して欲しい（希望者が確実に利用できる環境の構築）。（30歳代,男性,南部）</p>

¹ ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）による支援は、児童発達支援センターにおいて、利用者のお子さんの状況にあわせて支援を行っています。

<p>乳幼児ばかりに力を入れるのではなく、子は常に成長しているので、学童期の遊べるスペースや設備、さらには中高生でも運動できる環境の充実を希望。（40歳代,男性,南部）</p>
<p>子どもを安心して外へ出せる街づくりに力を入れて欲しいです（暗い道をなくす、スピード違反を取り締まる、など）（40歳代,女性,南部）</p>
<p>不登校児の増加を抑える施策を考えていただきたい。学校の控え教室を元気のいいNPOの団体に貸し出したり、風通しの良い学校になれば、高齢者も何か役立てることがあるかと、休み時間に生徒が通って来れたり…。（60歳代,女性,南部）</p>
<p>保育園はたくさん増えてはいますが、保育の質はもう少し頑張ってもらいたい問題です。保育士さんの待遇改善を早急に進めていただき、安心して子どもを預け、働くことの出来る環境を整えてもらえたらと思います。（20歳代,女性,南部）</p>
<p>子供の年齢別で、ママサークルがあると参加しやすいし、友達も作りやすいです。（30歳代,女性,南部）</p>
<p>自分も含め、新たな転入者が多い街だと思うので、そういう人達ともっと知り合いになりたいと思うのですが、機会がなかなかありません。小さい子どもを連れ1人で歩いているお母さん、よく見かけます（自分もそうです）。そのような人達と、友達になれる場があればいいのに、と常々思います（支援センター等に行ってみても、既にお友達同士の人ばかりで入っていきません）。（30歳代,女性,中部）</p>
<p>身内のいない所に引っ越し、なかなか人の助けがない中、万一の時に子どもの預け先がない。主人に何かと調整してもらい、病院に行っていましたが、難しい時、一時保育を急に頼もうとしたが、どこも断られ、一時保育があっても急な対応、相談に対応してもらえなかった。以前にも意見しましたが、何年も変わっていない気がします。ママ友ばかりでお互い小さな子がいて、助けてもらえない人はどうしたらよいのですか。（40歳代,女性,中部）</p>
<p>ひとり親の支援が薄いです。もう少し充実してくれると、生活も潤ってくるのに…と感じています。（40歳代,女性,南部）</p>
<p>地域に関すること</p>
<p>一戸建てとマンションとでは、住まい方の違いで多少なりともマンション暮らしの方が、隣近所のつきあいが浅くなりがちだと反省しております。年齢と共に、家に閉じこもりがちにならない努力をしなくてはと思います。（60歳代,女性,南部）</p>
<p>いつ起こるか分からない首都直下地震や災害に対し、市としてどのように対策を取っているか関心が高いです。また、災害時に近隣の高齢者を手助けしたい気持ちはありますが、どの家庭に住んでいるのか等の情報も入手しにくいと感じています。（30歳代,女性,北部）</p>
<p>民生委員さんからちょっと耳にしたことですが、訪問してもかえって迷惑に思う方や、遠慮なさる方もいらっしゃるのか！そういう方々どうコミュニケーションを取っていけばよいのか難しいですね。（60歳代,女性,北部）</p>

<p>今からもっと歳を重ねると地域でお世話になることが多くなるので、今は誰かの手伝いが出来ると良いと思います。時間の余裕があまりなくて、またどのようにしたらよいか、具体的に考えがないので、情報を入手したいです。（60歳代,女性,北部）</p>
<p>今現在家族3人健康で生活しているが、自分のこととして市民全員が考えなくてはいけない問題なので、積極的にいろいろな所に参加しようと思いました。（60歳代,女性,北部）</p>
<p>子育て世帯と高齢者世帯、その間の熟年夫婦だけの世帯・・・3世帯がバランスよく過ごせることのできる流山市はとても素敵だと思います。それぞれが状況に応じて参加できる場を提供してくださることを期待します。（40歳代,女性,北部）</p>
<p>地域によっては高齢者が多い地域があり、自治会の活動や今後継続できない可能性があるように思うので、自治会の統合により、エリア拡大（例えば近隣の3自治会を1つに統合する等）をできないかと思っています。（40歳代,男性,北部）</p>
<p>身近に介護しなくてはならない人がいるので、他人の高齢者の方に声をかけるくらいしかできませんが、自分のできる範囲で見守りはしていこうと思います。（50歳代,女性,北部）</p>
<p>私の住んでいる所は、流山の古い歴史のある地域です。代々で同居は当たり前です。しかし最近独居の方が多く、近所同士の見守りをしています。お互い、毎日近所を観察しています。敢えて見守りなどは必要としていません。そういう地域も昔からの住民の所はあると思います。（60歳代,女性,北部）</p>
<p>近年、インターネットを利用して、遠方の人とのつきあいが増えているが、手の届く近隣との関係を充実させたい。（40歳代,女性,南部）</p>
<p>同性のパートナーと暮らしています。高齢者や子供に対する支援は進んでいると思いますが、私達は物件を借りるのに苦労した経験があります（同性同士不可がほとんど）。地域福祉の向上は素晴らしいと思いますが、パートナーシップについても考えてもらいたいと感じています。（30歳代,男性,南部）</p>
<p>自治会参加者が高齢になり、自治会活動も今後どうなるのか。若い世帯をどういう風に巻き込んでいくかが、今後の福祉計画を立てる為にも課題の一つです。（60歳代,男性,南部）</p>
<p>近所の家でも自治会に加入している人としていない人がいる。うちは賃貸契約するとき管理会社から自動的に入った。個人の場合はどのように加入すれば良いのか分からないのでは・・・。（30歳代,女性,南部）</p>
<p>人口の流入が激しく、どちらかというと勢いのある若い世代におかれて、元々の住民が萎縮して流山に愛着を持っていた人達の心が離れてしまうような気がしています。人口流入で発展、進化することも素晴らしいですが、流山の良さを失わないよう、流山に愛着を持ち続けられるような街づくり、地域づくりを望みます。（40歳代,女性,南部）</p>
<p>3世代が住める街づくり。（40歳代,男性,南部）</p>
<p>流山に引っ越して間もないですが、近所の人々が皆さん親切で、とても住みやすいです。ゴミの管理も自主的に行っている方もいらっしゃる、とてもありがたく思っています。不足している部分を補うことももちろん大事ですが、このように積極的に地域活動に貢献されている方を大事にする何かがあれば良いと思いました。（30歳代,男性,南部）</p>

<p>高齢化の進んだ自治会、子育て世代の転入等、環境も流動的で変化しています。「広報ながれやま」等で、流山市の各自治会の状況や様子とか、その地域の特性等を紹介してもらえたらと思います。（60歳代,女性,南部）</p>
<p>若い人も年配の人も、もう少し福祉に頼らず、各々が自立すべき。国に甘えすぎ。そのうち国が減ぶと思う。自分で考えて行動し、自立すべき。（70歳代,女性,南部）</p>
<p>退職して時間ができたら地域活動に参加したいと思います。子どもたちが未来に希望が持てるような地域にしたい。子どもが元気なら大人も元気になる。大人が元気なら子どもも元気になると思います。活動してくださっている方々に日々感謝しております。（40歳代,女性,東部）</p>
<p>自治会活動を盛んにしてください。子ども会などあったら、絶対楽しいと思います。加入してもゴミ当番しか回ってこないのではつまらないです…。（30歳代,男性,東部）</p>
<p>自分が居住しているマンションは高齢化が進み、自治会等の活動が年々少なくなっているのが心配である。（70歳代,男性,東部）</p>
<p>地域福祉に関しての市民一人一人の意識を高める活動を充実させることが必要ではないでしょうか。（70歳代,男性,中部）</p>
<p>ボランティア活動に対し、どのような面で苦勞し、困っているのかを聞き取っていただき、支援をお願い致します。（60歳代,女性,中部）</p>
<p>自治会の役員を引き受けていますが、福祉活動については切っても切れない問題で、熱心すぎるあまり過干渉になったり、個人の生活をのぞき見る場面になるので、気を遣います。行政と協調して、気軽に相談できるようになれば良いのではと思います。（70歳代,女性,中部）</p>
<p>自治会を充実させ、昔の向こう三軒両隣の感覚で、地域住民が協力し合っていくこと、その不足部分を行政が補完していくことが大切である。（70歳代,男性,中部）</p>
<p>この地域で仕事が増えれば、福祉も交流も活性化するはず。（30歳代,男性,中部）</p>
<p>2年前に都内から移り住んでいます。賃貸のアパートに住んでいるので、自治会等には入っておらず、同じアパート内でほとんど交流はありません。おたかの森駅周辺は、私達家族のような住環境の世帯が多いのではと思います。そういった世帯は、地域の活動について、そもそも知る機会がとても少なく、知っていたとしても知り合いがいないので、参加しにくいと思います（30歳代,女性,中部）</p>
<p>自治会に入りたがらない人達への加入について、市からも要請して欲しいです。（30歳代,女性,中部）</p>
<p>自分達、若い世代は仕事が忙しく、なかなか地域の活動に関わる機会はないというのが現状です。最低限社会のルールを守り、出来ることをやっていくよう心がけることを目標にしたいと思います。（20歳代,男性,中部）</p>
<p>集合住宅などで自治体に入っていないと、地域についての事、生活に困ることなど、分からないことが多くなるので、全員が自治会に入るべきであると思う。（60歳代,女性,中部）</p>
<p>共働き家庭が増え、親の介護、子育ての悩みの受け皿があると嬉しい。（40歳代,女性,中部）</p>
<p>自治会任せでは限界がある。社会福祉協議会などがこれまで以上にプロの意識を持って、福祉行政でいろいろな提案などをすると良いと思う。（50歳代,男性,北部）</p>

働きながら子育てしている人達が利用できるものがあれば良い。平日が多い為。土日を利用し、地域別に交流できる機会があれば、いざという時にお互い助け合えると良いと思う。（40歳代,女性,中部）
年2回の清掃活動や避難訓練の実施は大事なことで良いと思いますが、他の行事は子供中心のイベントが多く、夏祭り中心の為、現在自治会に加入していません。全世代が進んで参加できるような自治会になってもらえるようになったら加入は考えます。（60歳代,男性,中部）
福祉の内容やあり方は、地域でそれぞれ異なると思います。地域毎に要望が集約され、それが行政に直接伝わり、直接地域で実践されていくような仕組みができあがると良いと思います。（60歳代,男性,北部）
つくばエクスプレス周辺は比較的若い世帯が多いと思いますが、私の住んでいる地域は高齢化が進んでいます。市の政策にも地域による差を反映して欲しい。（50歳代,男性,北部）
制度・行政に関すること
高齢者等の為にも、舗道の整備や段差の補修は進めて欲しい。（30歳代,男性,北部）
具体的な防災体制（ハザードマップは見てますが）をそれぞれの地域で具体的にお話する場を望みます。（60歳代,女性,南部）
家族皆健康の為、福祉と縁がないです。多くの市民はそのように考えているのではないのでしょうか。健康な人間が積極的に参加したくなるような仕組みがあれば良い（30歳代,男性,南部）
地域福祉に関して、興味、関心が持てるような情報の提供や、提示が必要と思われます。もう少し身近に感じられないと、関わるのが難しいと思います。（30歳代,男性,南部）
防災無線が聞き取りづらく、室内にいると何を言っているのか分からない。小学生や幼稚園など小さい子供がいる家庭は、学校などから配信されるメールがあるので、そういったもので知らせるなどして欲しい。一人暮らしのお年寄りなどは、まずはそういったサービスに加入する手続きなどしてもらい、メールで受信できるようにしたら良いと思う（ほとんどの方が携帯を持っているので）。（30歳代,女性,南部）
健康増進の為、ラジオ体操はどうでしょうか。会場まで歩いて行くだけでも運動になり、近所のコミュニケーションにもなると思います。（80歳以上,女性,南部）
福祉に限らず、情報を収集する方法が、ホームページしかないことが不便。インターネットを利用できない人は多いと思う。（70歳代,男性,東部）
福祉行政に関心のないことを反省致しましたが、反面、福祉行政に関する広報のアピール不足もあるのではと思います。（70歳代,男性,中部）
地域福祉＝高齢者福祉というイメージが強い。子供や障害者福祉の充実もちろん必要だが、今特に関わりの少ない世代や世帯にとっても、もっと身近に感じられる情報発信が重要だと思う。（30歳代,女性,中部）
活用できる情報、制度をあまりにも知らない為、情報を一覧的に提供してくれる仕組みが欲しい。（30歳代,男性,中部）

付属資料

用語集

用語集 本文中の取扱い：初出ページに、*用語集 を記しています

あ行

LGBT

P 31、51、57

L=レズビアン（女性同性愛者）、G=ゲイ（男性同性愛者）、B=バイセクシュアル（両性愛者）、T=トランスジェンダー（生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人）を合わせた用語で、性的マイノリティー（性的少数者）を示すことが多くなっています。近年では、性的指向による差別行為の禁止や環境改善の動きが徐々に広がっています。

NPO ¹

P 2、3、5、36、39、44、49、61、66、市民アンケート結果

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合など、法人格の有無や法人格の種類を問わず、民間の立場で営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的にした団体です。福祉分野では、問題への柔軟な対応や具体的なサービスへの提供、住民参加の場などとして活動しています。

か行

介護相談員制度

P 54

登録された介護相談員が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組です。流山市では、現在、10名の介護相談員が月1回、2名1組で市内30か所の施設や事業者を訪問しています。

ケアマネジメント・ケアマネジャー ¹

P 47

ケアマネジメントは、個々の要援護者の生活にあわせて、複数のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源や地域資源と結びつける手続きです。このマネジメントを担う者をケアマネジャーと呼び、広く認知されている介護保険分野のみならず、障害者福祉や児童福祉分野においても重要視されています。

¹ 山縣文治、柏女霊峰、編「社会福祉用語辞典 第9版」ミネルヴァ書房

権利擁護¹

P 47、51、54、58

特定のサービスの利用にあたって、利用者に不利益がないように、弁護あるいは擁護する制度の総称。本人の判断能力が十分でない状態にあり人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助などを行う成年後見制度が代表的な取組みとなっています。

また、認知症への理解を深める講座等を開催することで、地域全体での適切な理解と見守りにつなげるといった地域の改善活動も該当します。

高齢者ふれあいの家

P 55、59

空き民家などを借り上げた施設を利用した、家にとじこもりがちな高齢者を主な対象とする交流の場です。健康、生きがい等に関する趣味活動又は教養講座等を通じた高齢者相互の交流、高齢者と子ども等との世代間の交流を目的としており、流山市では人的支援や支援費の支給を行っています。

子育てサロン

P 37、56

乳幼児を育児中の保護者の皆様が、育児の悩みや、不安を気軽に話し合い、交流する場として、保健センター・公民館・地域の団体等で数々のサロン事業が開催されています。

子ども・子育て支援新制度²

P 10

平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。保育給付（認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等）や地域子ども・子育て支援事業（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）などについて、市町村が実施主体となって進めている制度です。

さ行

市民活動推進センター

P 40、44

¹ 山縣文治、柏女霊峰、編「社会福祉用語辞典 第9版」ミネルヴァ書房

² 内閣府 HP「子ども・子育て支援新制度」
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

市民、事業者及び行政による「協働のまちづくり」の実現に向けて、その担い手の一つである公益的な市民活動が元気に育まれる場、市民活動を推進するための「拠点」として市民活動の場の提供、情報の収集・発信、市民活動団体の交流、ネットワーク及びコーディネート支援を行うために設置しています。

社会福祉協議会・社会福祉協議会ボランティアセンター

P 2、6、22、38、40、44、46、47、48、49、52、53、66、67、市民アンケート

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つです。住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加・協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織です。民間組織としての「自主性」と、会員である市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っています。

ボランティアセンターは、ボランティア活動への参加希望を受け付け、福祉やボランティア活動に関する基礎的な知識や技術などについての学習の場の提供、潜在するボランティアに対するニーズを調整して掘り起こしや福祉団体やNPO、行政機関とボランティアの間に立ち調整などを行っています。また、市民の皆様から預託（寄附）された善意の金銭や物品を効果的に社会福祉の増進につなげています。

生活困窮者自立支援制度¹

P 9、10、11、31、56、市民アンケート

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう支援していくこと。就労支援や居住確保等の支援策を市町村が実施していくことで、自立した生活の実現と貧困・困窮の連鎖を解消することを目的としています。

成年後見制度

P 58

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度です。制度利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族による申し立てが必要ですが、身寄りのない人等の場合、市町村に申し立て権が付与されています。

¹ 厚生労働省 HP「生活困窮者自立支援制度」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

た行

第三者評価

P54

サービス利用者でも事業者でもない第三者的組織や人が、事業の内容や質などを客観的に評価し、公表する仕組みのことです。利用者の選択の幅をひろげるほか、事業者間の競争意識を高め、サービスの質の向上を図るねらいがあります。

地域子育て支援センター¹

P56

公共施設や保育園等の身近な施設を地域子育て支援拠点として定め、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施し、地域の子育て力を向上しようとする取り組み。流山市では、保育園の園庭やホールなどを開放し、子育て中の方の育児相談（面談・電話）や子育て関連の各種行事の実施、地域の親子の交流するきっかけ作りをしています。

地域包括支援センター

P9、20、43、46、47、49、53、55、59、63

総合相談支援、権利擁護、関係機関のネットワークづくりや住民活動のサポートを通じて、地域住民の健康維持、生活の安定、保健、医療、福祉の向上等を包括的に担う地域の中核機関です。社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門的知識を持つスタッフが配置されています。流山市では、市内を4地区に分けて設置し、委託された法人が運営しています。

地域包括ケア・地域包括ケアシステム²

P9、10、14、20、43、47、49、55、70、市民アンケート

要介護高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活し続けることを支えるために、個々の要介護高齢者の状態や置かれている状況、生活の場の変化に応じて、必要な支援を継続的・包括的に提供するケアのあり方。①医療との連携強化、②介護サービスの充実、③予防の推進、④見守り、配食、買い物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護、⑤高齢期になっても住み続けることのできる高齢者の住まいの整備を行うことを中心としています。

¹ 厚生労働省 HP「地域子育て支援拠点事業について」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/

² 山縣文治、柏女霊峰、編「社会福祉用語辞典 第9版」ミネルヴァ書房

地区社会福祉協議会

P 39、46、市民アンケート

社会福祉法の第109条において、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会が規定されていますが、第109条でいう地区社会福祉協議会は指定都市の区（地方自治法第252条の20に規定）をいいます。流山市の地区社会福祉協議会は、他の地方自治体でも同様の例が多くありますが、法律上の名称と同じ名称を有したボランティア組織で、小学校区別に16の組織があります。

な行

ノーマライゼーション¹

P 8、55

デンマークにおける障害者施設的环境改善から端を発し、身体障害者、精神障害者の運動など障害者全体の運動に広がっている理念で、一般市民と同様の普通（ノーマル）の生活・権利などが保障されるように環境整備を目指すものです。近年では高齢者福祉や子ども家庭福祉領域など、福祉領域全般に浸透するようになっており、福祉の基本理念ともいえます。

は行

バリアフリー

P 51、60

高齢者、障害者、児童、妊産婦などをはじめ、すべての人の行動や社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことです。道路や建物内の段差の解消といった物理的な障壁を取り除く意味はもとより、制度的・社会的な障壁、差別や偏見などの心理的な障壁など、すべての障壁を取り除くという意味です。

PDCA サイクル

P 69

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を合わせた用語で、業務や事業をPDCAのサイクルによって継続的に改善し続けること。従来は、生産管理や品質管理に用いられた用語ですが、現在では、あらゆる分野で提唱されています。

¹ 山縣文治、柏女霊峰、編「社会福祉用語辞典 第9版」ミネルヴァ書房

避難行動要支援者・避難行動要支援者避難支援計画・避難行動要支援者名簿

P9、10、31、51、62、63

避難行動要支援者は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する「要配慮者」のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいいます。

避難行動要支援者支援計画は、流山市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援体制の確保や日頃からの準備、また、災害発生時における支援について、自助、地域社会の共助を基本に必要な事項を定めたものです。

避難行動要支援者名簿は、平成25年の災害対策基本法の改正により、地方自治体に作成が義務付けられました。避難支援を円滑に行うために、地方自治体が保有する情報の管理・共有して作成し、本人の同意があれば自治会や消防など支援関係者に対して平常時の見守り活動の用途においても情報を共有することができます。

福祉有償運送

P51、61

NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、自家用自動車を使用して、介護を必要とするお年寄りや障害のある方など、単独で交通機関を利用して移動することが困難な方を対象に、通院、通所等を目的に有償で行う運送サービスをいいます。実施主体は、地方自治体の主催する協議会を経て認可された事業所に限られています。

ふれあいサロン

P37

高齢者の健康増進、認知症や寝たきり予防と仲間作りのための集いです。身体をほぐす軽体操とお茶とお菓子付きのおしゃべりなど、公民館等でサロン事業を行っています

ま行

民生委員・児童委員

P2、22、31、39、41、45、46、48、49、52、53、58、62、67、市民アンケート

地域住民の生活や福祉に関する相談、問題解決の支援にあたる地域の身近な相談役です。民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、また児童福祉法に基づく児童委員を兼務します。一人暮らしの高齢者や困窮家庭への生活支援をはじめ、子どもたちの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等、地域福祉全般の業務を担う中核人材です。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。現在、流山市では定数163名の民生委員・児童委員が活動しています。

流山市地域福祉計画

企画・編集：流山市健康福祉部社会福祉課

健康福祉政策室

住所：流山市平和台 1-1-1

電話：04-7150-6079

